

## 令和2年3月定例会会議録（第1号）

令和2年3月3日 火曜日 午前10時00分開会  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事 査務 委員 局長	山 科 雅 寛	選挙管理委員会 局長	矢 作 勝 彦
選挙管理委員会 会長	小 関 孝	農業委員会 会長	浅 沼 玲 子
農業委員会 会長	津 藤 隆 浩		

### 事務局出席者職氏名

局 長	滝 口 英 憲	総務 主 査	叶 内 敏 彦
主 任	小 松 真 子	主 任	小田桐 まなみ

### 議 事 日 程 (第1号)

令和2年3月3日 火曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

(上程、提案説明、採決)

- 日程第 5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第16号新庄市副市長の選任について
- 日程第 7 議案第17号新庄市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 8 議案第18号新庄市監査委員の選任について
- 日程第 9 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

(上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第10 議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第19号財産の処分について
- 日程第12 令和2年度施政方針の説明

(一括上程、提案説明)

- 日程第13 議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算
- 日程第14 議案第10号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号令和2年度新庄市水道事業会計予算

- 日程第19 議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算  
日程第20 予算特別委員会の設置

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第21 議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第22 議案第21号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第23 議案第23号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第24 議案第23号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第25 議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例について  
日程第26 議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第27 議案第26号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について  
日程第28 議案第27号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第29 議案第28号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第30 議案第29号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について  
日程第31 議案第30号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第32 議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について  
日程第33 議案第32号新庄市都市下水路条例について  
日程第34 議案第33号新庄市下水道条例について  
日程第35 議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について  
日程第36 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第37 議案第1号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第5号)  
日程第38 議案第2号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第39 議案第3号令和元年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第40 議案第4号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第41 議案第5号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第42 議案第6号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)  
日程第43 議案第7号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第44 議案第8号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第5号)

## 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。欠席通告者はありません。

これより令和2年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**下山准一議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において押切明弘君、奥山省三君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**下山准一議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

**石川正志議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る2月25日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和2年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付してあります令和2年3月定例会日程表のとおり、本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提案されます案件は、報告1件、諮問1件、議会案1件、令和元年度補正予算8件、令和2年度予算7件、議案19件、請願1件の計38件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告1件の後、諮問1件、議案第16号、議案第17号及び議案第18号の議案3件につきましては人事案件でありますので提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。また、議案第19号につきましても同様に、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第1号から議案第8号までの令和元年度補正予算8件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第9号から議案第15号までの令和2年度予算7件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後に、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査していただきます。

議案第20号から議案第34号までの議案15件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託して審査していただきます。

次に、一般質問についてであります。今期

定例会の一般質問通告者は11名であります。よって、1日目6名、2日目5名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員

長から報告のありましたとおり、本日から3月17日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は3月3日から3月17日までの15日間と決しました。

### 令和2年3月定例会日程表

会期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第1日	3月3日	火	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(1件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。人事案件(3件)の上程、提案説明、採決。選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。令和2年度施政方針の説明。予算(7件)の一括上程、提案説明。予算特別委員会の設置。議案(15件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(8件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月4日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、小野周一、山科春美、石川正志、八鍬長一、叶内恵子の各議員

会期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第3日	3月5日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤卓也、高橋富美子、佐藤悦子、 奥山省三、庄司里香の各議員
第4日	3月6日	金	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第5日	3月7日	土	休 会			
第6日	3月8日	日				
第7日	3月9日	月	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第8日	3月10日	火	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和2年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第9日	3月11日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和2年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第10日	3月12日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和2年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第11日	3月13日	金	休 会			本会議準備のため
第12日	3月14日	土	休 会			
第13日	3月15日	日				
第14日	3月16日	月	休 会			本会議準備のため
第15日	3月17日	火	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。

### 日程第3市長の行政報告

下山准一議長 日程第3市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、3月定例会冒頭に当たりまして、本市における新型コロナウイルス感染症対策に関する状況について、2月19日全員協議会に続き改めて御報告申し上げます。

中国武漢市で発生しました新型コロナウイルスについて、連日テレビ等で報道されているところであります。山形県では、予防対策の周知や相談窓口の設置、医療機関の体制整備などを行って対応しているところであります。

本市におきましては、2月17日に新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議を開催し、28日には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところであります。

先週、政府の要請を受けまして、感染防止の観点から、3月2日から春休みまで小中学校全校を臨時休校としております。また、市主催の行事や会議などは、極力中止または延期することといたしました。なお、団体等が行事などを開催する場合には、感染症予防に十分に努めた上で実施するよう要請したところであります。

市民の健康を守るため、関係機関と連携を図りながら情報を共有し、感染症の予防や相談窓口などについて、より一層周知を図ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### **日程第4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について**

**下山准一議長** 日程第4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものでございます。お手元の令和2年度予算書につきましては、去る2月3日に開催されました令和2年第1回土地開発公社理事会におきまして承認されたものでございます。

令和2年度の事業計画といたしまして、定住対策に向けた宅地開発の可能性について調査し

たいとのことであります。

なお、予算書の1ページから5ページまでに、新庄市土地開発公社予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、令和2年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

**下山准一議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

#### **日程第5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

**下山准一議長** 日程第5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

令和2年6月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名の方につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、引き続き推薦する方として荒川静江氏であります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき御意見賜りますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

## 日程第6議案第16号新庄市副市長の選任について

**下山准一議長** 日程第6議案第16号新庄市副市長の選任についてを議題といたします。

ここで総務課長小松 孝君の退席を求めます。

(小松 孝総務課長退席)

**下山准一議長** 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第16号新庄市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、新庄市副市長として小松 孝君を選任することにつきまして、地方自治法第162条

の規定により議会の同意を求めるため御提案申し上げます。

御同意をお願い申し上げます小松 孝君は、参考として添付しております経歴にもありますように、昭和60年に新庄市職員となり、その後、新庄市選挙管理委員会事務局長、健康課長、環境課長などの職を経て、現在は総務課長の職についております。

このたび副市長を選任するに当たり、本市行政に精通している同氏を最も適任と考えまして、御提案するものであります。

なお、選任は、令和2年4月1日を予定しております。御審議をいただき御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第16号新庄市副市長の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

(小松 孝総務課長復席)

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま副市長に選任されました小松 孝君に御挨拶をお願いいたします。

**小松 孝総務課長** 小松 孝でございます。先ほどは、議会の御同意をいただきましてありがとうございます。

4月1日からの就任ということになりますけれども、市民の皆様のためになる市役所をつくるために、そして、議員の皆様のお協力をいただきまして、市長が掲げる施策の実現に向けまして尽力してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

### 日程第7議案第17号新庄市教育委員会委員長の任命について

**下山准一議長** 日程第7議案第17号新庄市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、教育長高野 博君の退席を求めます。

(高野 博教育長退席)

**下山准一議長** 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第17号新庄市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会教育長の任期が令和2年3月31日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は高野 博氏であります。

任期は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年であります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、平成29年から教育長の職についておられ、本市の教育行政を推進していただく上で、まことにふさわしい方であると存じます。

御審議いただき御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第17号新庄市教育委員会教育長の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

(高野 博教育長復席)

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま教育長に任命されました高野 博君に御挨拶をお願いいたします。

**高野 博教育長** ただいまは教育長に承認いただきましてありがとうございます。これから3年間、教育長の仕事を務めるわけですが、これから明倫学園の校舎建築・開校、そして東京オリンピックのホストタウン、聖火リレー事業、そして新学習指導要領の全面实施と、多くの取り組まなければいけないことがあります。

子供一人一人の可能性を最大限発揮できるような教育、そして、市民も輝いて日々生活できるような教育に、少しでも教育長として頑張っていきたいなと思いますので、皆様の御理解と御協力をお願いし、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。(拍手)

## 日程第8議案第18号新庄市監査委員の選任について

**下山准一議長** 日程第8議案第18号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、監査委員大場隆司君の退席を求めます。

(大場隆司監査委員退席)

**下山准一議長** 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第18号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が、本年3月31日で任期満了となりますことから、新たに選任するために地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

御同意をお願い申し上げます大場隆司氏は、昭和57年3月に慶應義塾大学を卒業後、平成2

年11月に司法書士の資格を取得され、平成4年4月に司法書士大場隆司事務所を開設されております。

また、平成28年から監査委員に選任されているところであり、すぐれた識見を有している同氏を最も適任と考え、御提案申し上げるものであります。

御審議いただき御意見賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第18号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

(大場隆司監査委員復席)

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました大場隆司君に御挨拶をお願いいたします。

**大場隆司監査委員** ただいま監査委員に選任していただきました大場隆司でございます。新庄市も少子高齢化、若者の流出によって人口が減少し、また、高度成長期と異なる人口構成によって、将来的には年々財政状況が厳しくなっていくことが想定されます。こういった状況を踏まえ、新庄市民と新庄市の行政側との中立的な立場で、公正不偏の監査に努めてまいりたいと存じますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

## 日程第9 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

**下山准一議長** 日程第9 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最初に、選挙管理委員の方々を申し上げます。

間 洋子さん、五十嵐キヨコさん、佐藤利美さん、武田清治さんの4名を委員に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました

の方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の方々を指名申し上げます。

補充員の1番目に小野茂雄さん、2番目に畠腹銀蔵さん、3番目に遠田美代子さん、4番目に五十嵐美千子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が補充員に当選されました。

それでは、ここで選挙管理委員に当選されました方々から御挨拶をいただきたいと思えます。暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第10 議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例について

**下山准一議長** 日程第10議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

**石川正志議会運営委員長** 議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長石川正志でございます。

提出の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、4月1日から行政組織の変更に伴い、委員会の所管する事務を変更するため必要な改正を行うものであります。施行月日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議会案第1号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日程第11議案第19号財産の処分について

**下山准一議長** 日程第11議案第19号財産の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第19号財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、新庄中核工業団地の土地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

去る1月15日に、市内金沢の株式会社双葉建設コンサルタントより、新庄中核工業団地J-2-14区画についての土地譲受申込書を受理いたしました。

同社は、測量、土木建築企画、設計監理、情報処理サービス、ソフトウェア開発が主な業務の企業ですが、本社社屋が築40年以上経過して老朽化し、耐震性にも不安があることから、本社の移転先として新庄中核工業団地の用地を取得したいというものであります。

売却する土地は、新庄中核工業団地J-2-14区画7, 181.73平方メートル、売却価格は3,600万円です。売却の相手先は株式会社双葉建設コンサルタントであります。

以上御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第19号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第19号財産の処分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 令和2年度施政方針の説明

**下山准一議長** 日程第12令和2年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、令和2年度の市政運営に関し、私の所信を申し上げ、議員各位を初め、広く市民の皆様のご御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1. 初めに、昨年5月1日に新天皇陛下が即位され、輝かしい「令和」という新たな時代の幕あけとなりました。このような記念すべき年に、本市においても市制施行70周年という大きな節目を市民の皆様とともに迎えられたこと

をととても喜ばしく思うとともに、新庄市の未来について考える貴重な一年となりました。

世界情勢では、年明け早々、米国とイランの対立により緊迫状態に陥った中東情勢ではありますが、武力衝突の危機は回避されたものの、イラン情勢の不安定化は日本における原油の安定供給への影響が懸念されます。英国がEUから正式離脱し、米中貿易摩擦も「第1段階合意」が発効されたことにより、目下のところ不透明感は後退しましたが、いまだにリスクは拭えず、今後の日本経済に及ぼす影響については引き続き注視していかねばなりません。

また、新型コロナウイルスの感染が世界中に広がりを見せ、感染による影響で中国経済が停滞したことにより、世界経済は大きな打撃を受け、中国と取引のある市内企業においても深刻な状況が続いております。

国内経済においては、内閣府によると、世界の景気は緩やかに回復している中で、日本の景気は輸出が弱含んでおり、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いております。また、新型コロナウイルス感染症による影響や消費税増税による消費者心理の低下、働き方改革による格差是正などさまざまな課題が日本経済の動向にどう影響するか注視する必要があります。一方、労働市場においては、深刻化する人手不足に対応するため、国全体で外国人労働者の就労を認める新たな在留資格「特定技能」を導入し、積極的な受け入れ態勢を進めております。

国では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を目指すため、第1期総合戦略の成果と課題を踏まえ、昨年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略では、これまでの取り組みを発展させ、さらにSociety5.0「超スマート社会」の実現に向けた地方における未来技術の活用と、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある

社会の実現に向けて持続可能な開発目標SDGsに取り組み、新しい時代の流れを力にしようとしております。本市におきましても、これらの取り組みを踏まえた政策の検討を行う一年にしていまいます。

昨年の秋に初めて日本で開催されましたラグビーワールドカップでは、日本代表は「ONE TEAM」をテーマに掲げ、強豪アイルランド、スコットランドを撃破する活躍で初の8強入りを果たし、日本中を熱狂の渦に巻き込みました。

今年は、スポーツ界最大のイベント、東京2020オリンピックが7月24日から、パラリンピックが8月25日から開催されます。

これに先立ち3月26日に、オリンピック聖火リレーが福島県をスタートし全国を回ります。本市もリレールートとして6月8日に決定していることから、それまでに新型コロナウイルス感染が終息し、当日、無事に聖火をつなぐことができればと思います。

また、ホストタウンとしてオリンピックを契機に台湾のバドミントン競技団体との相互交流を深めることで、この地域におけるスポーツの競技力向上と、本市の魅力を発信する絶好の機会と捉え、活力ある地域づくりにつなげてまいります。

さて、近年、日本各地で地震や豪雨といった自然災害による被害が多数発生しております。県内におきましても、昨年6月に本県沖を震源とする地震が発生し、鶴岡市の沿岸部を中心に家屋の損壊が見られました。また、10月には台風19号の猛威により全国でも多くの被害に見舞われ、県内でも冠水・浸水被害が発生しました。

本市におきましては、大きな被害はありませんでしたが、近年常態化する異常気象・自然災害は、地球温暖化による気候変動が大きな影響を与えていることにほかなりません。私たち自身が子供たちの未来のために、この問題をどう考え、どう行動すべきか非常に重要になってく

るものと思っております。

また、先月の初めから市内防災無線の試験運用を開始したところですが、今後起こり得る災害に備えるため着実に準備を進めてまいります。

県内の経済情勢は、1月に「大沼デパート」が破産したことにより、山形県のシンボリック百貨店がなくなったことは、私たちにとって大きな衝撃でした。県内ではその影響が広がりを見せ、対策に動いておりますが、新庄市におきましても従業員や関連する市内取引企業に対し、県やハローワークと連携し支援してまいります。

山形県立新庄病院の移転改築につきましては、令和5年度の開院に向けて、いよいよ準備が本格化してきます。新病院に機能移転される夜間休日診療所とあわせ、地域の医療体制が充実することで市民の皆様が安心して暮らせる環境が整備されるものと期待しております。また、移転に伴い、緊急車両がスムーズに進入ができるよう、国道13号線の4車線化について国に要望してまいります。

県では昨年の12月に、農林業の未来を担う高度人材の育成に向けた専門職大学を本市に設置する方針を示しました。本市といたしましても、大学設置を契機とし地域活性化につながるよう、協力・支援を検討してまいります。

本市におきましては昨年、市制施行70周年を迎え、記念式典では、松田甚次郎の朗読劇が大変好評を得ました。さらに記念写真展においては、昔の街並みの写真を懐かしむ方が多く見られ、また、数多くの記念事業と趣向を凝らした市民提案事業により、市民の皆様と一緒に70周年のお祝いを盛り上げることができました。

天候にも恵まれた新庄まつりは、土日開催の好条件が重なったことと、市民の皆様のおもてなしの効果もあって、過去最高の56万人を超える人出となりました。山形新幹線の新庄延伸から20年が経過したこととあわせ、今後さらに国内外からの誘客や交流を拡大するため

に、情報発信と受け皿体制の整備について推進してまいります。

地方新聞46紙と共同通信が実施している「第10回地域再生大賞」で、「kitokitoマルシェ」を実施する取り組みが評価され、新庄市エコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会が奨励賞を受賞しました。今後も、地方と都市との交流を深め、ますます地域の活性化に寄与することを期待しております。

道の駅建設につきましては、第一段階でエコロジーガーデンに設置の調査検討をしております。また、第二段階として、高規格道路の延伸に伴う県北への誘客に向けた受け入れ態勢の整備について8市町村で協議を重ねてまいります。

温泉施設につきましては、本合海地区の旧新庄温泉に開設される民間施設が、「今春開業」とお聞きしております。

令和3年4月開校に向け、本市において2校目となる義務教育学校「明倫学園」の建設が昨年から本格着工いたしました。本市が推進する小中一貫教育と「明倫学園」の開校に向けて、関係機関と連携を図りながら着実に進めてまいります。

全国815都市を対象とした民間調査会社による「2019住みよさランキング」では、評価指標が大幅に変更になったものの、人口当たり大規模小売店店舗面積や飲食店数、小売販売額といった利便度の高さなどから、全国で71位、東北では3位、山形県内では第1位にランキングされました。この評価を本市の強みと捉え、市民の皆様が満足して住み続けられるよう、全力でまちづくりに取り組んでまいります。

以上、本市を取り巻く情勢を踏まえ、地域の活力となる産業の振興と雇用の創出、そして所得向上につなげることにより、暮らしと定住の基盤を強固なものにしていかなければなりません。各分野の施策の充実強化を図り、市民の皆

様とともに、諸課題の解決に向けて取り組んでまいります。

## 2. 市政運営の基本的な考え方。

さきに述べた社会経済情勢を踏まえながら、令和2年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は、これまで、「人行きかうまち」、「人ふれあうまち」、「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げてまいりました。その実現に向けて、「経済力」、「地域力」、「教育力」を強化する施策を展開し、これらを結び合わせた「地域基盤力」の向上により、引き続き地域の魅力を最大限に引き出し、元気で、人にやさしく、希望が持てる、「誰もが安心して暮らせる共生社会のまちづくり」に向けて取り組んでまいります。

「人行きかうまち」の実現に向けては、新庄が誇る伝統文化や食文化等の魅力を発信し、人や他地域との交流を深め、地域の経済活動を底上げするため、農業を初めとする地場産業の振興と企業力の強化支援に取り組み、雇用の創出と市民所得の向上を図ることにより、地域の「経済力」を強化してまいります。

「人ふれあうまち」の実現に向けては、少子高齢社会において、誰もが安全・安心に暮らしていくため、この地域における大きな課題である雪の克服や自主防災組織といった災害への備えに向けた取り組みとあわせ、医療・福祉体制の充実、地域コミュニティを活性化させることにより、「地域力」を高めてまいります。

「人学びあえるまち」の実現に向けては、小中一貫教育の推進を図るとともに、地域に根差した子供たちの学習活動を通じて、新庄の歴史や文化、自然への理解を促し、ふるさとへの誇りと愛着心を育むなど、地域の産業や企業を知ることによって、未来の新庄を支える人材を育てる取り組みを推進してまいります。さらに、若い人たちがこの地域で新たな文化創造に挑戦

できる基盤をつくることにより、地域全体の「教育力」の向上につなげてまいります。

以上の3つの基本理念と「地域基盤力」を土台として、地域のよさを見詰め直し、自信と誇りを持てる「元気なまちづくり」を進めるとともに、誰もが暮らしやすい「人にやさしいまち」、若者が挑戦できる「希望のもてるまち」の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。その上で、「障がい者にやさしいまちづくり」にも取り組んでまいります。

### 3. 市政運営の指針。

次に、市政運営の指針についてであります。新庄市市民憲章にうたわれている「先人の築きあげた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させる」ことを目指し、「新庄市まちづくり総合計画」と「行財政改革大綱」を基本に据え、財政規律を重んじながら、市政運営に取り組んでまいります。

初めに、市政運営の基本指針となる第4次新庄市振興計画「新庄市まちづくり総合計画」につきましては、「自然と共生 暮らしに活力心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を目指すべき将来像とし、「産業の振興」、「健康と福祉の充実」、「教育の振興」、「社会生活基盤の整備」、「環境の保全」の5つの分野において基本目標を掲げ、「市民協働」や「広域連携」等の手法を取り入れながら、「新庄市総合戦略」とともに、「暮らし、定住、未来創造」に向け、「雇用・交流の拡大」、「安全・安心の充実」、「子育て・人づくり」の3つの重点プロジェクトを軸に総合的な取り組みを推進してまいります。

また、令和2年度は第4次新庄市振興計画の計画期間最終年度に当たります。これまでの成果や「住みよさランキング」県内第1位という評価を踏まえながら、新たなまちづくりの指針となる総合計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、「行財政改革」につきましては、「第6

次行財政改革大綱」に基づき、「地域課題の解決を図る協働体制づくり」、「行政経営の効率化」、「行政課題の解決を図る組織体制づくり」、「持続可能な財政運営」の4つを基本目標に掲げ、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

財政運営につきましては、これまで厳しい財政状況を克服するために、地方債残高や利息負担の軽減に努めるとともに、内部管理経費の削減、投資的経費の抑制等に取り組んでまいりましたが、平成30年度決算におきましては、経常収支比率が92.6%になるなど、財政の弾力性という面では、まだ課題を抱えていると言えます。

今後も少子高齢社会における扶助費や大型施設整備に係る公債費などの義務的経費に加え、老朽化した施設等の改修費の大幅な増加が見込まれることから、引き続き財源確保に努め、事務事業の選択と集中、業務の効率化を図りながら持続可能な財政運営に努めてまいります。

### 4. 重要課題に対応した令和2年度主要事業。

次に、まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って、令和2年度の主要事業の概要を申し上げます。地方創生に向けた戦略的な取り組みや、定住自立圏構想に基づく連携など、引き続き行政課題へ対応するための各種事業に取り組んでまいります。

初めに、「雇用・交流拡大プロジェクト」ですが、重要課題とする「しごと」の創出では、恒常的な人材不足が懸念されていることから、若者が新庄で働きたくするための地域の魅力発信と外国人労働者の受け入れ態勢整備とあわせ、企業力強化に向けた支援を推進するとともに、交流人口の拡大等により経済活動の活性化に取り組んでまいります。

企業の人材育成と確保につきましては、小中高生の年代から地元企業への就職に対する意識醸成を図るため、「地元定着型キャリア教育」に引き続き取り組みます。さらに、「人財育成

推進・確保対策協議会」と連携し、「若者の地元定着・回帰促進プロジェクト」を実施することで、市外の高等教育機関に進学した若者等に対して、市内企業の魅力を伝えることにより、若者の地元定着促進を図ってまいります。また、外国人労働者に対する日本語教室の開催に向けて努力してまいります。

企業力強化支援につきましては、企業における新製品・新技術の開発に向けた取り組みを支援する「新製品開発支援補助事業」や市内企業の経営基盤強化や事業規模の拡大に向けて、新たな取引先の獲得や販路の拡大を支援する「商談会出展補助事業」を実施することにより、企業力の強化を促進してまいります。

農業振興につきましては、担い手の高齢化や後継者不足による農業者の減少など、農業を取り巻く環境はさらに厳しいものになっております。そのため農業経営の基盤強化に向け「担い手総合支援対策事業」を推進し、担い手が農業用機械等を導入し、規模を拡大する際に支援する「強い農業・担い手づくり総合支援事業」とともに、認定新規就農者に対する「農業次世代人材投資事業」を行うなど、担い手育成のための支援に取り組んでまいります。

米の生産調整が廃止されたことにより、持続可能な水田農業経営を確立するために、野菜や花卉等の園芸振興作物への転換や、土地利用型作物の振興を促進し、複合的な経営を支援する「水田農業経営確立対策事業」を強化してまいります。

全国のねぎ産地が一堂に会し、ねぎの魅力を全国に発信するとともに、産地間連携を目的とした「全国ねぎサミット」を新庄市で10月に開催します。開催に向けた受け入れ態勢の整備と全国的な「ねぎの産地」としての機運醸成を図ってまいります。

また、6次産業化推進協議会において事業者と関係者が一体となって商品開発、販売力向上

に取り組むとともに、新規実践者の掘り起こしと商品のブランド化や販路拡大に向けた「6次産業化推進事業」を引き続き実施してまいります。

各地域で組織した35の活動団体が行う農用地や水路、農道の保全活動を支援するため、「多面的機能支払事業」を継続して行ってまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、林業の持続的かつ健全な発展、森林の公益的機能の発揮等を図るために、必要な機械設備の整備等に対する支援と、市が民有林の活用にかかわりながら、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を行う「林業振興行政事業」に取り組んでまいります。

インバウンド誘致を積極的に行ってきた成果により、平成30年には、3,600人余りの外国人観光客が本市に来訪いただいております。今後、さらに増加が見込まれる外国人観光客の受け入れ態勢強化を目的に、郡内在住の外国出身者の協力も得ながら、ボランティアガイドの組織を強化し、外国人観光客の利便性を図るとともに、おもてなし意識を向上させるため「外国人観光客案内体制整備事業」に引き続き取り組んでまいります。

kitokitoマルシェの人气が広がることにより、エコロジーガーデンは交流の場として市内外から多くの来場者を迎えるようになりました。これまで「第4期エコロジーガーデン利用計画」に沿って、旧第4・第5蚕室の耐震改修と活用を図ってまいりましたが、今後も施設の保存に向けた改修工事等を行うとともに、国登録有形文化財としての魅力を発信し、さらに道の駅としての利活用も検討してまいります。

次に「安全・安心充実プロジェクト」ですが、本市において克雪対策は最も重要な課題として捉えております。本年は記録的な少雪でその実感が湧かないところでありますが、市民生活に

における「雪」に対する不安を払拭するとともに、安全・安心な生活ができるよう引き継ぎ強化してまいります。

市道の除排雪につきましては、GPSを利用した効率的な除排雪体制を構築したことにより、市民サービスの向上へとつながっております。今後も、迅速な除排雪作業に努め、雪による不安のない生活ができるよう取り組んでまいります。具体的には、高齢者住宅の間口除雪や冬の通学路等の安全確保に向けて、歩道除雪を引き続き実施してまいります。

雪に強い安全で快適なまちの実現に向けて、「新庄市総合雪対策基本計画」に基づき、流雪溝の整備や水源の確保と安定化を図るとともに、散水・無散水消雪道路の整備として「北本町南本町線消雪整備事業」と防雪柵の整備として「泉田二枚橋線整備事業」を推進してまいります。

また、道路施設の計画的な補修更新を行い、長寿命化を図るとともに、長期間未着手となっている都市計画道路の見直し検討を含め、適正な道路維持管理と安全確保に努めてまいります。

水道を取り巻く環境は大きく変化しており、将来を見据えて策定した「新庄市水道ビジョン」は、令和2年度が計画期間最終年度に当たることから、次期「水道ビジョン」の策定に向けて準備を進めてまいります。また、これまでの用途別料金体系から口径別料金体系への移行を含めた水道料金の見直しを進めるとともに、安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、令和2年度から「地方公営企業法」が適用されることから、計画的な経営基盤の強化を図るとともに、生活排水処理施設の普及率の向上のため、合併処理浄化槽設置整備の普及促進と豪雨による浸水対策として雨水管渠建設整備を強化してまいります。

近年は毎年のように、日本各地で自然災害が発生しており、本市におきましても国や県と連

携しながら、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

災害が発生した際は、まず自らの命を守る「自助」、そして隣近所や各地区における「共助」による取り組みが重要になってきます。そのため、自主防災組織の組織率向上と組織の育成を推進する設立説明会や研修会等を実施し、地域コミュニティによる防災体制の強化を図ってまいります。さらに「非常備消防運営事業」として、消防団員が安全に活動するための装備品の配備と「消防施設整備事業」として、小型動力ポンプや積載車等、消防団が活動時に使用する資機材を計画的に更新し、市民の皆様の安全を守るため、想定される災害に備えてまいります。

また、地球温暖化に対して、私たちが自ら行える対策として、「容器包装リサイクル事業」や「ごみ減量化対策事業」の強化に努めてまいります。

高齢者による交通事故発生件数が年々増加傾向にあります。令和2年度からは運転免許証を自主返納した方にタクシー券等を交付し、自主返納しやすい環境を整備するとともに、高齢運転者の事故防止対策に努めてまいります。

「人生100年時代」を迎え健康寿命延伸の重要性が叫ばれております。健康寿命を延ばしていくために、健康づくりの推進とともに、特定健診やがん検診の受診率向上のための受診勧奨を積極的に行いながら、健康に対する意識を高めてまいります。

また、看護師養成所開設を中止したことにより、喫緊の課題である「看護師確保対策」として、看護師の地元回帰と定着を促進するための有効な方策を構築してまいります。

「新庄市地域福祉計画」を初めとした福祉関連計画の策定に向けて、国の動向も踏まえながら、関係機関とともに地域状況に合った福祉施策を進めてまいります。

また、障がい福祉の分野では、「障害者移動手段確保事業」のうちタクシー券と給油券の交付対象を拡大し、さらなる社会参加を促進するほか、「障害者差別解消法」の趣旨を広く地域に伝え、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる共生社会を実現するため条例の制定に向けて取り組んでまいります。さらに、手話言語条例の制定についても検討してまいります。

市営バス事業においては、満70歳以上の方と高校生の使用料を引き下げるとともに、「芦沢線」と「まちなか循環線」の一部路線の変更と運行ダイヤを改正し、より利便性の向上を図るなど、市民の皆様からの御意見を取り入れながら、安心して利用できる地域公共交通を目指してまいります。

最後に、「子育て・人づくりプロジェクト」ですが、将来を担う子供たちは、地域の宝としてかけがえのない存在であり、安心して出産や子育てができる環境こそが、ふるさとへの愛着や誇りが育まれるものと信じております。そして少子化という大きな課題の克服に向けて、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

子ども・子育て支援新制度を着実に運用するため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対し、切れ目のない相談支援体制を構築するとともに、産前産後の支援強化や子育てに対する不安を解消する取り組みに加え、仕事と家庭の両立と、安心して子育てができる環境の整備に向けて、「地域子ども・子育て支援事業」を継続してまいります。

新たな子育て支援の取り組みとして、子育てにおける経済的な負担を軽減するため、「第2子の保育料半額免除事業」、「病児保育事業利用料半額助成事業」を実施してまいります。また、「わらすこ広場」の無料化や市内体育施設の小中学生無料化なども実施してまいります。

さらに、ひとり親家庭等を対象とした「子どもの生活・学習支援事業」を行うとともに、新庄小学校を初めとする放課後児童クラブの整備や子供の居場所づくりである「子ども食堂支援事業」を推進してまいります。

このほか、発達に課題を抱える児童の保護者や保育士等への支援策である「ペアレント・プログラム」等、乳幼児期からの特別支援活動事業を継続することで、保護者や当該児童への支援だけでなく、保育事業全体の充実を図ってまいります。

働きやすい環境の整備に向けては、育児休業の取得や就学前児童を養育する女性の雇用など、子育て支援に意欲的に取り組む企業を応援する「子育て応援企業支援事業」を継続して取り組んでまいります。

本市への定住を促すため、子育て世帯や移住してきた若者の世帯等に対し、住宅取得に要する経費の一部を助成する「若者世帯住宅取得支援事業」につきましては、移住世帯に対し加算額をふやすなど制度を拡充し、定住人口の拡大に向けた取り組みをさらに強化してまいります。

地域に根差した教育の推進につきましては、本市の特色である中学校区単位での小中一貫教育に向けた取り組みを進めており、義務教育学校「明倫学園」においては、令和3年4月開校に向けて着実に準備を進めるとともに、併設する「放課後児童クラブ」も一体的に整備してまいります。また、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、全国一律のICT環境整備のため、GIGAスクール構想の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

学力の向上につきましては、専門性のあるアドバイザーを配置し、モデル校を対象とした「英語」の課題整理を行いながら助言・指導を行う「科目別スーパーバイザー配置事業」を展開してまいります。

また、学習や学校生活において著しい困難や、個別の問題を抱える児童生徒を支援するため、「個別学習指導員」及び「特別支援教育支援員」を配置するなど、学習の支援と学級全体の学習活動の充実を図ってまいります。

今後も、一人一人にきめ細やかな指導を行うとともに、9年間で計画的かつ継続的な教育を行うことで、「夢を持ち、元気で才能豊かな、いのち輝く新庄っ子」を育成してまいります。

本市の文化財保存事業につきましては、調査・点検・整備・指定を進め、国の重要文化財「旧矢作家住宅」、国指定史跡「新庄藩主戸沢家墓所」の屋根などは、経年劣化による損傷が著しいため、計画的に保存・改修を行ってまいります。

これら、3つの重点プロジェクトを推進するに当たり、引き続き「協働によるまちづくり」に取り組んでまいります。これまでも、地域住民が主体となった地域づくりを目指すため、「地域づくり支援事業」及び「地域づくり推進交付金」の制度を活用して、地域課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

近年は人口減少や少子高齢社会の到来により、地域住民同士のつながりが希薄になってきていることから、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みとして、地域活動を行う組織である「地域づくり協議会」の設立に向けた準備会を開催するとともに、地域活動を継続的に行うための仕組みづくりとして、地域づくり計画の策定を支援してまいります。

#### 5. おわりに。

新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方や、主要な事業について概要を申し上げました。

この冬の例年のない記録的な少雪は、私たちの予想をはるかに超えるもので、雪を生業とする方々にとっては、厳しい冬となりました。

昨年、新たな「令和」という時代に入り、こ

れまでの「便利さを求めた成熟社会」から「一人ひとりが輝き自分を表現する文化創造の時代」へと向かっております。若者がこの地域で夢を描き挑戦できる「希望のもてるまちづくり」を目指し、市民の皆様が新たな文化を創造していく基盤をしっかりと提供していきたいと考えております。

私は就任以来一貫して「元気」と「やさしさ」があふれるまちづくりに取り組んでまいりました。近年は、「障がい者にやさしいまちづくり」を政策のキーワードに掲げ、そのために市役所に何ができるのか、職員自身が自分の職務の中で何ができるのかを常に考えるよう促しています。本市の重要課題である雪対策、医療・福祉の充実、子育て支援、教育の充実、高齢者支援、雇用創出といった課題を一つ一つ解決していくために、職員一人一人が、高い意識を持ち、掲げた目標に向けて全力で取り組んでまいります。

そして、全ての市民にとって「やさしいまち」「安心して暮らせる共生社会」の実現につなげてまいりたいと考えております。

最後に、市民の皆様の役に立つところが「市役所」であります。「まちはだれのもの」という初心を忘れず、「市民第一主義」を引き続き強く意識しながら、市民の皆様にとって、本当に住みやすく住んでよかったと思えるまちを目指し、本市が令和という時代でさらに大きく羽ばたけるよう、職員一丸となり、市政運営に取り組んでいく決意を表明し、令和2年度の施政方針といたします。

御清聴まことにありがとうございました。

**下山准一議長** 御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

新田道尋議員より、早退の申し出がありましたので、これを許可いたしましたのでよろしくお願ひいたします。

## 議案7件一括上程

**下山准一議長** 日程第13議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算から、日程第19議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件を、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算から、議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第9号から議案第15号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の令和2年度当初予算について御説明申し上げます。

国は、令和2年度地方財政計画によれば、地域社会再生事業費の創設や防災・減災対策に係る経費などを拡充する中で、一般財源総額について、昨年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保したとしています。また、地方交付税の総額についても前年度を0.4兆円上回る額を確保したとしています。

本市においては、公共施設の改修費用や社会保障費の増大が見込まれるほか、明倫学園建設などの大規模な施設整備事業を計画しておりま

すが、一方で、市税や交付税などの一般財源については大きな伸びが見込めない厳しい状況にあります。

このような中ではありますが、市民の暮らしに直結する課題、要望などに的確に対応し、まちづくり総合計画に基づく事業を着実に推進することを予算編成方針の根幹に据えて、令和2年度の当初予算を編成いたしました。その結果、一般会計の予算総額は194億6,500万円となり、前年度との比較では6億9,800万円、率にして3.7%の増で、過去最大の予算規模となっております。

主な事業内容といたしましては、このたびの大型の予算規模となった原因、要因でもありますが、今年度に引き続き明倫学園校舎等の建設を進めるとともに、2年計画で行います体育館等の工事も着手してまいります。また、明倫学園併設の放課後児童クラブも整備しているところではありますが、あわせて新庄小学校放課後児童クラブを新たに整備してまいります。

また、障がい者にやさしいまちづくりの一環といたしまして、障がい者移動手段確保事業における対象範囲の拡充を行ってまいります。さらに、高齢者が運転免許証を自主返納した場合の公共交通チケットの交付や幼児教育・保育の無償化においては、国基準に該当しない第2子児童保育料の半額免除を行ってまいります。

また、看護師確保対策といたしまして、市内の医療機関に就職する看護師等の奨学金返還額の一部助成や、教育費におきましては学校給食の費用の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

来年度いよいよ明倫学園の令和3年度開校に向けた大詰めとなりますが、その開校の準備に要する経費や沼田小、北辰小及び明倫中学校の閉校に係る経費を計上するなど、子育て世代から高齢者まで幅広い世代にさまざまな施策を展開する予算内容としております。

また、雪に強いまちづくりとして「沖の町・中山町線」ほか流雪溝整備、金沢地区流雪溝用水導入事業などを初めとした雪総合対策事業など、安心して暮らせる住みよい地域社会をつかっていくことを基本とした予算となっております。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げましたが、一般会計の詳細及び4特別会計については財政課長から、水道事業会計及び下水道事業会計については上下水道課長から説明させていただきますので、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、私のほうから議案第9号から第13号まで御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

議案第9号令和2年度一般会計予算でございます。

一般会計の予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ194億6,500万円となり、前年比で6億9,805万4,000円、3.7%の増となっております。

第2条と第3条につきましては、後ほど御説明いたします。

第4条一時借入金と第5条歳出予算の流用につきましては、昨年度と同じ内容でございます。

2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認いただきたいと思っております。

7ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございますが、明倫学園建設事業につきましては、体育館棟ということで期間を令和3年度まで、限度額を8億8,323万8,000円とするものでございます。

下段の第3表地方債でございますが、放課後児童クラブ整備事業を初めとする14件でございます。令和2年度の起債総額は29億5,940万円

となり、前年度比で6億6,040万円の増となっております。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

11ページをお開きください。

1款市税ですが、個人市民税につきましては2,967万9,000円の増、法人市民税につきましては3,905万5,000円の減。

それから、12ページになりますが、固定資産税につきましては、家屋の伸びなどにより1,932万9,000円の増となっております。

一方で、13ページ下段の市たばこ税は、売り渡し見込み本数の減少によりまして1,268万4,000円の減となっております。

1款の合計額としましては、44億4,895万1,000円となり、前年度比で213万円の増を見込んでございます。

次に、14ページの2款地方譲与税から、16ページの10款地方特例交付金までにつきましては、令和元年度の決算見込み、それから令和2年度の国の地方財政計画上での伸び率を勘案して計上してございます。

なお、15ページになりますが、6款法人事業税交付金につきましては、令和2年度から新たに交付される項目となっております。

16ページをお開きください。

11款地方交付税でございますが、普通交付税におきまして、地方財政計画の伸び率や事業費補正などを考慮しまして、前年度比で1億7,700万円増の43億4,300万円としてございます。

17ページからの13款分担金及び負担金は、前年度比で7,439万9,000円の減、14款の使用料及び手数料は163万2,000円の増となっております。この使用料につきましては、消費税の改正に合わせて見直しを行う中で、政策的判断によりまして「わらすこ広場」の無料化や体育施設等の小中学生無料化などの支援を行うこととしたため、全体として微増と見込んでいるものでござ

います。

次に、20ページのほうをお開きください。

15款国庫支出金でございますが、款全体では27億9,968万円となり、前年度比で2億8,406万2,000円の増額となっております。

このうち1項1目民生費国庫負担金において、子どものための教育・保育給付交付金が4,525万8,000円の増、生活保護費等負担金が1,669万5,000円の増額となっております。

また、最も大きな増加要因といたしまして、1項2目明倫学園建設に係る公立学校施設整備費負担金が3億5,501万6,000円増の5億4,789万8,000円となっております。

続きまして、23ページをお開きください。

16款県支出金につきましては、15億2,746万1,000円となり、前年度比で4億8,280万5,000円の減となっております。

こちらは、25ページのほうになります。2項4目農林水産業費県補助金の林業費補助金におきまして、森林・林業再生基盤づくり交付金が5億4,000万円ほど減となったことが大きな減少の要因となっております。

次に、28ページをお開きください。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金ですが、1億円減の2億円を計上してございます。

その下の19款繰入金につきましては、6億3,050万円、前年度比で1億2,355万4,000円の増となっておりますが、明倫学園などの大規模建設事業の財源としまして、財政調整基金より3億1,000万円、市有施設整備基金より2億2,000万円の繰り入れを計上してございます。また、子育て支援やまちづくりのための事業の財源としまして、まちづくり応援基金より1億円の繰り入れを計上してございます。

30ページをお開きください。

22款市債でございますが、総額では29億5,940万円となり、前年度比で6億6,040万円の

増となっております。要因といたしましては、明倫学園建設に充てます義務教育学校建設事業債が20億1,100万円、前年度比で11億790万円の増となりまして、こちらが最大の増加要因となっております。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額につきましては109億6,819万7,000円となりまして、今年度より4億731万円の増額となっております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

32ページをお開きください。

1款議会費でございますが、1億7,793万2,000円となりまして、前年度比で1,065万8,000円、率にして5.7%の減となっております。

33ページからの2款総務費でございますが、17億7,641万4,000円となり、前年度比で1億5,097万8,000円、率にして7.8%の減でございます。

1項1目の一般管理費でございますが、令和元年度退職者と2年度新規採用者との差額分や会計間の移動に伴う職員給与費をここで措置しておりますが、1目全体で5,865万4,000円の増となります。

なお、一般会計全体における人件費につきましては、前年度比で9,890万9,000円の増となっております。

また、特別職と一般職の給与費につきましては、116ページ以降に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、36ページをお開きください。

6目財産管理費でございます。本庁舎前の外構等の整備工事費3,570万円を計上してございます。

37ページからの7目企画費につきましては、第5次総合計画策定に要する経費やふるさと納

税事業費などを計上してございます。

46ページをお開きください。

4項選挙費につきましては、令和2年度執行予定の山形県知事選挙に係る経費を計上してございます。

次に、49ページをお開きください。

3款民生費でございます。款全体で59億2,710万3,000円となり、前年度比で1億1,214万7,000円、率にして1.9%の増となっております。

1項1目社会福祉総務費におきましては、前年度比で1,855万3,000円の増となっておりますが、福祉バス購入の債務負担行為に係る自動車購入費900万円を計上してございます。

次に、51ページをごらんください。

3目障害者福祉費でございますが、中段の障害者移動手段確保事業費につきまして、対象範囲を拡大して増額計上してございます。

続いて、53ページをごらんください。

5目老人福祉費でございますが、今年度に引き続き地域福祉基金積立金2,001万2,000円を計上しまして、次に54ページのほうになりますが、6目介護保険費には、介護保険事業特別会計の繰出金5億4,289万9,000円を計上しております。

1項社会福祉費全体では7,813万4,000円の増額となっております。

次に、2項児童福祉費でございますが、子育て支援の拡充によりまして、前年度比で1,052万2,000円の増となっております。主な事業といたしましては、児童行政事業費にあります測量設計業務委託料及び工事請負費につきましては、現在着手しております明倫学園併設放課後児童クラブの建設に加えまして、新庄小学校併設放課後児童クラブの開設に向けた工事を行うこととしており、合わせまして9,080万2,000円を計上してございます。

55ページの上段になりますが、第2子児童保育半額免除事業におきまして、国基準の第2子

に該当しない児童の保育料を新たに半額免除する歳入の施策とあわせまして、保育料の徴収を直接行う施設に半額免除と同等の補助金を計上してございます。

また、56ページ下段になりますが、子ども・子育て支援新制度事業費でございますが、民間立保育所7所のうち1所が認定こども園となることから、こちら57ページになりますが、民間立保育所保育実施業務委託料として、前年度比で1億1,159万4,000円減の4億7,320万8,000円を計上してございます。この認定こども園の増によりまして、施設型給付費につきましては1億829万4,000円増の4億9,122万円を計上しまして、さらに小規模保育施設4施設への負担としまして地域型保育給付費1億4,171万5,000円を計上してございます。

次に、61ページからになります。

4款衛生費は、款全体で11億4,366万7,000円となりまして、前年度比で2,027万8,000円、率にして1.7%の減となっております。

63ページをお開きください。

上段になりますが、1目保健衛生総務費のうち、看護師確保対策事業といたしまして、市内の医療機関等に新たに就職する看護師等の奨学金返還額の一部助成を行うことで看護師等の確保に努めていく予算を計上してございます。

続きまして、67ページをお開きください。

2項清掃費の2目塵芥処理費でございますが、2,692万円の増となっております。こちらにつきましては、最上広域市町村圏事務組合分担金の増などによるものでございます。

次に68ページ下段の5款労働費でございます。2,013万8,000円で、今年度と同額となっておりますが、勤労者生活安定資金預託金2,000万円が主な内容となっております。

続きまして、69ページからの6款農林水産業費でございます。款全体で8億8,386万1,000円となり、前年度比で4億5,096万8,000円、率に

して33.8%の減となっております。

71ページの上段のほうになりますが、1項3目農業振興費には、令和2年度に本市開催となります全国ねぎサミット実行委員会への負担金720万円を計上しております。

73ページのほうをごらんいただきますと、1項5目農地費におきまして、県営土地改良事業費が4,340万円ほど増加しておりますが、76ページをごらんいただきますと、2項1目林業振興費におきまして、森林・林業再生基盤づくり交付金が5億4,183万7,000円ほど減となったことが款全体として大幅な減少の要因となっております。

続いて、77ページからの7款商工費でございます。款全体で13億1,327万6,000円となり、前年度比で3,023万4,000円、率にして2.3%の減となっております。

1項2目商工振興費でございますが、新庄商工会議所新会館建設事業費補助金1,267万6,000円につきましては、令和2年度が最終年となるものでございます。

また、78ページの上段になりますが、工業振興対策事業といたしまして、若者の地元定着や企業の人材確保推進の事業を行うための人財育成推進・確保対策協議会負担金として390万円を今年度に引き続き計上しております。

同じく、78ページ下段の新庄市イメージキャラクターブランディング事業費につきましては、かむてんのブランド力をより効果的に活用するため、官民協働で組織するかむてん運営実行委員会に対する負担金338万8,000円を計上したところでございます。

81ページをお開きください。

3目観光費のうちエコロジーガーデン推進事業費でございますが、令和2年度は第1期工事の最終年度として、旧第1蚕室の耐震補強改修工事を行うものでございます。

次に、83ページをお開きください。

8款土木費でございますが、款全体で18億6,287万3,000円となり、前年度比で1億7,183万6,000円、率にして10.2%の増となっております。

84ページのほうになりますが、2項2目道路維持費につきましては、640万2,000円の増となっております。その内訳といたしまして、今年度を実施しました泉田橋撤去工事費7,000万円が減となりましたが、道路施設の計画的な補修更新を行うため、道路橋梁の長寿命化に係る市単独分の工事費を増額計上したことから、全体としてわずかではあります、増となっております。

また、85ページの3目道路新設改良費におきましても、泉田二枚橋線整備事業について交付金事業のほか、新たに市単独分2,530万円を計上しております。

続いて、88ページをお開きください。

4目公共下水道費につきましては、新年度から新たに地方公営企業法が適用となります下水道事業会計に対する出資金と繰出金、合わせて4億2,800万2,000円を計上しております。

次の5項住宅費でございますが、89ページの上段になりますが、公営住宅改善事業として、小桧室団地の屋根改修、それから玉の木団地の給水設備の改修に係る工事費、合わせて8,159万2,000円を計上しております。また、定住促進住宅改善事業として外壁補修等の工事費5,550万円を新規に計上しております。

次の6項1目除排雪費でございますが、90ページの下段になりますが、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車借上料、合わせて2億9,000万円を計上しております。

また、2目雪総合対策費におきまして、流雪溝整備事業や消雪整備事業などに係る経費として、合わせて2億9,032万9,000円を盛り込んでございます。流雪溝整備事業には、市単独分を増額計上しております。

次に、92ページからの9款消防費でございます。こちらは、款全体で6億4,714万1,000円となり、前年度比で3億675万円、率にして32.2%の減となっております。こちらは、今年度に整備いたしましたデジタル防災行政無線の整備事業に係る費用の減が主な減少要因となっております。

そのほかの内容といたしましては、93ページの3目消防施設費につきまして、今年度に引き続き、老朽化した小型動力ポンプ積載車と、小型動力ポンプの更新費用を計上してございます。

続きまして、95ページからの10款教育費でございます。款全体で42億1,825万6,000円となり、前年度比で14億4,589万8,000円、率にして52.2%の増となっております。

98ページをお開きください。

1項3目教育指導費のうち、児童生徒の個別学習指導に係る費用につきまして、指導員を1名増員するとともに、国際理解教育推進事業費には語学指導員を配置する経費を盛り込んでございます。

99ページになりますが、2項1目小学校の学校管理費、それから101ページの3項1目中学校の学校管理費には、今年度に引き続き小中学校の空調設備といたしまして、沼田小、北辰小、及び明倫中学校の空調設備借上料を計上してございます。また、同3校の閉校記念式典に係る負担金を新規に計上してございます。

101ページ上段になりますが、2項3目学校保健費の小学校給食管理運営事業費には学校給食費の保護者負担を軽減するため学校給食費補助金を新たに計上してございます。これにつきましては、3項中学校費、それから4項義務教育学校費においても同様に計上しているものがございます。

続きまして、104ページをお開きください。

4項4目学校建設費には、明倫学園の建設に係る経費29億1,083万4,000円を計上しておりま

す。令和2年度におきましては、引き続き行う校舎棟の建設工事に加え、2カ年計画の1年目として体育館棟の建設工事を実施するものでございます。

次に、105ページからの5項社会教育費でございます。

108ページをお開きください。

5目市民文化会館費におきまして、前年度比で1億6,500万円ほどの減となっておりますのは、今年度実施いたしました大ホールのステージ上の照明などの吊物設備改修事業の減によるものでございます。

6目文化財保護費には、引き続き実施いたします新庄藩主戸沢家墓所の保存修理工事費を計上してございます。

同様に109ページになりますが、7目重文旧矢作家住宅管理費には、旧矢作家住宅の耐震診断に係る測量設計業務委託料を計上し、今後の保存改修に向けた調査を行うものでございます。

111ページからになりますが、11目社会体育費には、東京オリンピックの聖火リレー実施に係る負担金を新たに計上したほか、ホストタウン事業をさらに推進するための費用を増額計上してございます。

次に、114ページをお開きください。

10款災害復旧費でございます。款全体で87万8,000円となり、9,106万9,000円の減となっております。率にして99%の減となりますが、小規模農地等の災害復旧事業につきまして、まだ申請されていない農家の方を支援するため87万5,000円を計上してございます。

次の、115ページの12款公債費でございますが、14億7,346万円となり、前年度比で2,910万8,000円、率にして2.0%の増となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、参考資料の128ページをお開きください。

性質別経費調について主な点を御説明申し上げます。

1の人件費でございますが、15億1,348万8,000円となり、9,890万9,000円、率にして4.1%の増となっておりますが、会計年度任用職員制度によりまして、これまで物件費として区分されていた日々雇用職員賃金が人件費として区分されることとなるため、増額となるものでございます。

次の2の物件費は、17億8,293万8,000円となり、3億2,519万4,000円、率にして15.4%の減となっておりますが、今年度実施いたしました除却のみの工事となります泉田橋撤去工事などが物件費として区分されること、それから、各種選挙が実施されたことなどが主な減少の要因となっております。

4の扶助費でございますが、37億7,634万5,000円となり、2,169万9,000円、率にして0.6%の減となっておりますが、内容といたしましては、先ほど3款民生費のところでも御説明いたしましたが、民間立保育所保育実施業務委託から施設型給付費への保育所の区分の移動、それから児童手当等の対象者数の減少などにより減となっております。

5の補助費等でございますが、25億2,550万8,000円となり、3億2,577万7,000円、率にして14.8%の増となっております。こちらは、選挙公営負担金や水道事業に対する高料金対策繰出金が減となった一方で、新たに地方公営企業法が適用されます下水道事業会計への繰出金が増加したため、全体として増となっております。

6の投資的経費につきましては、42億7,451万2,000円となり、8億5,086万2,000円、率にして24.9%の増となっております。

森林整備・林業等振興整備交付金や防災行政無線整備事業などが減少しましたが、これをさらに上回る明倫学園建設事業の実施などが大き

く増加した要因となっております。

以上で、一般会計の説明を終わりにして、特別会計に入らせていただきます。

133ページをお開きください。

議案第10号国民健康保険事業特別会計でございます。こちら、歳入歳出予算の総額は31億5,778万5,000円となり、前年度比で2億3,269万4,000円、率にして6.9%の減となっております。

第2条一時借入金と第3条歳出予算の流用につきましては、前年度と同様の内容でございます。

次に、139ページをお開きください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は、6億7,484万2,000円を計上しまして、前年度比で436万5,000円の微増でございます。

140ページをお開きください。

3款県支出金の保険給付費等交付金につきましては、21億9,579万2,000円、前年度比で6,323万9,000円の減となっております。

5款繰入金につきましては、一般会計繰入金が2億2,475万円、前年度比で66万9,000円の増と、ほぼ同程度の額となっております。

次に、歳出でございますが、145ページをお開きください。

2款保険給付費でございますが、款全体で21億7,048万5,000円となり、前年度比で9,380万7,000円、率にして4.1%の減となっております。

また、147ページのほうになりますが、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県単位化に伴う県への納付金としまして、合わせまして9億956万7,000円を計上しておりますが、前年度比で4,387万5,000円の減となっております。

続いて、153ページをお開きください。

議案第11号交通災害共済事業特別会計でございます。

歳入歳出予算は569万1,000円となり、前年度比で156万8,000円、率にして38.0%の増でございます。

歳入歳出の明細につきましては、156ページから記載しておりますが、編成内容といたしましては、ほぼ今年度と同様となっております。

次に、161ページをお開きください。

議案第12号介護保険事業特別会計でございます。

歳入歳出予算額は、39億1,969万7,000円となり、前年度比で1億1,425万7,000円、率にして3.0%の増でございます。

第2条の歳出予算の流用につきましては、国保会計と同様に保険給付費内に限定するものとしてございます。

次に、169ページをお開きください。

歳入でございますが、1款保険料は7億6,969万3,000円、前年度比で906万2,000円の減としております。

4款国庫支出金につきましては、前年度比でわずかに減としておりますが、5款支払基金交付金、6款県支出金、それから8款繰入金はいずれも増額としております。

これにつきましては、歳出におきまして175ページからになりますが、2款保険給付費におきまして、各サービス等の給付費の合計が36億7,389万3,000円となり、前年度比で1億509万円ほど増加したことによるものでございます。

最後になりますが、187ページをお開きください。

議案第13号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

歳入歳出予算額は4億7,059万6,000円となり、前年度比で5,365万8,000円、率にして12.9%の増となっております。

192ページをお開きください。

歳入でございますが、1款保険料及び3款繰入金ともに増加しておりますが、195ページに

なりますが、歳出の3款後期高齢者医療広域連合納付金を5,345万2,000円の増と見込んだことから、これに応じて歳入も増となるものでございます。

以上で、令和2年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時0分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

**奥山茂樹上下水道課長** 議案第14号令和2年度新庄市水道事業会計予算並びに議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

初めに、議案第14号令和2年度新庄市水道事業会計予算についてですが、予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量として、給水件数は1万4,286件、年間総給水量は384万7,465立方メートル、1日平均給水量は1万541立方メートル、主要な事業として建設改良事業費が9,503万4,000円でございます。給水件数は、今年度に比べ増加しておりますが、1日平均給水量は今年度がうるう年の関係でわずかに減る予定となっております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は11億876万4,000円で、今年度より1,714万4,000円の減となっております。

次に、支出の第1款水道事業費用は10億8,730万4,000円で、今年度より670万1,000円の

増となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予算額でございます。

2ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入は5,074万7,000円で、今年度より7,156万円の減となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は3億5,153万7,000円で、今年度より1億2,377万2,000円の減となっております。

収入と支出の減の理由としましては、国土交通省の泉田道路関連工事で大規模な水道管の移設工事が終了したことや、令和2年度は補助事業を行わないことが主な要因であります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する3億79万円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

続きまして、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用と営業外費用の間とします。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、第1号の職員給与費5,522万8,000円、第2号公債費1万円とします。

第7条、他会計からの補助金として、高料金対策等のため、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は994万2,000円とします。

第8条、棚卸資産の購入限度額は842万8,000円とします。

3ページ以降に、予算実施計画や財務諸表などを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書20ページをお開きください。

農業集落排水事業を含みます下水道事業につきましては、令和2年度から地方公営企業法を適用しますので、水道事業と同様に企業会計ののりとした予算組みとなっております。

第2条業務の予定量として、公共下水道事業

の接続戸数は7,853件、年間総排水量は237万1,606立方メートル、1日平均排水量は6,498立方メートル、主要な事業としての建設改良事業費が汚水補助、雨水補助、単独、純単独の4つについての金額は記載のとおりであります。

農業集落排水事業の接続戸数は484件、年間総排水量は29万7,132立方メートル、1日平均排水量は814立方メートル、主要な事業としての建設改良事業費が1,970万4,000円であります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の資本的収入の第1款下水道事業収益は9億7,493万1,000円、農業集落排水事業の下水道事業収益は9,519万1,000円を見込んでおります。

次に、21ページの公共下水道事業の支出の第1款下水道事業費用は9億4,819万2,000円で、農業集落排水事業の支出の第1款下水道事業費用は9,131万1,000円を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予算額でございます。

公共下水道事業の収入の第1款資本的収入は3億9,973万2,000円で、農業集落排水事業の収入の第1款資本的収入は3,472万円を見込んでおります。

次に支出ですが、22ページの公共下水道事業の第1款資本的支出は6億9,521万6,000円で、農業集落排水事業の支出の第1款資本的支出は5,553万3,000円を見込んでおります。

第5条は、水洗便所改造等資金利子補給の期間限度額を記載しております。

第6条は、公共下水道事業の企業債の限度額などを記載しております。

第7条は、一時借入金の限度額は7億円とします。

23ページをお開きください。

第8条の予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用と営業外費

用の間とします。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としては、職員給与費7,616万9,000円とします。

第10条、他会計からの補助金として、総務省基準に基づく繰入金など、一般会計からの下水道事業会計への補助を受ける金額は3億5,182万9,000円とします。

24ページ以降に、予算実施計画や財務諸表等を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、令和2年度新庄市上下水道事業の当初予算の説明を終わります。御審議の上、御決賜りますようよろしくお願いいたします。

## 日程第20 予算特別委員会の設置

**下山准一議長** 日程第20予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算までの令和2年度の各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

## 予算特別委員会委員の選任

**下山准一議長** これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願いたします。

## 議案15件一括上程

**下山准一議長** 日程第21議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第35議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの議案15件を、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから、議案第34号新庄市下水道事業に公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの議案15件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、法律の題名及び条項ずれについて改正するものです。

あわせて、固定資産評価審査委員会の委員長の任期について、従来1年としていたものを委員の任期に改め、そのほか文言の整備を行うものです。施行日は公布の日であります。

次に、議案第21号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、議会の議員や非常勤の職員について公務上の災害に対する補償に関する制度を定めているものであります。令和2年4月1日から、現行の嘱託日々雇用職員などの非常勤職員が会計年度任用職員に移行するため、フルタイム会計年度任用職員に係る公務災害補償等について条文を整備する必要があることから、所要の改正を行うものであります。施行日は令和2年4月1日であり、施行日以降に発生した災害に係る補償について適用するものであります。

次に、議案第22号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、本市の特別職のうち、農業委員会の農地利用最適化推進委員に支給する報酬額について、委員の活動内容などを考慮し、現行の月額1万8,000円から1万円引き上げ、月額2万8,000円とするものであります。施行日は令和2年4月1日であります。

次に、議案第23号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、市営バスの使用料を改定するため必要な改正を行うものであります。改正する内容は、市が運行主体である市営バス土内線及び芦

沢線の使用料のうち、満70歳以上の方と高校生の使用料について、現在の200円から100円に引き下げるものであります。

また、附則第2項において、市営バス利用実績による費用対効果について検討を行い、所要の措置を講ずることと規定しておりましたが、これを削るものです。施行日につきまして令和2年4月1日であります。

次に、議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この改正は、地方自治法が令和2年4月1日に改正されることにより、条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

また、健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関して規定されていないことから、これを明確にするため規定を追加し、あわせて各審査の期限の見直しを行い、審査期限を60日以内に改めるものであります。

次に、議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、成年被後見人等を資格・職種・業務などから一律に排除する規定を設けている各制度について適正化が図られました。このことに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、新庄市印鑑条例について必要な改正を行うものであります。改正の内容といたしましては、印鑑の登録を受けることができない者として、成年被後見人を「意思能力を有しない者」と改めるものであります。

次に、議案第26号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例は昭和48年に施行された条例であります。平成12年の介護保険制度の開始で介護保険による住宅改修が可能となり、支援や介護が必要な高齢者が住

みなれた住宅で引き続き生活できるよう、必要な改修費用の支給が行われており、年間70件ほどの利用があります。

高齢者住宅整備資金の貸し付けについては、一般的な住宅ローンに比べ金利が高く設定されていること、返済の必要がある貸し付けでなく、介護保険による給付の対象である住宅改修事業を利用する方が多くなったことなどにより、現在住宅整備資金の貸し付けを利用されている方はいない状況です。

また、償還期間を経過しても完済することができず、やむを得ず不納欠損処理を行う事例も発生しており、事業継続による未収金の発生を防ぐ観点からも廃止を行うものであります。

次に、議案第27号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い所要の改正を行うものです。主な内容といたしましては、認可外保育施設や病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などを利用した場合において、保護者が虚偽の報告などを行った場合の過料について規定するものであります。

次に、議案第28号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことによる所要の改正を行うものです。

主な改正の内容につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用として、副食費の提供に要する費用を加え、年収360万円未満相当の世帯の副食費を免除する規定を加えるものです。

なお、本市では、条例改正までの間は内閣府

令の経過措置にのっとり、国の基準を市の基準とみなして副食費の免除を実施しております。

このほか、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの事業者に対する過料について規定するものであります。

次に、議案第29号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新庄中核工業団地においては、平成24年度以降、毎年度1件以上新規の用地売買契約が締結されており、順調に分譲が進んでいるところです。このように企業が進出を決定する要因の一つとして、用地取得助成制度が有効であります。その根拠となる新庄市企業立地促進条例が本年3月31日限りでその効力が消滅すると規定されているため、これを令和7年3月31日までの5年間延長することとし、あわせて文言の整備を行うものであります。

次に、議案第30号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、国の定める道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯の規定が追加されたため、市道の構造の技術的基準を定める条例において、道路構造令と同様に自転車通行帯の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、民法の改正に伴い公営住宅法も改正されたことにより、本市においても市営住宅と定住促進住宅の関係条例につきまして法改正に対応した所要の改正を行うものであります。入居者の最後の弁済に敷金を充てることができるなど、その取り扱いを明確にし、また不正行為によって入居をしたものに対する請求額の算定に利用する利率を法定利

率に変更するものです。あわせて、文言の整備を行うものであります。施行日につきましては令和2年4月1日であります。

議案第32号新庄市都市下水路条例から議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例までについて御説明申し上げます。

これらの案件につきましては、令和2年4月からの下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の条例の制定及び改正を行うものです。

初めに、議案第32号及び第33号についてであります。現行の新庄市下水道条例は公共下水道及び都市下水路の管理及び使用について定めたものであるため、法適用を行わない公共下水道事業計画区域外の都市下水路について議案第32号新庄市都市下水路条例として定めることとし、法適用を行う公共下水道については、議案第33号新庄市下水道条例として別に定めるものであります。

主な内容については、従前のおりとしております。

次に、議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については、「市長」を「管理者」に、また、「水道事業」を「上下水道事業」に改めるなど、必要な文言の整備を行うものであります。

改正を行う条例につきましては、新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を初め12件の条例であります。施行日については令和2年4月1日であります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議案15件について一括して総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第31号についてですが、第31号の内容の中で、今までの現行の場合は、「未納の家賃あるいは損害賠償金の未納」というふうに単純に書いてあったのが、今度は「当該市営住宅に係る賃貸借に基づいて生じた金銭の給付」というふうに、「目的とする債務の不履行」というような形で難しく表現になっておりますが、単純でいいような気がしますが、なぜこのように複雑に書かねばならなかったのか、何か変化があったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、同じく第31号で、金額について第37条あたりで、現在、年5分の割合による金額を未納の場合課して利息をつけるという話がありますが、これが法定利率というふうになるということ。法定利率というのは具体的に何%というふうに見ているのか、今までとどのように違うのかということ1つ、第31号についてはそういうことです。

第34号については聞いてもいいですか。第34号について、この中で、「市長」という言葉が「上下水道の管理者」というふうに名前が今度変わります。今までどおり中身は市長が管理者だと思っておりますので、市長というふうには新庄市の場合はそのままで変わらないような気がしますが、なぜ上下水道の管理者というふうにならざる市長から変えたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 議案第31号の新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の改正につきましての御質問でございます。

まず初めに、「家賃」の文言が「賃貸借に基づいて生じた金銭を給付する目的とする債務の不履行」という言葉に改正された内容につきまして、この内容につきましては、民法の改正に伴う公営住宅法の改正に伴いまして、市営住宅

に関する条例の改正も行うものでございます。

内容といたしましては、これまで家賃に特定されたものを、家賃につけ加えて住宅の賃貸借に追加されるそのほかの、一般的には共益費だとか家賃以外の部分に関しての債務に関しても、この適用が対象となるというふうなことでの改正を行ったところでございます。

次に、差額の年5分の割合から法定利率への改正ということでございますが、これまで法律上、年5分の割合で差額を生じていたところでございますが、こちらにつきましても法律の改正に伴いまして法定の利率に変更するということになっております。実際にはこれまで5分という割合でしたが、現在のところ3分の割合になっているということでございます。この変更の内容につきましては、社会情勢等におきまして、その利率に関しましての変更に伴って、変更が可能なような改正というふうなことで理解しております。以上です。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 議案第34号の管理者についての御質問でありますけれども、今回、上下水道事業に地方公営企業法を適用することになりまして、公営企業につきましては、法律により原則として、行政機関の長とは別に独自の管理者を置くことが原則としてなっております。ただ、中小規模の企業体で独自に管理者を置く場合には、人員であったりとか、あるいは人件費であったりとかということで非常に厳しいものがございますので、市長が管理者の権限を行うことができるというふうにもなっております。県内では、独自に管理者を置いているところは山形市と酒田市だけで、ほかの市につきましては市長が管理者の権限を行うことにしておりますので、新庄市につきましても市長が管理者の権限を行うというふうにするものでございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 第31号について、今まで家賃だったのですが、その他の共益費などのそのほかの債務についてというふうに、もっと大きく見れるというお話だったというふうに思います。これについて、それから法定利率ということで現在3分、つまり3%でやっているんだというお話でした。法定利率というのは社会情勢の変化で変わるということなんですが、例えば現在3%というのが変わる予定があるのか、どのように変わるのかお聞きしたいと思います。

そして、この家賃なんですけど、家賃の未納とか、そのほか債務の未納というのは、本人が払えない場合は保証人来るわけなんです。今回の法律改正で、公営住宅などの保証人をなくすことが、なくてもいいんじゃないかという法律になったように聞いております。というのは、市営住宅などに住まれる方の収入は非常に厳しい方が多くて、その連帯保証人などになったりすれば、厳しい方がゆえに未納になる場合も少なくないわけで、そうなったときに連帯保証人が確実にお金を払わねばならないということになるわけです。そういうことを考えると連帯保証人になりにくいとか、一般の市民を考えてもなれない、なりたくないというふうになるのが普通で、そういう低所得の方の生活を保障していく公営住宅でありますので、そういう方が保証人がいないために、それではせっかくの低家賃のところだけれども、あなたは入れないよということがあっていいのかという話になったと思うんです。それで、保証人はなくすという話が法律で出てきたように思います。

そういう意味では、新庄市としては、こういった債務が連帯保証人にまで請求されることのないようにしてやるのが、低所得の方が公営住宅に入りやすいとか、入る壁が低くなるとか、重要なことだと思いますが、そういう点、新庄市としては、このたびここに入れな

かった理由があったらお願いしたいと思います。

それから、新庄市の独自の管理者ということになりまして、山形市、酒田市が独自の管理者を置くということになったようですが、新庄市ではそういうのはしないと。市長でいいんだというふうになるのであれば、私はわざわざ書かなくても、市長でもよかったんでないかなというふうに思いますし、これは民間委託、民営化、上下水道の民間委託、民営化のような、そういうことも法律では考えた内容になっているかと思いますが、新庄市ではそういうことは私はするべきではないと思うんですが、安全・安心、しかも安い水道を提供するためには民間委託ではだめだと思っておりますが、その点、新庄市では今後どういうふうを考えておられるのかお願いします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 初めに、過料の法定利率の変更の予定というふうなことでございますけれども、現在のところ、まだ年5分という割合のまま動いているところでございますが、この法施行になった時点では3%というふうなことで予定しているところでございます。この内容につきましては、今のところ変更の予定はないというふうに理解しております。

続きまして、今回の条例の中身では、保証人の変更については記載しておらないところではございますが、保証人の条項につきましても国のほうからの指針からすると、セーフティーネットの明確な確保のために、保証人の条件について必要に応じて改正を求める内容の文書も来ているところでございます。

保証人様の要件としまして、先ほど議員がおっしゃられるように、家賃の不納のときの弁済についても連帯保証人としての責務等ございますが、そのほかに市としましては、緊急時の連絡先等必要に応じて連絡させていただいて、入

居者への対応をしていただくということも重要な役割の一つとして考えております。他自治体の変更の内容も勘案しながら、内容につきましてはもう一度よく考えながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** まず、管理者と市長の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、地方公営企業法を適用しますと、市長部局とは別に独自の企業体として管理者を置くというふうなことになります。ただ、新庄市としては新たに独立した管理者を置くのではなく、管理者の権限を置く市長というふうな位置づけになりますので、市長のままですと今までどおりの市長部局の一部というようなことになりまして、経営的な独立というようなことにはなりませんので、こういった管理者の権限を行う市長というふうな文言になります。

それから、民営化についてでありますけれども、水道事業が今まで企業会計としてやってきておりまして、今回、下水道事業と農業集落排水事業も、水道事業と同様に地方公営企業法を適用するというようなことになりますので、この3事業いずれにつきましても、全国的にはそういった民営化の動きもありますけれども、新庄市としては3事業とも民営化するというふうな考えはございません。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 保証人について、第31号に関係して、保証人についての課長のお話を伺いますと、市としては連絡先として重要なので、保証人というのをなくすことは今回考えなかったというふうに、やったようにお聞きしました。でも、考えてみますと、連絡先として書くことは、それはあつてしかるべきでいいわけ

ですが、それが金銭面まで責任を負わねばならない連帯保証ということになってきますと、かなり厳しいというか、お互いに厳しい気持ちになるわけです。

そういう意味で、連絡先確保ということでの関係者の名前を、友人などの名前はいいと思うんですが、連帯保証、金銭的な未納の問題まで、債務まで責任を負わねばならないというのは、これは厳しいもので、みんななりたくないもので、本人は収入少ないかもしれない、危険のある方かもしれない、障害者かもしれない、不安定な方かもしれない、そういう方に対して全面的に債務、責任を負わせられる保証人というのはなりたくないんです、誰も。そうすると、入れなくなっちゃうんです。本人が。そういう弱い方が。そういう意味では、国の考えは全く現実を反映しているものだと思いますので、一日も早く公営住宅の入居者については、債務についての連帯保証まで負わせる保証人はないというふうにする方向でぜひ検討していただきたいので、再度答えをお願いします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 連帯保証人についての御意見いただきました。今回の改正、全国的なものとなっております。今回、新庄市の設置条例につきましても、民法の改正に伴ったところの改正を主体として検討しているところでございますが、議員おっしゃられますとおり、保証人の確保というのも入居者にとりまして大きな課題の一つだというふうなことは認識しているところでございます。他市の状況も踏まえまして、市としても住宅の管理にあわせて十分な対応ができるような形で対応ができるよう、今後検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 議案第22号と議案第24号に質問をします。

第22号が市の特別職の職員の給与の一部改定ということで、農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬ということです。改定になる前は1万8,000円で、改定されて2万8,000円と、1万増額というのは金額的に見ると大きいかなと思うんですが、この改定の目的、改定というか農地利用最適化推進委員の報酬を定めるに当たって、算定の基準というのはどのようにされたのか伺いたいということ。

そして、第24号につきましては、こちらの提案の理由が、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等により所要の改正というふうになっていますが、具体的にこの地方自治法の改正はどのような改正の背景があり、今回この条例の改正に至ったのか、そして、それに伴ってこれを直さなければ、市条例を改正しなければいけなかったのかということ伺いたいと思いますので、まず地方自治法のどういった内容が改正になったのかを伺います。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 議長、津藤隆浩。

**下山准一議長** 農業委員会事務局長津藤隆浩君。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 農地利用最適化推進委員の報酬の改定についてですけれども、農業委員会制度は、農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進を行うことがより明確化されました。農地利用最適化推進委員は、この法律の改正により新設された職であります。推進委員は、担当地域において担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて、農地等の利用の最適化を推進するための活動を行っています。

国では、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために、報酬の財源とし

て交付金が交付される農地利用最適化交付金事業を制定しており、本市としてもこの事業を最大限活用することで、農業生産力の増進及び農業経営の合理化の推進を図ることとしています。

県内の農地利用最適化推進委員の報酬月額につきましては、他市の状況を考慮しまして2万8,000円とすることといたしました。以上です。

**山科雅寛監査委員事務局長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 監査委員事務局長山科雅寛君。

**山科雅寛監査委員事務局長** それでは、議案第24号の新庄市監査委員条例の一部を改正する条例についての御質問にお答えいたします。

まず、地方自治法の改正に伴う背景と、どうしてこの条例を改正することになったかということの説明ということでしたけれども、まず、地方自治法に関しては、平成29年6月に地方自治法の一部改正がございまして、監査委員の監査体制の強化を図るということで地方自治法の改正が行われております。その中で、平成2年4月1日に改正されることとなります条項についてずれが生じたことから、その条項のずれを改正するものでございます。

具体的には、ずれているのが「地方自治法第142条の2第3項」になっておりまして、こちらが「第243条の2の2第3項」に改められまして、内容としてはそのまま変わらない内容となっております。以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 最初に、第22号の特別職の農地利用最適化推進委員の報酬、費用弁償という部分なんですけど、他市、13市と理解してよろしいでしょうか。13市の状況を比較したということではよろしいのでしょうか。新庄市の状況ではなくて、新庄市の中で、農業委員会の改革ということが大きく挙げられた中で創設されたのが推進委員の存在かなと思うんですね。新庄市の中でこの金額で、これまで1万8,000

円が2万8,000円は大きい大きいんですけども、推進委員の仕事自体が、比較をすると農業委員の方と非常に大きく主な活動として遜色があるものではないのかなと思ったんですね。

それで、今後、農業の改革をしていかなくてはいけないという、それは自治体全て、日本全体に課せられているかなと思うんですが、その中でより活発に推進委員の方々が活動して、そしてその使命を果たしていくことを考えたときに、果たして2万8,000円という金額で妥当であるのかどうなのか、それは農業委員の中でもそれは妥当であるという話になったのかどうなのか、そこを伺いたいなということですね。

そして、先ほどの第24号の監査委員については、返答にあったように、監査制度の充実強化ということが求められていますね。これは、今回、今年度の4月1日から地方自治法が改正されるのに伴っての条例改正で、画期的な部分の国の条例改正の中に、議選の議員の監査委員の緩和措置なども設けられていると思うんですね。そうした場合には、それでは新庄市議会に対して、その議選の緩和規制措置というものをどう考えるかという、そういう提案をしたのかどうなのか、そういったことを伺いたいと思います。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 議長、津藤隆浩。

**下山准一議長** 農業委員会事務局長津藤隆浩君。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 先ほど御質問のありました金額のことについてでありますけれども、農地利用最適化推進委員を設置しているのは、13市中、酒田市を除く12市が農地利用最適化推進委員というものを設置しております。新庄市を除く11市の平均報酬月額につきましては、およそ2万6,000円程度となっております。

新庄市の農地利用最適化推進委員の配置人数は8名ということになっておりますけれども、1人当たりの担当する区域の面積が新庄市の最適化推進委員は大きいものですから、担当する担当地域の面積等を考慮し2万8,000円という

ふうにしております。以上です。

**山科雅寛監査委員事務局長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 監査委員事務局長山科雅寛君。

**山科雅寛監査委員事務局長** それでは、監査委員体制の強化ということで、地方自治法の改正に伴う議選監査委員の緩和という点での御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、地方自治法の改正で議選の監査委員を置かないことができるということで、条例で定めた場合は置かないことができるという規定がございます。緩和されてはおりますけれども、監査委員としては、市民を代表する議員の皆さんの知見に基づきまして、監査をしていただくというのは大変重要なことと考えておまして、そういったことで議選の監査委員はいていただいて、きっちり監査をしていただくというのが大事かと思っております。以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 酒田市の場合は特別職のところに、費用弁償のところに、推進委員のところに金額が載っているのではなくて、別枠だったようにも思うんですが、ちょっと再確認を私もしたいと思いますが、山形県内は大体2万6,000円ぐらいだなという話なんです。この推進委員の活動と農業委員の、また農業委員会の改革を進めていって、農地集積また集約化ということをどんどん進めていかなきゃいけないということが目標にあって、そうしたときに、今度、山形県外の他市の事例を見ていくと、農業委員についても推進委員についても、基本給という言い方は変ですけども、基本給に今度活動した実績をプラスアルファしていく、それを新たに条例をきちっと整理をして、そして進めていくという手法が、回り始めた自治体の姿だなと思って見ておりました。新庄市、今後どのようになっていくのか、そういう検討をし

ているのか伺っておきたいと思うことと。

あと第24条については、議選の監査委員が市民の代表だという答弁をされたんですが、地方自治法の改正した内容をもう一度しっかり照らし合わせていただきたい。議会というのは、独立されていなければならないということをここでうたっているんですね。で、緩和策をわざと設けて、地方自治法の中でも設けたという経緯があります。なので、しっかりとそういった部分を提起していただいて、議会に逆に提案してもらおうということを望みたい、望むというか思いました。

そのほかにも、地方自治法は項目にわたって細部にわたって改革をしています。これが求めていくところは、最終的にはマネジメントですよ。ガバナンスを強化していこうということではないですか。そうすると、監査委員というのはガバナンスを、内部統制をしていくための重要な場所にあって、その存在と議会もそうなのわけですよ。内部統制をしていくための重要なポジションにあって、それが同じである、同じというか関連しているということを分離しようとしているわけですね。ちゃんとガバナンスをきかせていけるような存在にしていこうというのが、今回の地方自治法改正なのではないかなと思っています。それについてどのように理解されて、どのように今後されていくのか伺いたいと思います。

**大場隆司監査委員** 議長、大場隆司。

**下山准一議長** 監査委員大場隆司君。

**大場隆司監査委員** ただいま叶内議員のほうからあったように、それぞれ監査委員も市議会も独立しているという形ではそのとおりでと思うんです。また、今回の地方自治法の改正によって、例えば大きい都市ですと内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備。ですから、内部統制に関するものは整備することとはできるんですけども、まだ新庄市

ではそういった体制もとられていません。

それで、地方自治法の、さっき言った叶内議員の、第196条で、これちょっと条文を読んでみますと、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において『識見を有する者』という。）及び議員のうちから、これを選任する。」というふうな規定になっています。ですから、議員の中からこれ選任するかどうか、ただし書きこの後続くんですけども、「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」。ですから、基本的には議員の中からもこれを選任できるというふうな規定にもなっていますので、とりあえず私たち監査委員としては、議員の方の意見も聞いて監査を進めたいというふうな思いで、議選の監査委員をこれからも置いていくというふうな形で考えておりますので、この件については御理解をいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 議長、津藤隆浩。

**下山准一議長** 農業委員会事務局長津藤隆浩君。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 御質問にありました今後の月額報酬の取り扱いについてということですけども、これからの活動やいろいろな状況を踏まえまして検討していくようになるかと思えます。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 議案第22号につきまして今お話があったんですけども、実はこれ農業委員会の改革で農地利用最適化推進委員というのは選出されたわけですよ。私も前は農業委員をしておりました。よく最適化推進委員が出てから、非常に現場から安過ぎるという話が

出ています。この条例そのものを出すのが、私は遅かったのではないかなという思いがします。これからも現場の声というものを十二分に反映して、もっと前にこれは出すべきではなかったのかなという思いがします。ことしの夏、また農業委員会改選ですよ。そういうこともあって今回出したと思うんですけども、やはり現場の声を本当に重視して、もっと前にこれは出すべきだったと思います。

条例に関係なく、本当に現場を回っている農業委員、そして最適化推進委員、本当に頑張っています。これからもその方々の思いというものを本当にわかって、この条例化に向けてやってほしいなという思いがします。本当は、私はもっともっと上げてよいのではないかなという思いで質問したわけですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** 議長、津藤隆浩。

**下山准一議長** 農業委員会事務局長津藤隆浩君。

**津藤隆浩農業委員会事務局長** ただいま小野議員のほうから御意見をいただきまして、今後とも農業委員並びに農地利用最適化推進委員につきましても、農業行政全般について振興できるような形で、事務局も協力しながら農業振興に当たっていきたく思います。どうもありがとうございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

### 日程第36議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

**下山准一議長** 日程第36議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

### 令和 2 年 3 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
予 算 特 別 委 員 会 議 案 ( 7 件 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第 9 号令和 2 年度新庄市一般会計予算</li> <li>○議案第 10 号令和 2 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第 11 号令和 2 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算</li> <li>○議案第 12 号令和 2 年度新庄市介護保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第 13 号令和 2 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算</li> <li>○議案第 14 号令和 2 年度新庄市水道事業会計予算</li> <li>○議案第 15 号令和 2 年度新庄市下水道事業会計予算</li> </ul>
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議 案 ( 5 件 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第 20 号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 21 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 22 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 23 号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 24 号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例について</li> </ul>
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 ( 10 件 ) 請 願 ( 1 件 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第 25 号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 26 号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について</li> <li>○議案第 27 号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 28 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 29 号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 30 号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 31 号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 32 号新庄市都市下水路条例について</li> <li>○議案第 33 号新庄市下水道条例について</li> </ul>

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について ○請願第1号除雪受託業者に対する支援についての請願

## 議案8件一括上程

**下山准一議長** 日程第37議案第1号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から、日程第44議案第8号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）までの補正予算8件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から、議案第8号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）までの補正予算8件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第1号から議案第8号までの令和元年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第1号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億2,002万6,000円を減額し、補正後の予算総額を189億6,252万6,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、全体を通して、各種事業の決算見込みに相応した事業費の精査と財源の補正を行うものであります。

歳入についてであります。1款の市税については、各税目ごとに決算を見込んだ補正を行

うとともに、14款及び15款の国県支出金並びに21款市債等につきましては、事業費の精算に伴う補正を行っております。

歳出につきましても、各事業費の確定に伴う費用の補正に加えまして、2款では、今後の市有施設改修費の増加に対応するため市有施設整備基金への積立金の増額や、3款では生活保護費を増額、また8款においては、国の補正予算に係る土地改良事業負担金を増額補正するなどしております。

新年度の事業展開の円滑な移行のためにも適切な対応を必要とする補正内容を組み合わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、35ページからの特別会計であります。議案第2号から議案第8号までの6特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおのおの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時09分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

財政課長平向真也君。

（平向真也財政課長登壇）

平向真也財政課長 それでは、私のほうから議案第1号から第7号までについて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第1号一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出それぞれ2億2,002万6,000円を減額し、補正後の総額は189億6,252万6,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、6ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正でございますが、福祉バスの老朽化に伴う車両購入について、早目に手続を行えるようにするため新たに債務負担行為を設定するものでございます。

7ページの第3表地方債補正の変更につきましては、事業費の確定による変更が主なものでございます。

また、めくっていただきまして8ページの下段になりますが、地方債の廃止につきましては、補助金のメニュー変更により、今年度の活用が見込めなくなったエコロジーガーデン改修事業債と交付税措置のない2つの市債を廃止するものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

市長からもございましたが、全体を通しまして各種事業の決算見込みに対応した財源の補正を行ってございます。

1款市税の各目におきましては、決算見込みを推計して、それぞれ必要な補正を行っております。

6款地方消費税交付金につきましては、今年度の交付額の決定に伴い増額補正を行うとともに、12ページの10款地方交付税におきましても、普通交付税の今年度の交付決定額の残額につい

て、このたびの補正財源として増額計上するものでございます。

13ページの14款国庫支出金及び15ページからの15款県支出金につきましては、事業費の確定や精査に伴う負担金や補助金などの増減を補正してございます。

次に、16ページになりますが、16款財産収入でございます。中核工業団地の用地売り払い収入を見込んだ増額補正を行っております。

次の17ページ、21款市債につきましては、第3表地方債補正でも御説明申し上げましたが、事業費の確定による補正が主なものでございます。

続きまして、19ページからの歳出について御説明いたします。

まず、全体に共通している事項といたしまして、事業費の確定や精査に伴う補正を行っております。

19ページ、2款総務費でございますが、1項4目財政管理費におきまして、歳入で御説明いたしました中核工業団地の用地売り払い収入を財源といたしまして、財政調整基金に3,600万円積み立てを行うとともに、今後の市有施設改修費などの増加に対応するため、市有施設整備基金への積立金1億5,000万円を増額補正してございます。

続きまして、24ページをお開きください。

3款民生費のうち3項生活保護費につきましては、制度改正に伴うシステム改修事業委託料を計上するとともに、医療扶助費を増額補正してございます。

めくっていただきまして、26ページのほうをごらんください。

6款農林水産業費1項5目農地費の県営土地改良事業費には、国の補正予算に伴う土地改良事業負担金合わせまして2,000万円を計上してございます。

次に、28ページをお開きください。

8款土木費2項3目道路新設改良費のうち、その他単独道路整備事業費の公有財産購入費2,548万1,000円につきましては、既に供用開始しております市道用地について、土地開発基金から買い戻しを行うための費用となっております。

29ページになりますが、同じく8款土木費のうち6項1目除排雪費でございますが、このたびの少雪の状況を勘案しまして、道路の除排雪業務委託料7,400万円を減額補正するものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

10款教育費の5項社会教育費におきまして、それぞれの施設において指定管理委託料の補正を行っておりますが、これにつきましては、消費税増税に係る費用について、それぞれ不足分を補正するものでございます。

また、8目ふるさと歴史センター費におきましては、空調設備にふぐあいが生じておりますことから、これを改修するための測量設計業務委託料220万円を計上してございます。

なお、これにつきましては、令和2年度への繰り越しを予定しているものでございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明に入らせていただきます。

35ページをお開きください。

議案第2号国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

こちらは、歳入歳出それぞれ537万円を追加し、補正後の総額を34億5,232万6,000円とするものでございます。

初めに、40ページの歳出のほうをごらんください。

一般管理費、事業費に制度改正に伴うシステム改修業務委託料を増額補正するとともに、賦課徴収費に嘱託職員報酬を計上しておりますのは、特別会計に計上することで県の補助金が該当することから、一般会計から当該報酬分を減

額して国保会計のほうに移したものでございます。

これらの財源といたしまして、38ページからの歳入のほうで、国民健康保険税や県補助金を増額補正してございます。

次に、43ページをお開きください。

議案第3号交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

こちらは、歳入歳出それぞれ234万3,000円を追加し、補正後の総額を646万6,000円とするものでございます。

こちら、46ページの歳出のほうをごらんください。

内容といたしましては、災害見舞金の増額補正を行うものでございます。

次に、47ページをごらんください。

議案第4号公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

こちらは、歳入歳出それぞれ5,487万7,000円を減額し、補正後の総額を15億4,585万4,000円とするものでございます。

52ページをごらんください。

歳出におきまして、事業の確定及び精査等による事業費の補正と市債利子等の減額補正を行うものでございます。

次に、55ページをお開きください。

議案第5号農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

こちらは、歳入歳出それぞれ138万1,000円を減額し、補正後の総額を8,515万8,000円とするものでございます。

60ページをお開きください。

これにつきましても、歳出におきまして、事業の確定及び精査等による事業費の補正を行うものでございます。

次に、61ページをごらんください。

議案第6号介護保険事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

こちらは、歳入歳出それぞれ3,043万8,000円を減額し、補正後の総額を38億8,304万9,000円とするものでございます。

68ページのほうをお開きください。

歳出におきまして、給付費を初め、事業費の精査に伴う過不足を補正するものでございます。

最後に73ページをお開きください。

議案第7号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

こちらは、歳入歳出それぞれ120万5,000円を追加し、補正後の総額を4億1,844万9,000円とするものでございます。

77ページをお開きください。

歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金の財源補正と、一般会計繰出金の増額補正の内容となっております。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

（奥山茂樹上下水道課長登壇）

**奥山茂樹上下水道課長** 議案第8号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量の補正につきましては、建設改良事業費について補正するため記載したものであります。

第3条収益的収入及び支出の補正ですが、初めに、収入の第1款水道事業収益で補正予定額100万1,000円を増額し、計11億2,076万1,000円とします。これは、第二庁舎の設備更新工事に係る負担金の増によるものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出の補正ですが、収入の第1款資本的収入で、補正予定額2,534万8,000円を増額し、1億5,215万5,000円とします。

また、2ページの支出の第1款資本的支出で、

補正予定額6,788万9,000円を減額し、計4億2,209万2,000円とします。これらは、工事内容の精査に伴う負担金、補助金、委託料及び工事費の変更によるものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億6,993万7,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填します。

第5条は、畑地区の災害復旧工事に充てる企業債について記載したものであります。

3ページから4ページまでには補正予算の実施計画書を記載しております。

以上、令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算8件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号までの補正予算8件については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました令和元年度補正予算8件の審議に入ります。

### 日程第37議案第1号令和元年度 新庄市一般会計補正予算（第5号）

**下山准一議長** 初めに、日程第37議案第1号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第5号）について質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 31ページの10款の1で学校管理費についてです。

これについて、このたび新型コロナウイルス対策というのが補正予算には全く載ってはいませんが、3月2日から小中学校臨時休校になっております。これが本当によかったのか、ひとり親世帯とか共働き世帯、障害児者のいる世帯など、親が仕事を休まねばならなくなった収入が減ったりなど、また、その親の勤める仕事場、介護施設だったり病院など職場が困ったりする声はないのか、そういう考え、本当に新型コロナウイルス対策として適当だったのかお聞きしたいと思います。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

下山准一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 ただいま、31ページの学校管理運営事業費でコロナ関連の対策といった御質問でございますが、ただいま休校等の措置をとっているものの関連については、この予算、学校管理運営事業費ではなく、特にここには予算の計上はしてございません。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 予算は、緊急であったということもあり補正予算には全く出ない、あるいはお金かからないことなのかもしれません。でも、市民としては、これが現在進行形のことなんです。3月のことなんですけれども、新型コロナウイルス対策ということで上から、首相のほうから休校にして広がらないようにするためにということ言われてやったのだらうと思いますが、しかし、学童保育などは閉鎖ではないわけです。学童保育は学校よりもさらに過密なことに置かれていて、新型コロナウイルス

対策としては逆かもしれない、怖いかもしれないというふうにも考えます。

そして、まだ山形県としては新型コロナウイルス感染者が出ているという話は聞いていないように思います。そういう中で、このように学校から家庭に子供を任せるということで、本当に新型コロナウイルス対策感染予防になるのか、もし家庭でいる子供が出たという場合になれば家庭の責任になる。そういうふうに学校の責任はとりたくないということから、家庭の責任というふうに持っていきかけたのかわかりませんが、そうなった場合、今の県立病院などで対応できるのでしょうか、民間病院で対応できるのか、そういったことはどう見ておられるのか、お願いします。

下山准一議長 答弁できる範囲内で結構です。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 学校教育に関しまして、今とっていることについてお答え申し上げたいと思います。

3月2日から臨時休業ということで、修了式の予定していた日まで臨時休業といたしました。これについては、感染者を出さないとか感染をやらせない、それから児童生徒や保護者の不安を考慮したものでございます。ということで、この趣旨を踏まえて決定させていただきました。

関連しまして、学童のほうでは、昨日の午前中から開所していただいているということもお聞きしました。なお、それでも学童に在籍してなくて、一人でいることが大変心配な場合については、学校で見守ることも通知してお願いをしております。なお、この学年については、1、2年生とさせていただきますけれども、学年によっては配慮が必要なお子さんもいらっしゃると思いますので、その際は事前に申請いただくというような形で対応させてもらっております。以上でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) それでは、私のほうから補正予算、令和元年度分の質問をさせていただきます。

まず6ページですけれども、第2表債務負担行為補正が入っておりますが、福祉バスに関する老朽化ということで900万円計上というふうな話です。これは、今まで福祉バスの利用目的、それから頻度とか将来的にどのように運用していくか、今言った利用頻度を考えた場合に、仮にアウトソーシングとか外注化とかの考えはなかったのかどうかということをもまず1つ。

あと、7ページですけれども、第3表の地方債の補正に入っていますが、その中でエコロジーガーデン、それから交付税措置のない2つの市債を廃止するというようになっております。これは、交付税措置がないということは前からわかっていて、それで起債を起こすと。起債によってカバーするという意味が、今年度においては別の財源で対処できるということで変更になったのかと思います。これは、変更しないで起債を使った場合と一般財源を使っている、その比較とした有効性、どのぐらい有効に、金額的にどのぐらい上がったのかということをお聞きしたいと思います。

歳入、最後になりますけれども、市税11ページになりますが、この中で大体市税全体ではほぼ45億円ぐらいのレベルで推移してきておりますが、大体ボーダーライン40億円かなと思っております。その中で、特記するのが市たばこ税ですけれども、今回補正におきましても約2,000万円のプラスになっていると。決して減ってきては、若干の減りはあるのでしょうかけれども、なかなか減ってはきていない。

これを考えますと、たばこを擁護するわけではないのですが、かなり公共施設に関してはた

ばこを吸っている人が排除されていると。どこでも吸う場所がない。敷地内全面禁煙ということでそういう方向性に来ていますが、これだけの財源が入るような科目でありまして、その辺を考慮して例えば我が市では、ある程度分煙を可能にするため予算を割くとか、愛煙家のために少しは経費を使うというようなものを考えなければならぬのかなと思っております。その辺の考えをお願いしたいと思います。

歳出もお願いします。歳出ですが、24ページ、民生費のうちシステム改修と医療扶助費を増額補正しております。この辺が前々からずっと言われていることがあるんですけれども、かなり不正受給者がいらっしゃるということで、弱者保護だと言えればそれまでなのでしょうけれども、基本的には公平の観点から、しっかりした弱者じゃない不正受給者のほうをどのように把握して、それに伴う増額補正になれば非常に遺憾と思わなければならないと思いますので、その辺の市民からの情報提供とか、その辺に対応した今後の予算のとり方とか今回の執行の仕方、その辺をお伺いしたいと思います。

あともう一つですね、4ページ、雪対策費が入っています。7,800万円ですね。この中で、今回かなり少雪だということで7,400万円余りの減額補正が入っております。この辺に関しても、好きで少雪になって大変だった業者さんがいるわけではありませんから、この辺のフォロー、それをどうするのか。あと1カ月しかないわけですけれども、今季に関しては、来季も含めた考えということをお伺いしたいと思います。

あと国保ですね、国保が1つだけです。国保は40ページで賦課徴収費、こちらのほうの一般会計から特別会計に移行しておりますが、人件費は、嘱託職員の報酬の計上をしておりますけれども。

下山准一議長 済みません、一般会計だけ。

10番(山科正仁議員) 済みません、失礼しま

した。以上、一般会計のほうをお願いします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山  
左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 成人福  
祉課のほうでは、御質問、福祉バスの関係の債  
務負担行為と、それから歳出のほうで生活保護  
関係、2つ御質問いただきました。

福祉バスでございますけれども、このたびバ  
スを更新ということになりまして、運用につい  
ての要綱を新たに見直しているところでござい  
ます。利用人数につきましては、10人程度の小  
規模な人数から乗れるように利用人数を下げる  
方向で検討しております。

それから、利用団体さんにあらかじめ登録し  
ていただいて、その中で申請いただいて許可を  
出すというほうな登録方式ということについて  
も進めているところでございます。

車両につきましては、身体障害者等、障害の  
ある方も乗りやすいような車両の購入というこ  
とで検討を進めているところでございます。

次に、生活保護の不正受給についての御質問  
ですけれども、不正受給と言っていいのかわか  
りませんが、返還金を求めるような事例がござ  
います。収入について正しく申告されていなか  
ったというようなことがございますけれども、そ  
れにつきましては厳しく分割納付などで納めて  
いただくような対応をしているところでござい  
ます。

**平向真也財政課長 議長、平向真也。**

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 私のほうからは、地方債のほ  
うの廃止の部分についてお答えさせていただき  
たいと思います。

このたび補正のほうにおきまして、公共土木  
事業負担、こちらのほうは、起債としましては  
地方道路等整備事業でございますけれども、も

う一つ旧萩野小学校除却事業、こちらのほうの  
起債のほうは公共施設等適正管理推進事業債と  
いうことで、いずれも充当率90%ということだ  
ですが、交付税措置、基準財政需要額への算定の  
ほうが全くないというふうな起債でございます。

こちらのほう廃止する理由としましては、当  
初予算編成の際に財源確保が必要だというふう  
なことから、交付税措置がないということは最  
初からわかっているわけですけれども、やはり  
財源を確保する上で起債というものが必要であ  
ると、その時点では必要であるという判断のも  
とで予算編成をさせていただいたというところ  
でございますが、今回年度末になりまして財源  
調整のほうがついたという結果から、起債しな  
いこととして廃止するものであります。

この効果としましては、やはり借金の部分と  
いうことになりませんが、実質公債費比率の低減  
のほうに貢献するというふうな効果があります  
ので、こういった措置をとらせていただいている  
というふうなことでございます。以上です。

**加藤 功税務課長 議長、加藤 功。**

**下山准一議長** 税務課長加藤 功君。

**加藤 功税務課長** たばこ税につきましてお答え  
させていただきます。

今年度3月補正では2,000万円の増というこ  
とで計上させていただきました。平成29年度ま  
では人口減少、健康増進の影響によりまして、  
毎年2,000万円ほどの減額、減収が続いており  
ましたが、平成30年度税制改正から増税が続い  
ておりますので、減収幅が縮小している状況に  
ございます。令和元年度予算では、総額3億  
1,500万円でしたが、2,000万円このたび増額す  
ることによりまして、前年度比マイナス442万  
7,000円まで減収幅を圧縮することができるよう  
になっております。

もう1点お伺いしております分煙につきまし  
ては、ことしの4月から改正健康増進法が施行  
されることで、原則屋内禁煙と分煙が一層進む

ものと思っております。今後さらなる増税が進む中、たばこ業界では加熱式たばこなど新たな商品を市場に投入するなど、増税になっても3億円超えの税収がある市税としましては、議員おっしゃるとおり貴重な一般財源でございますので、適正な運用に努めていきたいと考えております。以上です。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 土木費の雪対策費の減額についてでございます。

こちらの減額につきましては、例年にない少雪に伴いまして、11月から12月までの実績に1月から3月までの見込みの回数を加算いたしました想定額とあわせまして、業界の皆様への待機補償料の見込み額、こちらについての試算をさせていただきまして、トータル合わせまして7,800万円の減額とさせていただいたところでございます。以上です。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 福祉バスに関しては了解いたしました。今後バスの外注化というのが、この福祉に関するだけでなく、いろいろな方面で交通の弱者の足を確保する必要が出てくると思うんです。その辺でも、福祉バスもそういった方面にわたって利用できるような方向性で持っていただければなと思います。債務負担行為で計上するという事は、もうじき、すぐ買いたいという意思で、購入したいという意思で早目に承認をとっておこうという手法かなと思いますので、その辺は早目早目の対応ということで大変よいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、交付税措置のない有効な財源の活用という面では大変いいことだと思います。私考えたのは、一般財源、例えば今回ちょっと勘ぐったではないですけども、少雪だったもので

から、ある程度の予算的に浮いたもので、そこで急遽起債を廃止して一般財源を回して支払いに回すのかなというふうな思惑もあったものですから、それに関連して、今、都市整備課長おっしゃったように、土木関係、除雪関係の費用、それをただ単に削るだけではなくて、何らかの救済措置をとらないと、市長も当然わかっていると思うんですけども、来年からの除雪経費、待機費用とか業者さんが非常に困っている。こんなのは私がここで言うべきでなくて、もうみんなわかっていると思うんですが、かなり苦しい状況だと思うんです。その辺をすぐ対策とれるような、例えば7,800万円の経費をその対策費に回すとか補助に回すとかという、臨機応変な予算の使い方というのを考えていただきたいなと思った次第だったんです。その辺について再度お願いいたします。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**下山准一議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 今議会には、建設クラブのほうから請願も出ております。そして、一般質問の中でもそのような質問もあるということもありまして、いずれにいたしましても、これから3月末まで今年度ということになるわけですが、今年度の末の前には何らかの協議をしていながら、基本的には待機料という、理論上は6割の委託料に対しての待機料というものがあるんですけども、ただそれは理論上であって、実際大雪のときと少雪のときでは単純にはそうはいかない、6割にはいかないと、大雪のときの6割にはいかないというような積算になるかと思っております。いずれにいたしましても今年度中、協議を行いながら、どうなるかは別にしても、そういう手だてをとっていききたいというふうに考えております。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** ぜひそのような方策を

とっていただきたいと思います。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 2点についてお尋ねします。

16ページの16款財産収入の不動産売却収入がありますが、3,792万3,000円ですね、この中には本日議決した議案第19号の中核工業団地の分譲の3,600万円が入っているというのは理解しましたが、それを引きますと192万円。200万円近い金額が売り払い収入として入っているわけでありまして。この中身について教えていただきたいというふうに思います。

それで、関連しまして19ページに、その3,600万円が、総務費の総務管理費財産管理費の財政調整基金積立金に3,600万円入っています。この3,600万円入ったことによって、財政調整基金の総額については現在高で幾らになるか、以上2点についてお尋ねします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初に、財産収入の部分でございます。こちら中核工業団地の3,600万円のほかに、今回の補正額として192万3,000円ほど上げさせていただいております。この内訳でございますが、宅地造成等に伴う法定外公共物、国有地でありました水路でありますけれども、そちらのほうの払い下げが3件ほどございまして、この収入となっております。

もう1点の財政調整基金の現在高でございますけれども、平成30年度末現在での残高が約21億円でありまして、今年度当初3億5,000万円ほど一般会計のほうに繰り入れるということで、今回財産収入のほうを加えまして、3,600万円ほど積み立てた後での現在高ということになりますけれども、今年度末の見込みで約17億9,000万円見込んでございます。以上ござい

ます。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 財政調整基金の現在高については了解しましたが、そのあり方についてはまた別の機会に議論したいと思います。

法定外公共物、よく住宅街では問題になることではありますが、良好な住宅をつくっていくというそういう意味でも、「なかなか相談しても難しくて」ということのないように今後ともしてもらえれば、これからいろいろと助かる時がいっぱいあるのではないかとこのように思います。

似たようなことが国有財産では相当あるわけですね。そういう点で、住宅地の適切な開発という点では配慮していただきたいというふうに思います。答弁要らないです。終わります。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**14 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14 番（石川正志議員）** 1点だけお伺いします。

補正予算書26ページ、農林課長、準備をお願いします。

6の1の3農業振興費で、これは園芸振興ということで財源が国や県、裁量権は県にあるのかなと思うんですが、ここ数年ちょっと同じような状況が続いていると。事業費の確定で補正減になってはいますが、要因としては、当初予算で見積もられていた応募がなかったのか、それとも応募はあつて申請したのだが、採択されなかったのか、いずれですか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 今、御質問がありました担い手総合支援対策事業費でございますけれども、これにつきましては応募はあります。が、なかなかポイント制になって以降、なかなかそのポイントに達することができないということで、

こういう結果になっているところでございます。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** 昨年の3月議会の補正でも同じような議論をしたかと思うんですが、確かにポイント制になって、応募者の思惑どおりにはなかなか採択されないと十二分に承知してはおります。ただ、国県支出金で、多分この部分の科目に関しては、非常に大きなボリュームをカバーする有益な補助事業の一つであると。

例えば、それでは個人個人の方、もしくは農協系で集団でされているかもしれませんが、個人の場合はなかなか点数でハードルを越えるのが非常に難しいときに、例えば農林の調整の中で同じような事業を取り組まれる方がいらっしゃれば、タッグマッチを組ませてやるというような苦勞というか、応募者にアドバイスはされたのでしょうか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** はい、済みません。個々の応募がほとんどなものですから、それでは、あなたとあなたがタッグを組んで一緒に事業はどうですかというふうなお話は実際にできている状況ではございません。

ただ、今現在、御存じのとおり人・農地プランということで集落のほうに出向きまして、この担い手総合支援対策事業費につきましては、人・農地プランの中の話し合いの中で手を挙げていただくということが大変有効であるということから、御紹介をさせていただいているところでございます。以上です。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** 園芸振興、来年度予算の話はしませんが、大きな年10億規模の産地を形成していると。園芸振興に山形県で力を入れ

てから10年ぐらいたつんですが、新庄市も非常にこれまでも補助メニューによって大きな成果を上げてくることができた。今の課長答弁でほぼ満足しているんですが、できるだけ補助率のおいしいところに、点数というハードルはあるものの、何とか農業者の意向を酌んで、事務方としては最大限のフォローをしていただければなと思っていますので、もう一度よろしくお願いたします。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 私ども農林課といたしましても、園芸作物の振興ということで幾らかでも農業者の所得の向上を目指すという考えのもと、以後も考えております。どうかよろしくお願いたします。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 29ページの土木費、先ほど我々会派の山科議員が質問したんですけれども、あす私も消雪に関して一般質問することあるものですから、先ほど副市長のほうから懇切丁寧な答弁なされたんですけれども、この7,400万円の除排雪業務委託料の7,400万円以外に、修繕費969万4,000円及びロータリー除雪機購入費325万円が減額になっておりますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**小野周一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 雪対策費の減額の内訳でございますが、議員おっしゃるとおり修繕費につきまして、小田島公園前線、五日町金沢線につきまして、今年度消雪ポンプの改修の予算を計上させていただいております。こちらにつきまして、ポンプの入れかえの分について実際に井戸内のカメラ調査をしたところ、ポンプの発注に至らなかったということで、この分を減

額させていただいているところです。来年度の事業として取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

除雪機の購入費でございますが、こちらにつきましては、入札の結果に対応した減額となっております。以上でございます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** この修繕費の969万何がしという金を、消雪のポンプの購入が次年度に延びたという、この場所はあれですか、県立病院の通りですか、前の高橋市長のところの道路ですか。3回目だけれども、ちょっと。

それでは、これ来年、予算に恐らく盛られるんでしょうけれども、せっかく予算つけたのなら、わかったら事業遂行するのが普通でないかなと私思うんですよ。せっかく去年の3月定例会で、ここで議決されたんですよね。ポンプないわけではないでしょう。

ということは、実はある……、今私言った、固有名詞言って悪いんですけども、県立病院前線、あの高橋市長さんの前ですね。何かあそこもいろいろ調査したけれども、ことしは少雪だからよかったけれども、一回も水が上がっていないよという、そういう相談を受けたんですよね。場所は、あの路線ではないんですか。あの路線、一回も消雪の水が上がってないそうですよ、ことし。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 修繕費につきまして御質問いただきました。予算上、可決していただいたものを残念ながら執行できなかったというのは、私どものほうでも大変残念に思っているところでございます。

路線でございますが、元高橋市長の前の道路のところは1カ所と、あとは最上公園から駅前に向かってくるところの道路、この2本につい

ての井戸ポンプの更新について予算化をさせていただいたところでございます。

予算につきましては、当初ポンプの抜き取りの調査、あと水源の確保の状況の調査をする予定でございましたが、抜き取りをしたところ、水中カメラによって調査をしたほうがより効果的な結果が得られるということで、改めて水中カメラによる調査をもう一度発注をし直したところでございます。その結果が出てきたのが遅くなりまして、今回ポンプの発注にまで至らなかったというふうなことでございます。これにつきましては大変申しわけないなと思っております。

また、来年度につきましては、このポンプの発注について、年度の初めのほうから、そのシーズンに合わせるように準備をしまいたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** ことしは40何年ぶりの少雪で、水を出さなくてもよかったかもしれません。これ例年どおり、例えば豪雪対策本部を立ち上げるくらいの雪だったらどうしたんですか、ほんとこれ。やっぱりここは雪国なんですよ。予算も計上して議会で認めているんですよ。あとは、餅屋は餅屋で、技術屋さんがいろいろな工面をなさるんですけども、本来ほんとにこれ困った話です。この予算を議会で議決された段階で、恐らく6月か7月あたりでそういう準備段階するべきでなかったんですか。

実は、これきのう私聞いたんですよ。ある商店に行ったら、ことしは少雪でよかったけれども、水全然流れてないよ、出てこないよって。そういう市民の声というものを十二分に大事にしてほしいなという思いがします。我々は、執行部のそういう仕事ぶりはチェックしていますよ。だから、このように物を言うんですよ。

我々は。批判しているわけではありません。予算を認めたら、その予算を早く使う方策を来年度からはしてほしいなという思いであります。終わります。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 本日冒頭で、新型コロナウイルスの感染対策について、市としても対策本部を設置したということなんですが、この対策本部の活動に係る費用、予算というのがどこにもないもんですから、それについてはどのようにして起動させていって、どのようにして活動をされているのか。

今まさに必要なこと、市民の動きを見てもおわかりになると思うんですが、ちょっとしたトイレトペーパーがなくなりそうだというデマで、全国で、ニュースで言われているように走るわけですよ。もうドラッグストアに行ってもどこに行ってもトイレトペーパーがないわけですよ。実際に本当に必要な人が買えない状態になっているのが新庄市でも起きていて、そういった一つ一つ、本当に市民の不安であったり恐怖であったり、そういったものをきちっとした対応で和らげていく、理解してもらう、正しく恐れてもらう、正しく行動してもらおうということがこの対策本部には求められると思うんですが、その対策本部としての活動費はどのようにしていくと考えていらっしゃるのでしょうか。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時10分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

**亀井博人健康課長** 議長、亀井博人。

**下山准一議長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** 新型コロナウイルス対策の予算につきましては、現在のところ計上しておりません。まずは、感染の予防・防止、その部分の周知を市民の皆様にも努めていきたいと考えております。なお、既決の予算の中で対応できるものについては現在でも対応しております。

今後、状況や必要な予算等があれば、協議の上、対応に当たっていきたくて考えておりますけれども、具体的には2月に入りまして、まずホームページでかなりの量の情報をお知らせしております。また、2月10日の「広報しんじょう」のお知らせ記事の中でも相談窓口等を掲載しております。また、また庁舎内におきまして、また施設においても同様ですけれども、予防啓発のポスターの掲示をしたりとか、あと市役所の主な入り口付近に、感染予防に効果的とされておりますアルコールの手指消毒薬を配置しております。

また、先ほど小中学校の全校の臨時休業のお話はありましたけれども、市主催のイベントや会議等につきましては、極力中止または延期を求めておりまして、また社会教育施設等でも小中高校生の使用禁止だったり、また図書館や雪の里情報館での長時間の利用の禁止をお願いするなど、またわらすこ広場については当面閉鎖を決めたといった現在の対応をしているところであります。よろしくお祈りいたします。

**下山准一議長** よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

**5 番（今田浩徳議員）** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 今田浩徳君。

**5 番（今田浩徳議員）** 私から、5款の社会教育費。昨年、山屋セミナーハウスの灯油流出ということがありまして、各施設の指定管理についてお伺いしたいと思います。

それぞれ指定管理費が計上されています。こ

とし、先ほどから少雪少雪ということもありますけれども、この指定管理費の中でしっかりとした管理がそれぞれの施設できたのか、また、それに過不足であったり、指定管理側の話はどのように聞いていて、そういうところでの対応なりなんなりというのがあったのかどうかをお聞かせください。32ページからです。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 5款の社会教育に関する指定管理者の各施設の状況でございますけれども、今の段階で指定管理者さんの決算等上がってきている状況ではございませんので、どのような対応になっているのかというのはまだ不明ではございますけれども、ただ、今回の補正に入る前に各施設の状況を確認しておりまして、その中で不足等必要なものを協議の上、不足で必要な部分についてこのたび補正で上げさせていただいたものでございます。

なお、その中身につきましては、先ほど財政課長のほうから御説明あったことに伴いまして、消費増税に伴いまして従来指定管理料につきましても消費税の対象であるという中で、当初予算の計上の上では従来の8%の予算の中で指定管理料を計算していたものですから、最終的に決算が出て、指定管理者の事業者さんが税務申告する上では消費税は10%対応になるということによりまして、その補填分をこの指定管理の委託料の増額補正になっているところでございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

### 日程第38議案第2号令和元年度 新庄市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)

**下山准一議長** 日程第38議案第2号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

### 日程第39議案第3号令和元年度 新庄市交通災害共済事業特別会計 補正予算（第1号）

下山准一議長 日程第39議案第3号令和元年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 補正予算書46ページになります。歳出の部分で、残念ながら事故に遭われた方がいらっしゃるということで、共済見舞金が230万円ほど支出されておりますが、中身について教えてください。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

下山准一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 交通災害共済の補正についてでございます。この金額につきましては、前年度からの繰越金になります。それを共済の見舞金のほうに補正を組んだところでございます。以上です。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） これ私の勘違いかもしれませんが、繰越金をまた財産収入というか収入のほうに振り分けたという捉え方でいいんでしょうか。私間違っていましたか、聞き方が。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

下山准一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 大変失礼いたしました。3月末までの決算でございます。死亡2人、それから10カ月以上、8カ月以上というところに振り

分けて見舞金を上程したところでございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号令和元年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

### 日程第40議案第4号令和元年度 新庄市公共下水道事業特別会計補 正予算（第4号）

下山准一議長 日程第40議案第4号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4-1 議案第5号令和元年度 新庄市農業集落排水事業特別会計 補正予算(第4号)

**下山准一議長** 日程第41議案第5号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4-2 議案第6号令和元年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算(第5号)

**下山准一議長** 日程第42議案第6号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4-3 議案第7号令和元年度 新庄市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第3号)

**下山准一議長** 日程第43議案第7号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第44議案第8号令和元年度 新庄市水道事業会計補正予算（第5号）

**下山准一議長** 日程第44議案第8号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 散 会

**下山准一議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす3月4日水曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時25分 散会

## 令和2年3月定例会会議録（第2号）

令和2年3月4日 水曜日 午前10時00分開議  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（15名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（2名）

11番	新田道尋	議員	17番	高橋富美子	議員
-----	------	----	-----	-------	----

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所長 兼開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者長 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一

社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員局長	山科雅寛	選挙管理委員会 事務局長	矢作勝彦
選挙管理委員会 事務局長	小関孝	農業委員会 会長	浅沼玲子
農業委員会 事務局長	津藤隆浩		

### 事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	小松真子	主任	小田桐まなみ

### 議事日程（第2号）

令和2年3月4日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	小嶋富弥	議員
2番	小野周一	議員
3番	山科春美	議員
4番	石川正志	議員
5番	八楸長一	議員
6番	叶内恵子	議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

## 令和2年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 市における危機管理について 2. 学校教育について	市 長 教 育 長
2	小 野 周 一	1. 市民からの要望提案について 2. 暖冬、少雪の対策について	市 長
3	山 科 春 美	1. ギャンブル等依存症の対策について 2. 結婚活動支援について	市 長
4	石 川 正 志	1. 県立新庄病院改築に伴う道路等の環境整備について 2. グリーンスローモビリティの導入について	市 長
5	八 鍬 長 一	1. 働く場の確保 工業団地の整備について 2. 市民の健康寿命を延ばす 温泉の開発について 3. 障がい者にやさしい街づくり 公衆トイレの改築について	市 長
6	叶 内 恵 子	1. 市が進めてきた「行財政改革」は、市民を「輝く笑顔」にしたのか。	市 長

## 開 議

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。

欠席通告者は、高橋富美子さん、新田道尋君の2名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は11名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は6名であります。

### 小嶋富弥議員の質問

下山准一議長 それでは最初に、小嶋富弥君。

（15番小嶋富弥議員登壇）

15番（小嶋富弥議員） おはようございます。

令和元年度3月定例議会一般質問の最初に質問をさせていただきます。議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。緊張しながらいたしますので、どうかひとつよろしく願い申し上げます。

さて、まさしく月日のたつのは早く、新しい

年を迎えたと思ったらもう3月であります。1月は祈る、2月は逃げる、3月は去ると申します。まさしく3月は去る、別れの季節でもあります。この3月をもって定年で区切りをつける市職員の方々には、市勢発展に向けた長年の御努力に感謝申し上げ、これからも健康に留意され、また新たな活躍を心から御期待申し上げます。

それでは、早速であります。私が今定例議会に通告いたしました質問に入ります。まず初めに当市における危機管理についてから順に従ってお伺いします。

まず初めに、業務継続計画策定についてであります。

近年の異常気象は今まであり得なかったことが前ぶれもなく発生しております。身近に感ずることしの冬の暖冬であります。多くの気象専門家さえ予想できなかったはずです。これがよいのか悪いのかは別としても、大型台風やゲリラ豪雨等の自然災害は時期や場所を選びません。

当市でも2年前、同じ月に二度の豪雨によって甚大な被害をこうむっております。そこであります。この自然災害時に市民の生命、財産を守ることは行政の必要欠かざる業務であります。万が一の事態が発生した際に、事業復興計画を立てることが危機管理の基本とも考えられます。そのような観点から、市における業務継続計画の策定はどう図られておるのでしょうか、お伺いいたすものであります。

次に、災害時における庁舎の非常電源についてお尋ねいたします。

まず、災害が発生すれば市役所が災害本部になり、市民を守るとりでになります。また、災害が起きてから72時間が勝負とニュースなどでお聞きします。一般的に被災後3日を過ぎると生存率が著しく低下するそうです。市民の生活を守るとりでとなる市の庁舎の非常電源は、内閣府の指針である72時間稼働の設備がされてお

るのでしょうか、心配です。市役所はどんな災害時においても明かりがともっていることが市民にとってどれだけ心強く感じることは申すに至りません。72時間稼働可能な設備は、当市ではどう図られているのでしょうか、お尋ねいたします。

次、防災無線についてお尋ねします。

平成31年度主要事業の一つとしたデジタル防災無線、この事業は平成28年度20基を整備し、新たに50の子局の整備を図り、災害時の非常事態に備え、適切な情報提供を迅速かつ確実に行うため、市内全てに防災無線を整備し、防災体制の強化を図るための事業と認識しております。

そこで、この事業の予算執行、整備の内容、今後これらの運用と活用が生かされ、安全に暮らせるためのツールとして、市民各位にどう図られてまいるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、住民避難保険について、市の考えをお聞きするものであります。

さきにも述べましたが、近年の異常気象がもたらす自然災害の発生時に住民の避難費用を補償する保険に、昨年9月末時点で全国約1,718自治体の2割に当たる350の町村が加入していることを知りました。1年半で3倍に急増したそうです。

この保険は、市町村が加入でき、避難所設置、住民に配る飲食料品の費用に加え、職員の残業代もカバーできる災害保険でありまして、災害の多発を受け、避難費用の不安を解消したい地方自治体がふえているそうなんです。これらについて市の見解をお伺いいたします。

次に、今日、大きな大きな世界的社会問題となっておる新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年12月以降、中国の武漢市で謎の肺炎が発生いたしました。肺炎を引き起こす新たなウイルス、新型コロナウイルスの感染拡大であります。1月、2月、連日連夜、報道されましたダ

イヤモンド・プリンセス号のクルーズ船内の集団感染問題、終息のつかない感染、マスク騒ぎ、唐突の感がする政府の安倍総理は、2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、3月2日から春休みまで全国の小中学校、高校、特別支援学校を臨時休業するように要請する考えを表明いたしました。また、総理は、全国的なスポーツ・文化的イベントを2週間ほど自粛するようにも要請、これらは企業活動、消費等々多岐にわたり負の影響が心配されます。

当市において、対策本部を設置いたしました。今後、小中学校の臨時休校に伴う対応、開催イベントのあり方、予防に関する市民への注意喚起、情報提供の取り組みをどう図るのでしょうか、お尋ねいたします。まさに危機管理の正念場のような気がするわけであります。

次に、発言事項の2つ目の質問、学校教育についてであります。

学校教育、朝日新聞に2月19日、小中一貫校の新庄市の萩野学園の記事がございました。睡眠を乱さないように早く寝ろというようなことを子供たちに決めたいということで、大変いい新聞記事があったもんですから、ここに紹介するわけであります。というのも、今、明倫学園を建設しております。総務文教常任委員会でも現場を見せていただきました。やはり現場に行ってみると、すごい建物だなと、そういう学校の中で子供たちが勉強できるということも、期待の持てることって感じたもんですから、あえて意見を言わせていただきました。

それでは本題に入ります。

まず児童生徒の体力についてであります。

昨年12月23日、スポーツ庁が小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した全国体力テストの結果を公表いたしました。握力や持久走など実に8種目の合計点は、平均で昨年度まで全国的に上昇気流があったんですけども、2019年度では小中の男女とも一転して数値を落とした

とあります。テストの結果、肥満の子供がふえたと分析しておりました。

しかるに、山形県は小学校の男女とも全国平均を上回り、女子は調査開始以来、最高値を2年連続で更新し、男子は全国平均を超えたのは2010年以来だそうであります。

そこで伺います。

当市における体力テストの児童生徒の公表の結果についてお聞かせください。

最後の質問になります。

各市町村は、新しい年度に当たり予算案を提示しております。それぞれの町の特色を生かした編成を行っております。多岐にわたる事業展開の一つに、政府の成長戦略における教育の情報化の導入、推進が図られております。

一つの例で申し上げますと、山形市においては小中学校のタブレット端末の導入を一気に進め、8,300台を配置、既存のパソコンなど含めほぼ2人に1台の環境を整え、残る約4,100台は、国の2019年度の予算に盛り込まれました文科省GIGAスクール構想を生かした補助を活用したと報じられております。また、このICT活用について、山形市では担任先生の負担増をしないために小中学校教諭の支援員を9名増員し、12名の体制とするそうです。

今日の学校教育のICT環境整備は、政治の責任で市町村間に格差があってはなりません。当市におけるタブレット導入とGIGAスクール構想の方向性をお聞かせください。

以上で、私が今定例議会におきまして通告いたしました質問といたしますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の地震などの自然災害の発生時、そして新型インフルエンザなどの感染症の拡大時においては、対策本部を立ち上げて初動体制などの対応をとることが重要となります。この対応にあわせ、市役所の業務をどのように継続していくかが問われますが、市民の安全安心にかかわる業務を優先し、中断する業務と仕分けして、市として何を優先して業務を継続するかを明記したものが業務継続計画であります。

本市の業務継続計画については、新型インフルエンザなど業務継続計画を昨年4月に策定しており、市職員の罹患率を25%と想定して各課での業務の優先順位をつけ、その中で危機対応の本部要員、その予備人員、各課での業務対応人員を定めて非常時に備えております。

また、地震、降水時の自然災害の対応では、緊急的であり、さらには災害発生時から3日、そして1週間以内、その後の対応など日に日に時間の経過ごとに内容が変わります。また、市役所の業務も時間を追って優先すべき業務が変化することもあり、これらを踏まえて業務継続計画を策定する必要があります。災害時の業務継続計画については、今後さらに検討しながら策定に向けて準備してまいりたいと考えております。

次に、災害時の非常用電源につきましてですが、第二庁舎には庁舎用の自家発電設備と防災無線及びLPアラートの自家発電設備を設置しております。さらに、持ち運び可能なガソリン発電機10台とLPガス発電機5台を備蓄しており、状況に応じて東北電力の電源車などの配備をお願いしながら対応してまいります。

東北電力では、東日本大震災の教訓を生かして配電網の強化に努め、新潟ラインと酒田ラインの2路線が交わることとなっております。災害の電源の確保について、東北電力等との協力を連携しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、今年度の主要事業である新庄市デジタル防災行政無線同報系整備工事についてですが、関係各位の御協力のもと、またこのたびの少雪状況により順調に工事が進み、2月3日から試験運用を実施し、機器の調整を行っているところであります。

今回の整備事業により、防災行政無線の拡声子局による情報発信が市内の居住エリアの大部分をカバーすることができました。4月から本格運用を開始し、災害や有事などの緊急情報を確実かつ適切に発信して、市民の安心安全のため有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、防災減災費用保険制度についてですが、近年、自然災害が頻発していることもあり、民間の保険商品が販売され、加入する自治体が増加しております。

この保険制度の一例として、年間90万円の保険料で1件における支払い限度額が100万円、年度内に複数回発生した場合、5回まで、500万円までというプランでございます。対象となるのは、国費が支出されない、災害救助法が該当しないレベルの災害が年度内に複数回発生する場合となります。年間の保険料負担と支払いの限度額や回数を総合的に比較した場合、必ずしも有益な制度とならない場合があるため、制度加入の是非を慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策についてですが、昨年12月下旬に中国武漢市で発生しました新型コロナウイルスについては、国内の複数の地域で感染が広まっております。2月25日、国では感染拡大防止に向けた新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を示し、26日には全国的なスポーツや文化イベントを今後2週間自粛するよう要請しました。27日には安倍首相が全国の小中高の3月2日から春休みまでの臨時休業の要請をいたしました。

山形県においては、2月7日に新型コロナウ

イルス感染症対策本部を設置し、各保健所に電話相談窓口が設置され、また受診相談の窓口となる帰国者・接触者相談センターについても同様に各保健所に設置されました。病院への受診については、保健所への電話相談後に指定された医療機関へ受診していただく体制となっております。

本市においても、国・県からの情報を受け、市ホームページに2月3日以降、相談窓口及び予防対策の掲載を行うとともに、2月10日発行「広報しんじょう」に相談窓口を掲載するなど周知を図っております。また、庁内や施設に予防啓発のポスター等を掲示し、市役所庁内フロアの各入り口には感染予防に効果的とされるアルコール手指消毒薬を設置しているところであります。2月17日には新庄市新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議を開催し、28日は対策本部を設置しました。政府からの要請もあり、小中学校全校の臨時休業を決定し、市主催のイベントや会議等については極力中止または延期を決め、社会教育施設での小中学生の使用中止や図書館などでの長時間の利用禁止、わらすこ広場の閉鎖などを決めたところであります。

今後も、国の基本方針等を受け、県内及び市内での発生に備え、庁内の情報共有を図るとともに、最上保健所等の関係機関と連携を図りながら情報を共有し、市民の皆様に感染症の予防相談窓口等について周知を図ってまいりたいと考えています。

今回のコロナウイルスによって大きな負の連鎖が始まっていると感じております。業界におきましては、この年度末、さまざまな情報交換が行われる場が中止されているということで、このことは新庄市にとっても今後の対策にしていかなければいけないと感じているところであります。

次からの質問につきましては教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** おはようございます。

それでは、学校教育に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、本市の小学校5年生、中学校2年生における肥満児童生徒数の実態については、毎年各校で4月から7月に実施している全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果において、小学校5年生は全国平均を上回っている状況にあり、過去3年においても同様の結果となっております。中学校2年生については、年によって変動が見られます。

また、体力・運動能力については、小学校5年生では、男女ともに50メートル走と上体起こし、女子の長座体前屈と立ち幅跳びが全国平均をやや下回り、体力合計点は男女ともにやや上回っています。中学校2年生では、男女とも50メートル走と上体起こし、立ち幅跳び、男子の長座体前屈、反復横跳びが全国平均を下回り、体力合計点では男子がやや下回り、女子はやや上回っているという結果となっております。

肥満傾向児童生徒の増加や体力向上につきましては、県全体の課題でもあることから、学校独自で具体的な活動を考え、それを授業などに取り入れながら次年度以降の改善につなげているところです。

最後に、学校教育のタブレット端末の導入とGIGAスクール構想の方向性についてですが、各学校に配備する教育用ICT機器のあり方につきましては、新庄市立小中義務教育学校ICT機器選定委員会を中心に昨年度より検討を重ねてまいりましたが、本市が目指す探究型授業にはタブレット端末の効果的な活用が必要不可欠であることから、次期リリース切りかえ時に4人に1台のタブレット端末の導入をす

る予定としておりました。

また、昨年12月に国が示したGIGAスクール構想の実現につきましては、令和5年度までに全ての児童生徒が1人1台の端末を持ち、十分に活用できる環境整備を行うこととされておりますが、これを受けまして本市でも国庫補助金を活用しながら各学校における校内LANの光速大容量化とタブレット端末の導入を順次進めてまいりたいと考えております。

具体的には、令和2年度中に各学校の既存の校内LANの光速大容量化と特別教室等への校内LANの整備を進め、その後1人1台のタブレット端末の導入を進めてまいりたいと考えております。

今後、未来を担う子供たちには、情報化やグローバル化の加速度的な進展、人工知能AIの飛躍的進化などといった急激な社会的変化に対応する能力が求められてきております。引き続き子供たちが未来のつくり手となるために必要な力を十分備えることのできる学習環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 多岐にわたる御答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、業務計画、私お聞きしたのは、業務全体ももちろんそうですけれども、災害時における業務継続計画をお聞きしたかったんですけれども、やっているんですか、やってないんですか。恐らく市長はこれからつくるような御答弁だけでも、もう一度確認します。やっているんですか、やってないんですか。それとも、今後どのようにやるというようなお考えをお聞かせください。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 業務継続計画については、総

務課で担当しているところでございます。

それで、御質問の自然災害についての業務継続計画についてはまだ策定しておりません。今の段階で新型インフルエンザ対応の計画は策定しておりますので、その優先順位の業務に基づいて暫定的に活用していきたいということがございます。今後策定していきたいと考えております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 国でもやりなさいと来ているわけですね。だから、やはりこれやっていただきたいと思います。防災計画の中の補完的な部分だと思うんだけど、危機管理で私質問しているから、万が一あったら困るんですよと、そのために必要でないですかということでお聞きしたものですから、ぜひあわせてよろしく願いいたします。つくるということを聞いて、よかったなと思っております。

庁舎の非常電源、72時間というようなこと、これもまた国からあると。今、市長の答弁では、向こうの第二庁舎にあるんだと、そしてあとは電力とするんだというんだけど、ここの庁舎の中で私は72時間電源が動くようなことが大事でないかなと思ってお聞きしたんだけど、その場合、同じ市役所というんだけど、この庁舎がやはり市民にとってはとりでのような感じするんです。この庁舎において72時間、もしがあったとき大丈夫だよというようなことをお聞きしたかったんだけど、その辺もう一回、私にわかる、私にわかるじゃないけれども、皆さんにわかるようにしてもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 非常用電源の本庁舎の部分というのは、自家発電装置はないというのが現状です。

それで、停電した場合の対応ということですけども、発電機にインバーターをつけて、そこでパソコン等の電源は確保していきたいと考えております。あとそれから、業務系のシステムの稼働についてでありますけれども、そこも発電機と結合させて、全体の稼働は今の状況ではできないようなんですけれども、例えば戸籍関係とか証明関係は対応できるという話も確認しておりますし、それ以上の対応についてはTKCと協議しながら、あと発電機でのその他の対応についても、市で電気技術管理者にお願いしている分ありますので、その部分で技術的な相談をしていきたいと考えております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 何とかするというんでしょうけれども、ちょっと心配な今の業務体制でないかなと思いますので、あつては困るんですけれども、危機管理上からやはり整備のほうをお願いしたいなと思います。

それで、電源だけでも、市役所にはいろいろなデータがありますね、戸籍とか。もし災害時、市役所がぶっ潰れて、ならないと思うんだけど、なったときのそういう書類のバックアップ体制は、前はどこかにやっていると思うんだけど、もう一回、そっちのほうのバックデータの保存は危機管理上大丈夫か大丈夫でないか教えてください。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** まず停電等があった場合ですけども、そのデータというか、システムをきちんとシャットダウンすることが大切になります。その際は、補助電源がありますので、シャットダウンのほうは大丈夫です。また、バックアップデータにつきましても、こちらは別な場所に予備がございますので、安全だと言えらると思います。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） バックデータ、やはり大事ですね。災害あったときに一番困るのは、罹災証明書とかそういったものを出していただかないと復興できないんですね。そういったことも含めてバックデータは大丈夫だと、電源が心もとないなと私は思ったけれども、その辺の整備をやっていっていただきたいなと思います。

次、防災無線についてお聞きします。

2月3日の朝、チャイムが鳴りました。こんなに早く移動販売車が来たかなと思ったんです。いろいろな人に聞くと「何だ、あの音、何だ」というようなことでした。防災無線の試験運転かなと私は思ったんだけど、私も注意して聞いていたけれども、ただ音楽が鳴りました。

私はそこで思うんですけれども、やはり周知をして、市民に周知をして、周知の方法はいろいろあると思うんですよ、インターネットとか回覧とか、そういう点いささかと思ったのは私だけでなく、多くの方々ではないかなと。

ずっとここ1カ月ぐらい聞いていますけれども、朝は「牧場の朝」というすばらしい曲ですね。夕方はドボルザークの交響曲第9番「新世界」の「家路」ですよね。このやり方と、この曲を選んだのは課長か、選んだの、この曲。すばらしい、いい曲選んだなと、さすが課長だなと思ったんだけど。

今言った予令と、どう市民に伝えたかということをお尋ねします。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

下山准一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 ただいま市民に対してどういう周知方法を行ったかというような御質問でございます。

防災無線の今回の設置地区の区長、それから周りの近隣の区長に対し文書でお知らせしたところですよ。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 防災無線、大体どのぐらいの半径を想定しているかわかりませんが、私の例で申しわけないけれども、中道なんですよ、中道公民館。それで、聞いて、うちの区長に「案内来たか」ったら「来なかった」と、中道の区長に聞いたら「ああ来たよ」と言っていました。でも、もう少しね、もう少し親切に、せっかくいいことするんだから、予令と動令あって、消防だって前へ進めというとき「前へ」と予令かけて、「進め」と動令かけるものだ。やはり周知ということも、もう少し優しくしていただければ、その防災無線の効果も出るのではないかなと思うんです。

あと今7時と5時にチャイム鳴って防災無線やっていますよと周知はやっていて非常にいいなと思って、音楽もいいなと思っているんだけど、お昼は市民歌が流れませんね。今後、その音楽も「牧場の朝」と「家路」は、ずっと同じ曲、何年も流す、例えばいろいろなやり方あると思うんです。子局を使ってその地域の案内するとかいろいろ、そのやり方というのは、マニュアルというのは、そういった運用規程みたいのもおつくりになって運用するんでしょうか、ただ環境課の課長の考えとかそれだけで運用するんでしょうか、その辺いかがなんでしょうか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

下山准一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 まず最初の広く市民にお知らせすべきであったというようなことにつきましては、議員おっしゃるとおりでございます、やはり防災無線、遠くまで届きますから、広報紙とか回覧でお知らせすべきであったなと考えております。

それから、このたび試験放送、朝と夕方と鳴らしております。一番苦情が多いのがやはり朝

なんです。朝につきましては、夜勤の方が「うるさい」というような苦情がありますので、今後は昼あるいは夕方、夕方は一番苦情が少ないようです。そこら辺の曲の選定、それから音量、それから鳴らす場所、時間帯も含めまして、皆さんの、市民の声を聞きながら進めていきたいと思えます。

また、運用方法でございますが、基本的に市民の安全と安心につながるものというようなことで考えておりますので、どうぞよろしく願います。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 「うるさいな」というのは聞こえるからうるさいのであって、効果としては、こんなこと言うと怒られるから言えないけれども、それなりのということで、当然そういった環境的な配慮は必要だと思うんだけどね。

とにかく運用規程をつくってもらいたいと思うんです。その時代時代において変わる要素もあるものだから、ひとつ、せっかくいいものをつくって、市民の安全のためにやってくれた効果が出るように、ひとつよろしく願いたいと思えます。

あと、保険はいろいろ検討しながらということで、ここでは出なかったんですけども、ひとつ検討してもらえればなと思っております。

あと、今やはり何といてもウイルスのことなんだと思うんです。学校が休み、大変です。一番困るのは、ずっと1カ月ぐらいうちにいるわけです、余り子供は出るなど。そこで心配なのは子供に対する心のケアじゃないかなと思うんです。ずっと学校に行っていないと、今度新しく学年度を迎えるわけで、1週間に一遍ぐらい、全校じゃなくて、学年ごとに学校に来て、先生方と心のケアを、今少人数級ですので、そんなに密着しないと思うんです、クラスターとか

っていうやつはないと思うんですけども。その辺やはりもう少し、国でも全部休めというわけじゃなくて、自治体の教育委員会の考えを優先するようなことみたいなんです。きょうの山形新聞を見ますと、米沢市ですか、学童保育を学校を開放してやるよというようなこともやっているようですので、ぜひ、子供たちの心のケアをどうするかというようなことをお聞きしたいと思えます。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 臨時休業、心のケアにつきましては、3月2日から終業式予定まで決定が急だったということもありまして、子供たちも驚きとか不安があるものと捉えております。

休校の通知を出した後なんです、そういう事前の指導とか子供たちの声、顔を合わせて指導したいという学校がありましたので、その心のケアを含めて1日登校日を設けております。実際は半日程度なんです、実際終わった学校もございまして、その中で、例えば学年の締めくくりとか新年度に向けた、前向きに生活するとかいう話をさせていただきました。中には校長がみずから放送で話をしたというところも聞いております。

この後なんです、家庭訪問を予定しておりますので、その中で、困ったときは相談を受けるとか、新年度に向けた不安等できるだけ少なくして、子供たちの支援に努めてまいりたいと思っております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 私のところも孫いるんです、小学校。朝から晩までいられると、かあちゃんもくたびれて大変なんです、出て歩かないから。やはり心のケアというのは大切だなと思っていますので、ぜひ心配り、気配りをお願いして、1回だけじゃなくて、ずっとなんて

無理でしょうけれども、学校にもう一回心のケアに対するフォローをしていただくように教育委員会でもできればお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、コロナ問題に重ねて、経済の問題が心配なんです。特にことしは雪が少なかった。建設業者の方も大変だ。働いている方もお金にならなくて、飲食店も悲鳴を上げています。やはり経済が疲弊するんですね。雪は降るところに降るべきかなというような気が経済的にはしたわけでありませう。

そこで、このウイルスの問題で、経済的疲弊が大変だと。ホテルとかレストランとかいろいろ今、この3月は書き入れどきの時節で、困っていると。そういった事態を受けて、新庄市でも何らかの救済対策をする必要があると思います。そこで、そういったものを情報を収集しながら対策をやっていかなければ、県や国のお金とか待ってられない事情なんです、新庄市は雪の問題も含めて。ぜひその辺の緊急対策的なものを行政がみずから、新庄市がやるというような心意気、心づもりはあるのかないのか、まずお聞きしたいと思います。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 経済への影響ということで、それぞれ国の施策の中でも厚労省、経済産業省、それから中小企業庁、日本政策金融公庫等で助成金なり融資をやってるという形であります。

さらに、県では、2月25日付でございますが、県の商工業振興資金のメニューの中に地域経済変動対策資金というのがあります。そのメニューの中に、コロナウイルスの影響を受けた企業に融資という形での追加をされたということになっております。

また、実際にその後コロナウイルスの部分では、今までお話のあった学校の臨時休業、それ

からイベント等の自粛要請ということで、新庄市内の飲食業、宿泊業を中心にそれぞれキャンセル等が続いて、大幅な売り上げの減少を見ている、影響されるそれぞれの業者がいるということで、市としましても、これは来年度の部分の補正対応という話になろうかと思いますが、地域経済変動対策資金については1.6%固定であるわけですが、金融機関が0.6、それから県と市で残りの1%の0.5・0.5で利子補給することによって無利子の融資ということで、今、制度設計を始めているということでございまして、当然その減少率というのは前年比の割合で半分以上とかという形で、それ相当に打撃を受けた方になるかと思ひますが、今現在制度設計を緊急につくるという話で、市としましてもその0.5の部分についてはうちのほうで持った形でやっていきたいということで今考えておりますので、その後、制度設計ができ上がれば、うちのほうでもすぐにそれぞれに周知しながら申請受け付けをしていきたいと思ひとおるところでございます。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 経済活性化緊急対策というものを、国や県のお金もなければだめだと思ひながらも、市独自で立ち上げて、暖冬の影響とか感染症をみんなで、それこそ新庄市ワンチーム的な発想で立ち上げていってもらわないと大変です。状況把握と情報を共有しながら、ひとつ急いでやってもらって、まず新庄市民の経済が回るように、御努力をお願いしたいと思ひます。

あと時間も押してしまいましたけれども、体力はまあまあと。ただ、ここでお聞きしたいのは、肥満児が多いという傾向なんですけれども、スクールバスを利用するとスクールバスの子供たちが歩かなくなって、やや肥満ぎみになると、そういった因果関係もあるんじゃないかなと思ひます。

うんだけれども、それは痛しかゆしで、子供たちの安全のためにスクールバスをやって、体力のためということじゃないんだけれども、大体どのぐらいスクールバスを子供が今のところ新庄市で利用しているか教えてください。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 今年度になりますが、スクールバスの利用者は、通年は小学生が184人、中学生が4人で188人になります。そして冬期間だけが小学生が70人、中学生が112人、合わせて182人、通年と冬期を合わせますと370人ほどの子供が使っている状況です。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 一学校一取り組みということで、子供たちの体力、学校でやっていますよね。ぜひひとつその辺を含めて。

あと時間なくなりました。

Society5.0というのを国で、ITをやれというようなことで、やるというようなことで、もう少しスピード感でやってもらえればなおいんじゃないかなと思うんです。市長の方針でもSociety5.0を訴えています。GIGA教育にも市長の方針で力を入れるというような、市の方針と教育委員会の考えも合致すると思いますので、ぜひ自治体で新庄市の子供たちが取り残されないように、お金がかかりますけれども、国の補助金をフルに使ってひとつよろしく子供たちをお願いして、私の質問を終わります。

まことにありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 小野周一議員の質問

**下山准一議長** 次に、小野周一君。

(18番小野周一議員登壇)

**18番(小野周一議員)** おはようございます。

それでは、3月定例会、一般質問します市民・公明クラブの小野でございます。通告をしておりますので、答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

昨日の議会初日において、副市長、教育長、監査委員の人事案件がこの場で同意されました。本当におめでとうございます。3人の方々にはそれぞれの立場から市民のための市勢発展に御尽力をお願い申し上げる次第であります。

また、任期満了と定年をもって退職されます伊藤副市長、奥山課長におかれましては、長い間、本当にお疲れさまでございました。今後は、長い間培われました見識をもって今後とも市政に対する御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

早いもので、我々の議会報告会も14回開催してまいりました。今回も9カ所の会場で市政に対する市民からの要望、提案がありました。それらについての市長部局からの回答について、改めてこの場から質問をさせていただきます。

まず最初に、一本柳檜葉沢線、通称一本柳小泉線の市道の拡幅工事についてお聞きします。

この場で申すまでもなく、平成9年度に前の市長の時代に市から提示された市道拡幅工事であると聞いております。しかし、いまだに工事が未着手であります。拡幅される道路用地も地域の圃場整備により共同減歩で約3,000平方メ

一トールを無償で提供し、今もって拡幅予定地は地区住民が維持管理をし、環境整備に努めております。

回答では「現在進行中の工事が完了した時点で再度事業着手に検討」としておりますが、これまで拡幅工事の早期着工についての要望書が何回となく地区住民から提出されていると聞いております。地区住民は本当に市に対し不信感を募らせております。22年前の地域住民との約束である市道の拡幅工事の着工はいつになるのか、改めて22年前の地域住民との約束についてお聞きするものであります。

次に質問します道の駅、温泉についての選挙公約が、施策として令和2年度への事業化について、総合政策課へ聞き取りに行っていました。それによると、実際に予算化されるものについては6施設6事業、拡充に至らないものの、継続支援、継続取り組みする施策が2施策、未実施であるが、別の施策で対応しているものであるという見解でありました。しかし、今回質問します「まゆの駅」の開設、温泉入浴施設についての市民会議の設置は、令和2年度の施策としては反映されていないとの見解でありました。

市民との約束である選挙公約とは、私は、当選された市長が市民と約束されたことであり、特にこの任期4年間において、公約された政策、施策を具体的に、かつ重点的に市政に反映すべきと思っています。しかし、きのうの施政方針においても、子ども食堂の支援事業以外に具体的な施策が掲げておられませんでした。本当に残念であります。

道の駅については、基本的な方針を示し、新庄市道の駅構想を6月に策定したとの回答であります。同じような回答が、言葉が、きのうの市政方針の中にもありました。

県で主導している最上地域の北のゲートウェーとなる道の駅構想とは別に、市長は9月の選

挙公約に「まゆの駅」の開設を掲げて当選されました。候補地は新庄市道の駅基本構想に示されている市独自の道の駅「まゆの郷」周辺の候補地Aと理解していいのか、また「まゆの駅」の開設時期は周辺整備もあわせて我々議会にいつ示されるのかお聞きしたいと思います。

次に、「市内に温泉がない」との市民に対する回答は「民間企業が本合海の新庄温泉地内に開設する」との説明であり、2月8日の山形新聞に「新庄に温泉施設復活」と大きな見出しで記載されておりました。

昨日の施政方針の中にも同じような言葉で述べておられました。しかし、多くの市民は、市民の声として、新庄市に温泉施設がないから何とかしてほしいという願いであったと私は議会報告会で受けとめております。

平成28年度、今は閉館している奥羽金沢温泉の源泉を利用させてもらい、山屋セミナーハウスの機能強化として温泉施設を開設する計画が、調査委託内容、調査委託の成果、図面をつけ、議会に示されましたが、その後、源泉の所有者と折り合いがつかず、頓挫した経過があります。

市民の健康推進を図る温泉施設の設置については、議会においてもいろいろ議論をし、執行部に対し政策提言を提出してまいりました。民間の奥羽金沢温泉が閉館後に、多くの市民は、市民の健康維持の推進を図るための温泉入浴施設の設置を強く望んでおります。市のハード事業であった萩野学園が開校し、明倫学園の開校にめどがつき、一方で、大変残念ではありますが、市長が断腸の思いで選挙公約の一つであった看護師養成所の開設を断念した今、公約の一つに温泉入浴施設について市民会議の設置を掲げているが、市民の福利厚生としての温泉入浴施設の設置を前提とした市民会議の設置であるのかお聞きしたいと思います。

最後の質問になりますが、ことしの暖冬少雪の対策についてお聞きします。

本市の1月の平均気温が1.7度と観測史上最高の記録と発表され、昨日の山形新聞にも「平均気温、冬の最高記録、新庄市、日照時間最長に」と載せてありました。まさに昭和47年以降の暖冬少雪であることしの冬は、一般市民にとっては大変過ごしやすい冬でありました。

しかし、一方、各方面において暖冬少雪による影響が出てきております。特に冬期間、市民の生活を守ってくれている除排雪委託業者は、ことしの冬は記録的な少雪により例年と比べ稼働日数が大変少ない実情であります。本市では他市町に先駆けて平成28年度に除雪待機補償制度を設定しておりますが、来年以降も市民の生活を守る除雪体制の継続を図るためにも、除雪待機補償の基準の見直しについて検討をなされているのかお聞きするものであります。

また、例年の豪雪なら豪雪対策本部を立ち上げ、関係団体と協議をし、春先の農作業に対し影響が出ないような対策を講じてきたわけですが、先ほども言いましたけれども、昭和47年以来の少雪により心配される春先の水不足などの影響に対し、関係団体との協議会設置について検討なされているのかお聞きします。

答弁のほどよろしくお聞きしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小野市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、議会報告会における市政に対する市民からの要望提案についての中から、市道一本柳檜葉沢線の道路整備につきましては、これまで最上川の治水対策事業による畑集落の集団移転に伴う道路整備など公共事業に関連する緊急路線を優先的に整備してきたことから、当該箇所におきましては事業着手ができず、その間、隣接する農地の耕作者や保全会の皆様より除草などの御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、道路整備事業は、角沢松本線と畑幸地線の2路線において早期完成に努めているところでございますが、一本柳檜葉沢線におきましても次期整備路線として早期着手に努めてまいります。

次に、道の駅についてであります。道の駅につきましては平成30年6月に新庄市道の駅基本構想を策定し、4カ所の候補地について取りまとめ、うち2カ所が有力な候補地として提案されました。公約の「まゆの駅」につきましては、現在営業しているまゆの郷やkitokitoマルシェによる若者のにぎわいなど各種交流の拡大を図りたいという思いから公約といたしました。

現在、エコロジーガーデンは、第4期エコロジーガーデン利用計画に沿って整備を進めておりますが、今後の構想として、大型駐車場や屋外用トイレなどの設置も検討しており、それらの周辺整備の中で、道の駅登録に必要とされる休憩機能、情報発信機能、地域連携機能をあわせ持つ整備が可能であるのか、利用計画との整合性を図りながら、国の予算を使いながら調査してまいりたいと考えております。

また、今年度に入り、県が中心となり、もがみ創生北のゲートウェイプロジェクト検討会が設置され、関係する自治体や経済団体などが集まり、最上地域のゲートウェイについての検討も始まっております。高規格道路開通見通しの公表もありましたので、最上地域として高規格道路の延伸に伴う県北への誘客に向けた受け入れ体制の整備については、引き続き最上8市町村初め関係機関との協議を重ねてまいります。

次に、市民の健康増進を図るための温泉施設についてであります。今春、新庄市内に温泉施設が開業する計画があると伺っております。具体的には、本合海地内の新庄温泉、通称「油山温泉」と呼ばれた跡地に民間事業者が、サービスつき高齢者住宅に併設して、一般開放による温泉施設を開業する計画であります。また、

昨年10月に閉鎖しました公衆浴場「しみずの湯」も営業再開の予定と伺っております。これらの温泉施設、公衆浴場により、市民の健康が保持、増進されることを期待しているところであります。

こうしたことにより、温泉についての一定のめどが立ったことから、選挙公約として掲げた市民会議については当面設置しない考えであります。

次に、暖冬少雪の対策についてであります。除雪待機補償につきましては、平成28年度に制度化し、ことしで4年目となり、これまでに平成28年度と30年度の二度、補償を行ってきたところであります。補償の基準としましては、過去10年間の平均より設定した基本日数について、労務費の70%と機械損料の50%を補償するものとなっております。

今般の少雪は、市も除雪業者も互いに驚きを隠せない状況であり、新庄市建設クラブより請願も出されていることと承知しております。豪雪地帯の道路行政の根幹をなす除雪事業におきまして、今後も安定的な除雪体制を確保するため、新庄市建設クラブと協議を行い、国・県との基準も踏まえながら見直しについて検討してまいります。

また、暖冬少雪で懸念される今後の水不足、病虫害の発生などに対する質問もありますが、近年、予想もできないような規模で渇水や水害といった異常気象により農業生産活動に被害を及ぼすケースがふえております。

この冬の暖冬少雪に対応した農作物等の技術対策については、県担当課や農業委員会、JA、改良区、農業共済組合で構成する新庄市農業振興協議会の中で、昨日、緊急対策の会議を開催し、水不足や病虫害等による被害防止の対策について意思疎通を図りました。懸念されます被害要因について情報収集を行い、農作物の適切な管理による被害防止など、農業者に混乱のな

いよう情報の発信に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** まず最初に、道路整備について再度お聞きします。

先ほど市長答弁では、公共性のあるものから実施しており、今2路線の工事を進めていると、その後、22年前の地区住民との約束である一本柳檜葉沢線の道路整備に着手するという答弁であったんですけども、地区公民館での我々議会報告会の中で、地区住民は本当に市政に対し不信感を抱いております。要望書も何回となく提出されたと聞いております。その中に、10メートルでもいいから、約束であるその事業を進めてほしいという強い願いがあるわけですよ。裏を返せば、新庄市は約束であった市道整備に未着手であったということをいまだ思っているんですよ。例えば今、地区住民が望んでいるように、まずもって10メートルでもいいから改良工事はできないんですか。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 道路整備につきまして再度質問いただきました。

このたび御質問いただいております市道一本柳檜葉沢線につきましては、議員おっしゃるとおり平成9年度から圃場整備の関係から市が地元の説明をしてきた事業と理解しております。その後、公共事業といたしまして高速道路のアクセス道としての県道の高規格道路の整備やら市長の答弁にもありました最上川の河川改修等、こちらの公共事業に伴いまして事業が大変おこなれてしまったことを御理解いただければと思っております。

今後の整備の方針につきましては、現在進めております2本の路線につきまして、畑幸地線につきましては来年度の事業でおおむね

どがつくということで事業を進めておりますので、その後の事業展開といたしまして一本柳檜葉沢線の事業に着手していきたいという形で担当課では考えているところがございますので、よろしく御理解いただければと思います。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** わかりました。昔からこのようなことわざがありますよね、「十年一昔」と。22年間もしてこなかったんですよ。やはり市民から不信感を持たれるのは当たり前だと私は思います。

じゃこれに関連してお聞きしますけれども、このような事案がほかにもあるのかないのかお聞きします。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** これ以外の事業待ちの路線として現在抱えているかどうかという御質問でございますが、滝ノ倉の路線、これにつきましても改良区から用地の提供をいただきまして、次期の整備に向けて事業待ちという路線でございますが、こちらの路線につきましては今現在のところまだ計画の段階には入っていないところでございます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 我々市議員、市民から負託を受けて、常にお茶飲み行ったり情報交換しているわけですよ。実は大変私も残念ですけれども、この檜葉沢線に関しては本当にわかっておりませんでした。しかし、今回の市長選挙のとき、ある地区住民から私は手紙をもらったんですよ。それでわかって、いろいろと改良区なり地区住民の区長さんと話をしたり、そして先般行われました議会報告会の中で出ましたので、このような一般質問をさせてもらったわけでございます。いろいろな理由があるにし

ろ、地区住民との約束は、その後の経過について常に連絡をとり合っていれば、私は誤解を生まれないような気がします。

先ほどもう一本の、別にありませんかという事案も今計画がないと言ったんですけれども、恐らくその地区の方々も同じような考え方だと思っています。私が聞いたところによりますと、この一本柳檜葉沢線の市道と同じような格好で共同減歩を出しておりますよね。次はあそこですよという感じで地区住民は理解していると思います。今、課長が言うとおりの、計画がないと言ったんですけれども、その辺も地区住民に理解をしてもらえるように、地区に行ってお話をしてもらえば不信感が起きないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

道の駅についてですけれども、きのうの施政方針の中にも載っておりました。もう少し、公約に掲げた以上、施政方針の中に取り入れてもらえるのかなど私はそういう思いでおりました。第一段階はあそこを調査する、第二段階は県主導の北のゲートウエーなんですけれども、私どもは市独自のネーミングからいって「まゆの駅」といえばやはりまゆの郷の周辺ですよ。これから調査検討するというんですけれども、ただ私が心配するのは、まゆの郷と看板のつけかえではないんでしょうねと私は言いたいですよ。市長は道の駅の登録になるように調査検討してまいりますと言うから私は安心しましたけれども、公約に掲げた以上は、市長の思っただけじゃなくて、公約としての重みを感じて政策に反映してもらいたいと思います。その点についてどうですか。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** まゆの駅につきましても公約の意味ということでの再質問でございます。

市といたしましても、平成30年6月に策定いたしました道の駅基本構想の中で選定いたしま

した3カ所のうち2カ所につきまして、有力な候補地と理解しております、その中でも現在のエコロジーガーデン、まゆの駅周辺の整備につきましては既存施設の活用ということで、財政的にも有効な手段の一つであろうかということも考えておりますし、既存の活用につきましても市民のにぎわいを生んでいる場所でもあるということも含めまして、その整備の一環として道の駅の登録が可能かどうかということでの調査を進めてまいりたいと考えておるところでございますので、御理解いただければと思っております。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 次に、市内に温泉がないという議会報告会の意見について再質問というか、改めて質問したいと思います。

答弁では、本合海に民間活力による介護施設を兼ねた温泉施設も4月以降開設される、そして今は閉館しているしみずの湯も開館するであろうという市長の答弁でありました。だから公約である温泉入浴施設についての市民会議の設置は取りやめたという市長の答弁でありました。

しかし、簡単に取りやめするんですね。本合海にしろ、しみずの湯にしろ、民間ですよ、あれは。多くの市民は「新庄市が何とかしないのか」という願いなんです。じゃこの公約に、民間施設でそのような温泉施設を設置すれば、それらの方々に市民の健康増進のための福利厚生としてのそういう温泉施設をお任せしますという公約でもあれば私はいいんですけれども、多くの市民はこの公約を読んで、やはり新庄市は、先ほど言いましたけれども、奥羽金沢温泉も閉館し、その源泉を利用させてもらい、セミナーハウスの機能強化について、だめになったからそろそろ考えるんじゃないかなという思いで山尾市長に清き一票を入れた方々が多くいると思います。今後、市直営もしくは民設公営化

のそういう市民の福利厚生のための温泉入浴施設を建築するという考えはないということではないんですね、この4年間。お聞きします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 市民の健康増進という前提から入って温泉のことがこれまで協議されてきたわけでありまして。選挙当時の公約というところでゼロという状況の中で、温泉がないということ、しかしこれまでも民間が経営をしてきたという実情の中で、市民との健康増進というお約束をしてきたわけでありまして。

今回は市内に民間の施設ができるということで、まだ開設はしていませんけれども、今後の協議の方法はあるのかなと思っております。どういうふうにご利用し、どういうふう健康増進するかというのは協議の対象であるということをおもっています。

設置しないというのは、当分の間、設置を見合わせたいということでありまして。公約の市民会議を設置しないということではなく、当分の間、設置を見送りたいということ。この協議等さまざまな御意見をいただきながら今後の対応をしていかなければいけないと思っております。

私の耳に聞こえてくるのもいろいろございます、市が直営でなぜやらないのか、ほかにあるのにとということも。しかし、一方では、閉館が続いているということも事実であります。この運営費用というものがどういうところから出されるのかということ、健康増進と税金の負担の割合、さまざまなことを勘案しながら検討していかなければいけないと思っております。そういう原案のところさまざま、あと道の駅に温泉をつくれという意見もございまして。いやいや、まちの中につくってくれと、俺は歩けないというような御意見もあります。そうした面では御意見をいただくという会議は設置の方向はあるかもしれませんが、現状として健康増進という観

点の中では民間の施設の動向を見ながら今後協議の対象になるかなと思っております。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** この温泉に関しては私もいろいろ議場で討論した経過があります。しかし、公約に掲げた以上、多くの市民は市がようやく腰を上げたんじゃないかなという思いでいると思います。市長は答弁なされましたけれども、前から市長の考えは同じですよ、これについてこれ以上言いませんけれども。

じゃ民間がこの新庄市においてそのような温泉施設を開設しなかったら、設置しなかったらと、またなるんですよ、だからね。せっかく公約に市民会議の設置としたとすれば、中断、そういう考えじゃなくて、どういう方向づけでいったらいいかという市長の考えというものを納得してもらうがためにも説明をする、私は公約に掲げた以上、義務があると思うんです。

私が言っているのは、去年1年間騒いだ看護師養成学校のああいうものとまるつきし違いますから、そういう中において市長の考えを、市民会議を開いて、そして市長の考えというものを市民に理解してもらったほうが今後4年間の山尾市政のためにも私は市民からの協力が得られるものと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、暖冬少雪についての対策についてですけども、先ほど先輩議員である小嶋議員がいろいろな意見も出ました。

市民の多くは、ことしの冬はよかったなという思いで過ごされました。しかし、雪国新庄市において冬の除雪体系はまさに冬の産業の一つであります。そういうことで、山尾市長になってから、そういう少雪になった場合の対応策として待機補償費ですか、そういう制度を立ち上げました。しかしながら、ことしは40何年ぶりの少雪でありますので、本当に委託業者は経

営的にも参っております。雪の新庄、市は「冬でもげたて歩ける新庄」と言っておりますけれども、そういう市民の生活を守るためにも、これから来年のためにもやはり待機補償の基準の見直しというものを内部でどのように検討されているのか。

先ほども山形新聞のいろいろな気象状況をしたんですけれども、今回の冬、直近まででいいです、例年と比べてどのぐらいの除雪回数とかお金が、きのうも補正予算で7,400万円幾ら金額になりましたよというお話あったんですけれども、それらに対する、例年と比べどのぐらいの出動回数なりお金ですか、かかったのかお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 除雪経費に関する再質問をいただいております。

例年と比べて今年度の状況につきましては、例年、除雪回数からしますと35回から40回ほどの出動回数を実績として見ているところでございます。今年度につきましては最大見込んで9回ほどの実績しかない状況でございます。

金額的なものにつきましては、前までの集計で大変申しわけないのですが、除雪経費と借上費含めまして5,400万円ほど、多分これは2月上旬のデータかと思いますが、これで申しわけありませんが、現在のところこれまでの集計しかなっていないところでございます。

あともう一つ、待機補償料の基準の見直しの検討ということで御質問いただいているところですが、このたび業界団体であります新庄市建設クラブから請願が出ておりますけれども、これによらずとも今回の少雪につきましては県下の市町村からの情報収集や県との情報共有を含めまして見直しの検討を始めているところでございます。業界の方々からは、最低限機械の確保もしくはオペレーターの確保に向けての待機

料の確保が満足できればという声もいただいているところでございますので、今後も業界の皆さんと協議を進めていながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** やはり2割強ぐらいしか出ておりませんよね。そうすれば、きのうの補正予算でも7,400万円ぐらいしか、減額補正だったんですけども、私、お金が余ったからというんじゃなくて、その予算づけがあるとなれば、今まで4月以降やっていた事業ありますよね。それを内部で検討し、前倒して、例えば道路の舗装とか修理とかいろいろあると思います。そういう考えは内部で検討されておりますか。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 公共事業の早期の発注ということでございますけれども、国庫的な補助金等の活用につきましては早期の発注というのはかなわない部分がございますので、単独費用につきましては、なるべく早く発注できるように準備を進めるように課内では準備しているところでございますので、御協力のほうもまたいただければと思っておりますのでございます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 恐らく原課ではパトロール車を出して回っていると思うんですけども、例年なら除雪によりいろいろ傷められた、傷ついた道路というのが、忙しくなってから発注するんですよね。ことしみたいに少雪で雪が少ない、あと長期予報も聞いた場合、降る見込みがないものですから、そういう業者の経営のためにも市民のためにも前倒して事業を発注してもらえれば、私はよいのではないかという思いでおります。よろしく願いいたします。

あと、例年なら雪国新庄では豪雪対策本部を副市長を先頭に立てるわけでございますけれども、このような記録的な少雪によりそういう対策本部、協議会というのは立ち上げていないわけでございます。しかし、先ほど市長答弁で、きのう関係団体と話をし、そういう会議を設置ですか、設けたという話があったんですけども、私は非常によかったなという思いがします。市民から、農家から騒がれるんじゃないくて、関係団体が率先してそういう協議会を設置し、春先の営農に支障がないような対策を講じてほしいなという思いでおります。市長答弁にありましたけれども、緊急に集まってそういう協議会を設置したとすれば、市役所が窓口になり、いろいろな文書もしくは広報で関係課に周知をしていただければ、農家の方々、市民の方々も安心するものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、昨年1年間、我々の選挙を初めいろいろな選挙がありました。そして、議会、執行部、市民の方々も大変な1年間であったと思ひます。しかし、4月から新年度に入るわけでございますけれども、ここに住んでいる市民が住んでよかったと新庄市を誇れるまちづくりを我々議会と執行部が一緒になって築いていきたいという思いでおります。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

**山科春美議員の質問**

下山准一議長 次に、山科春美さん。

(7番山科春美議員登壇)

7番(山科春美議員) こんにちは。

3月定例会の3番目の質問をさせていただきます。議員番号7番の起新の会の山科春美でございます。所属政党は幸福実現党です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、3月で御退職される市の職員の皆様は、新庄市のために本当に御尽力くださりまして心より感謝をいたします。

ことは暖冬で、雪国新庄はどこに行ったのかなと思うような天気が続き、新庄雪まつりも心配されましたが、直前に雪が降りまして、新庄まつり関係者の方々もほっとされたのではないかと思います。2月7日から市民スキー場もオープンし、雪を待ち望んでいた子供たちも「早速行ってきたよ」という声が聞かれました。

また、私が住んでいる泉田地区にも防災行政無線が昨年度取りつけられ、2月初め、2月3日からですが、朝7時に防災行政無線から音楽とアナウンスが聞こえてきて、それを聞いていると、何だか地域が守られているんだとか、市のほうで市民のことを考えてくれているんだという安心感を感じることができました。

高齢者世帯や核家族、ひとり暮らしの方もふえる中、市民の生命と安全を守る一役となって大きな仕事をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

初めは、ギャンブル依存症対策についてお尋ねいたします。

ギャンブル依存症は、ギャンブルにのめり込むということにより日常生活または社会生活に支障が生じ、治療を必要とする状態のことで、WHO(世界保健機関)が認めている精神疾患の一つとなっております。

このギャンブル依存症への対応を難しくしているのが、アルコール依存や薬物依存は酩酊などのような形で心身にその症状があらわれやすく、他者からも判断がしやすいのに対し、ギャンブル依存症はふだんは外見上の症状が出るわけではないので、ギャンブルに依存しているかどうかという判断がつかないことです。ギャンブル依存症は医療関係者であっても判断がつきにくいいため、対応がおくれて、多くの場合に多額の借金を抱えてしまい、本人のみならず、家族や親類、地域にも大きな負担を負わせ、なかなか社会復帰できないというケースが多いということです。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構が2017年に行ったギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のあり方についての研究によりますと、ギャンブル等の依存が疑われる者は、過去1年間では成人の男性が1.5%、女性が0.1%、全体では0.8%、約70万人、およそ国民の100人に1人の割合ということだそうです。一生涯にわたる経験では、成人の男性が6.7%、女性が0.6%、全体で3.6%の約320万人、およそ国民の30人の1人の割合となっております。アルコール依存症の一生涯での経験が約107万人ですので、そのほぼ3倍の人がギャンブル依存症になっているわけです。

また、同研究調査の各国との比較では、我が国以外で最も割合の高いオーストラリアよりも約2倍も高い割合であり、最も低いドイツとの比較では約20倍もの非常に高い割合となっております。私たちがふだん想像しているよりも多くの人がギャンブル依存症になってしまっているということをあらわしています。

そして、このギャンブル依存症により多くの方々が自己破産や多重債務に陥り、家庭崩壊や児童虐待、自殺、犯罪などを引き起こしており、大きな社会問題となっております。

我が国でギャンブル依存症が多い要因として、尾崎米厚鳥取大学教授は、パチンコなどの身近なギャンブルが全国どこにでもあり、海外より率が高いのが原因なのではないかと分析しております。つまり公式にはギャンブルとは言われていない状態でパチンコなどのギャンブルが全国至るところで身近に存在しているためだということです。我が国の場合は、競輪、競馬、競艇などもギャンブルとは言わず、公営競技と呼ばれており、賭博やギャンブルとは違うかのようにカモフラージュされた状態にあり、そのことが我が国のギャンブル依存症の現状を悪化させているのではないかという指摘もあります。

さらに、この状況に拍車をかけるのではないかとされているのが最近話題となっているカジノを含むIR（総合リゾート）の整備問題です。2016年12月に特定複合観光施設区域の整備推進に関する法律（カジノ推進法）が成立し、我が国で初めてカジノが法的に認められることとなりました。

これに対し全国ではカジノを含むIR整備の候補として複数の自治体が名乗りを上げております。IR誘致の候補となっている自治体が誘致を積極的に考えたのは、少子高齢化が進み、経済が停滞する中で、IRで国内はもとより海外からの集客を見込めるほか、新規の雇用創出やインフラ整備、自治体への納付金収入や税収増により経済活性化と財政改善につながる可能性があると考えているためです。

しかし、このIRは負の側面があり、誘致を検討している自治体の中でも住民には不安の声が出ており、一部では誘致撤退の動きも出ています。各種世論調査でもおおむね6割から7割の国民がIR反対との結果も報道されています。

それがIRの最大の収益源と見込まれているカジノの問題です。カジノはあくまでも賭博であり、ギャンブルです。現在でも我が国はパチ

ンコ等による影響でギャンブル依存症の比率が他国よりも異常に高い状態です。カジノ解禁はギャンブル依存症などの問題をさらに深刻化させることが危惧されております。お隣の韓国などの海外の例を見ると、カジノの周辺地域の犯罪増加などにより治安が悪化することが懸念されています。

カジノを含むIR整備は、さまざまな問題を引き起こし、国民の健全な生活を脅かし、子供たちの教育環境としても好ましいものではなく、周辺住民のみならず、国民に対しひとえに不安をあおるものであり、その影響を本当に非常に懸念しております。

パチンコは、海外ではほぼない状態なんですけれども、パチンコがはやっているのは日本だけで、国内の市場規模では2018年で年間約20兆円となっています。これは世界全体のカジノの市場規模の18兆円を上回るもので、既に我が国はギャンブル大国なのではないかと言っても過言ではないような形になっております。

今急がれるのはカジノの整備ではなくて、諸外国に比べて非常に罹患率が高いギャンブル依存症をいかに抑えていくかが重要ではないかと思えます。

政府は、カジノを含むIR整備にあわせて平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法を制定しています。ギャンブル依存症を助長する施設をつくるために依存症対策を行うという、政策的に本末転倒ではないかとも思えます。

当地域におきましても、ことしは雪が少なく、手を持って余っていて、大人の気分転換はパチンコしかないという声も多々聞こえてきました。気分転換だけでしたら大丈夫ですが、のめり込んでしまったならばいろいろなところに支障を来してしまうと思えます。

そこで、次の点について質問いたします。

まず1点目としましては、ギャンブル依存症等の全国の状況と、山形県、本市の実態につい

てということで、ギャンブル依存症のほか、アルコール依存、薬物依存、ネット依存、スマホ依存などの相談についての状況はどうだったのか、本県や本市の相談窓口はどうなっているのか、また直近の5年間の相談件数はどうなっているのか。

2点目として、これまでの本市のギャンブル依存症対策の取り組みについてということで、ギャンブル依存症の家族等はどの機関に相談したらよいのか、また相談後の具体的な対応の流れはどうなっているのか、本市で市民への具体的な啓発活動は行っているのか。

3点目として、今後のギャンブル依存症対策の進め方ということで、平成30年10月に制定されたギャンブル等依存症対策基本法の概要と今後の対応はどのようになっているのかということをお聞きいたします。

続きまして、結婚活動支援について質問いたします。

新庄最上地域は、これからの5年間は新しい発展に向けての大きな飛躍のときとなっていると思います。御存じのとおり、令和4年度には東北中央自動車道、地域高規格道路が開通し、新庄最上地域と首都圏が直通いたします。また、令和5年4月には県立農林専門職大学の開学が予定されています。また、同年度には新しい県立新庄病院も開院される予定となっております。

また、今、本市におきましても、来年度から始まる第5次新庄市総合計画の策定途中ではありますが、新庄市の将来像を「住みよさをかたちに新庄市」という理念でやっていくという方向性ということですが、その言葉にもいろいろな思いが込められて、とてもいい将来像だと思います。将来像の設定に係る検討会の中でも、多様性を推進、物質的な豊かさから精神的な豊かさへの推進ということで、一人一人が求める暮らしが実現できるまちを目指したいという思いが込められているんだと思います。

新庄市は子育て支援はとても充実していると思います。これからも力を入れていくことだと思います。でも、その子育てにいく前の結婚という問題もとても大事だと思います。多様性を求める現代でありますけれども、人間にとって結婚、出産、子育てというのは普遍的なものであると思います。地域に出てみますと結婚のことで心配する親御さんも多くいらっしゃいます。また、若い適齢期の方々も「出会いがなくて」とか「結婚しなくてもいいかなと思っているが、親がうるさくて」と、身近に聞かれる市民の悩みの一つになっているような気がします。

この結婚支援ということもとても大事で、一部、行政が立ち入る問題ではないという声も聞かれますが、人情味あふれる新庄市の皆さんの強みを生かして、地域全体で官民一体となって結婚を支援する体制はつくれないだろうかと思っています。

そこで質問させていただきます。

本市の直近の5年間の結婚の状況はどのようになっているのか、また最上広域婚活事業、結婚活動支援事業、結婚・子育てポジティブキャンペーン事業の取り組みと成果について。

また、3点目として、新庄市総合戦略の中の施策で、結婚活動支援事業に取り組む市民団体数ということで、平成31年度までに5団体を目標値としていましたが、そこに至らなかった理由はどうだったのか。

また、4点目として、地域における婚活支援の体制づくり、仲人さんについては、今後どのように考えているのか。

5点目として、これからの婚活支援の進め方をどのように市としては考えているのか。

上記の取り組みについて、市のお考えをお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、ギャンブル等依存症対策についてであります。

厚生労働省の調査では、生涯でギャンブル依存症が疑われる状態になったことがある人は成人の3.6%と推計され、最近1年間に依存症が疑われる状態だった人は0.8%とされております。

なお、平成29年度の全国の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等の相談件数は3,370件、山形県の精神保健福祉センターにおいては54件となっております。

ギャンブル依存症は、借金問題などから明るみに出ることが多く、本人ではなく家族からの相談がごく一部であり、把握できないケースが相当数あるものと思われまます。多くは生活相談や税務相談などによる対応となっております。

本市では、自殺対策の一環として、各分野の相談機関をまとめた困りごと・悩みごと相談窓口一覧を作成し、機会あるごとにお知らせするとともに、心の健康相談や暮らしの悩み相談などの相談事業を行っております。

ギャンブル等依存に陥る原因となり得る家族の問題や、孤立、ひきこもりなどに関する相談への対応、必要によっては県の精神保健福祉センターや保健所などの専門相談機関を紹介したり、依存症専門医療機関への受診を勧める場合もございます。

平成30年10月に制定されたギャンブル依存症等対策基本法により、都道府県は依存症の専門医療機関と相談拠点の整備を行い、また行政、福祉、司法等の関係機関が連携することにより、国民の健全な生活の確保を図り、多重債務や貧困、虐待、自殺などの社会問題を防ぎ、安全な社会の実現を目指すことになりました。

山形県においては、今年度、依存症専門医療機関として山形市の山形さくら町病院と若宮病

院、上山市のかみのやま病院、天童市の秋野病院、南陽市の佐藤病院、酒田市の山容病院の6施設を選定しております。来年度には県の精神保健福祉センターが相談拠点として治療回復プログラムを開始する予定であります。

本市としては、国や県の動向を見ながら啓発活動を行っていくとともに、庁内各課や関係機関における連携を図りながら随時相談に当たり、専門機関につなげられるよう支援体制を構築してまいります。

次に、結婚活動支援についての御質問であります。本市の直近5年間の婚姻件数につきましては、平成25年171組、平成26年174組、平成27年145組、平成28年146組、平成29年140組と、若干減少傾向にあります。

結婚活動支援に関する各事業の取り組みとその成果でございますが、1つ目の最上広域婚活実行委員会につきましては、最上8市町村と県、民間有志により組織され、平成22年度より出会いの機会の提供を行ってまいりました。本年度は12月に中規模の婚活パーティーを実施したほか、結婚への意欲が高い独身者向けに少人数制の婚活パーティーを実施しており、平成22年度から10年間における延べカップル成立数は135組となっております。

また、今年度からの新たな取り組みとして、最上8市町村の結婚活動支援者を対象に、結婚活動に関する近年の動向やお見合いなどのマッチングなどに関するスキルを学ぶとともに、支援者同士が情報共有を行う意見交換会を実施し、結婚活動支援者のスキルアップに取り組んでおります。

2つ目の結婚活動支援事業につきましては、本市独自の事業でございますが、結婚を希望する未婚者がよりよい出会いが得られるよう結婚や結婚活動に関して知識を深めるとともに、異性とのコミュニケーションをとるスキルを高める機会を提供しております。

今年度は、未婚者を対象に婚活イベントやお見合いなどで活用できるコミュニケーションセミナーを開催しており、参加者アンケートでは「コミュニケーション能力に自信を持つことができ、婚活イベントへの参加意欲が高まった」との回答が70%と、結婚活動に対する意欲の向上が見られました。また、家族を含む支援者を対象として、現代の結婚を取り巻く状況や具体的な支援方法について学ぶセミナーを開催しております。参加者アンケートでは「結婚や結婚活動に関する知識が深まった」との回答が90%を超え、支援者が結婚活動支援に関する知識やスキルを高めることに一定の成果があったと考えております。

3つ目の結婚・子育てポジティブキャンペーン事業は、若者世代の結婚、子育てに対するプラスイメージを醸成するための事業でございます。本年度は、若者世代が本市での結婚生活をより具体的にイメージできるように、20代から60代御夫婦へのインタビューや子育て世代へのアンケートなどをもとに、結婚、子育てに関する情報をまとめ、3月に情報紙として発行する予定でございます。

この事業の一環として、10月に高校生向けの結婚に関するライフデザインセミナーを開催したところ、参加者の95.5%が「結婚や子育てに関する知識が深まった」とのアンケート結果があり、結婚観の醸成に効果があったと考えております。

次に、新庄市総合戦略における結婚活動支援事業に取り組む市民団体数についての御質問ですが、これは総合戦略の取り組みの中で婚活イベントや婚活活動に関するセミナーを開催した市民団体数を指標としたものであります。

市民団体への支援といたしましては、平成28年度、結婚イベントや結婚活動に関するセミナーを開催する場合に事業費の一部を補助する制度を整備し、各種団体に補助金の活用について

働きかけを行いました。市民団体に婚活イベントやセミナー開催のノウハウが蓄積されていないことなどから、活用実績はございませんでした。

その後は、最上広域婚活実行委員会が主催する婚活イベントにおきまして、本市の未婚者がよりよい成果が上げられるよう市独自事業として未婚者向けのセミナー開催を行うなど、市民団体への支援から未婚者への支援へと変遷したことで、結婚活動支援に取り組む団体数は目標値に至らなかったと考えております。

次に、地域における結婚活動の体制づくりについての御質問ですが、結婚を希望する独身男女の出会いの機会を拡大するために、県ではボランティアで仲人活動を行う「やまがた縁結びたい」を組織しております。本市でも1名が登録し、仲人活動を行っております。また、広域婚活実行委員会では、来年度、結婚活動支援員として活動する方や結婚活動に関心のある方を対象とした勉強会を予定しており、本市といたしましても県や最上広域婚活実行委員会と連携しながら結婚活動を支援する体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

さらに、これからの結婚支援の進め方についてでございますが、来年度は、男性と比較して婚活イベントへの参加率が低い傾向にある女性に向けて結婚活動への理解を促進するとともに、結婚活動への意欲を高めるための情報提供を行ってまいります。また、未婚者個々の状況に応じた支援として、結婚活動に関する不安や悩みを持つ方を対象とした相談体制を整備し、結婚活動に関する不安を和らげるとともに、県や最上広域婚活実行委員会などで行う各種結婚支援事業への橋渡しを行ってまいります。

今後も県や最上広域婚活実行委員会と連携しつつ、未婚者が結婚を前向きに捉えられるよう意識啓発や結婚に関する相談体制の整備に努めてまいります。

壇上からの答弁とさせていただきます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 御答弁ありがとうございます。

ギャンブル依存症のところなんでしたけれども、これから本当にいろいろ相談体制もできていくことだと思いますので、ぜひその相談体制も広げていっていただきたいと思います。

さっき市長もおっしゃったんですけども、実際依存症になって悩んでいる本人もつらいことですけれども、問題を抱える家族が孤立しているということも聞きます。家のことは誰にも話したがる傾向もあって、また家族自身が自分に原因があるんじゃないかと自分を責めている場合もあるようです。

健康課のほうでさっきおっしゃったように新庄市困りごと・悩みごと相談窓口一覧ということで、すばらしいものをつくってくださっておりますけれども、ここにも文言としてギャンブル依存症またはその他の依存症についてというのも具体的に文言を入れていただいたら、当てはまるという形で相談しやすいのではないかと思います。また、ギャンブル依存症に関しては本人というよりも家族の相談ということが多いと思いますので、家族の相談も受け入れますという文言もこういったところに入れていただけたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

**亀井博人健康課長** 委員長、亀井博人。

**奥山省三委員長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** ただいま御提案のありました相談窓口一覧、確かに48カ所の相談先を掲載しているんですけども、ギャンブルという文字が、私も改めて、ないなということに気づきまして、そこを入れるように検討したいと思います。また、本人がそもそもギャンブルでということと相談に来る方がほとんどいないと思われるんですけども、実際相談に来られる方は家

族の方ということになりますので、その家族の方がより相談しやすいように、そこら辺も工夫したいと思いますので、よろしくお祈いします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。よろしくお祈いいたします。

先ほど市長もおっしゃいましたけれども、ことし2月12日の山形新聞に、山形県も依存症専門医療機関6病院が設定されましたと書いてあったんです。そういった情報もお知らせしてもらえるとありがたいなと思います。じゃこういう病院に直接行ってみようかという方もいらっしゃると思いますので、そういった情報とか、また同じ悩みを持つ本人や家族からつくられる自助グループというものもあって、例えばギヤマノン、ギャンブルの問題を抱えた家族が匿名で参加できる自助グループなども、近くでは山形市や米沢市にもあるそうです。全国組織みたいなんですけども、いろいろな情報とかをペーパーなどで周知していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

**亀井博人健康課長** 委員長、亀井博人。

**奥山省三委員長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** ただいま御指摘ありました2つの点につきまして、まだ周知が十分に行き渡っておりませんでしたので、速やかに対応させていただきます。よろしくお祈いします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひよろしくお祈いいたします。いろいろ悩んでいらっしゃる方は何か行動に移したいと思っていらっしゃると思いますので、そのきっかけ、手がかりにもなると思いますので、よろしくお祈いいたします。

依存症対策として、若年層に対する教育が重要だと思いますけれども、本市の小学校、中学

校、高校ではどのような対応を行っているのか、お聞きできればありがたいです。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** ギャンブルの話でございますが、新学習指導要領ですと高校から学習内容に保健関係で入っていると認識しております。小学校、中学校におきましては、依存という言葉は余りしないんですが、ゲーム、スマホ関係の生活リズムを守るという形で指導しておりますので、そのあたりで少し関連は図れるのかなと思っております。

**7番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7番(山科春美議員)** ありがとうございます。ぜひ、若い子供たちにもそういった依存症、依存症といってもいろいろなものがありますけれども、ゲームとかスマホとかいろいろな依存症がありますけれども、そういったところ、自分をなかなか見詰めるより気軽なスマホとかを見てしまうというところもあると思いますので、そういったところもぜひ御指導いただけたらありがたいです。また、これから専門職大学もできますけれども、学生に対する啓発も大事だと思いますので、よろしくお願いします。

今後は、ギャンブル等依存症対策基本法のもとにギャンブル依存症対策が徐々に進められているものと思われていますが、この法律はギャンブル依存症の原因となるギャンブル等の施設を抑制するあるいはなくすという考えが抜けている法律だと思います。例えば、薬物依存に例えれば、すぐ近くに合法的薬物が手に入る状態と一緒にのことであって、薬物が手に入らない環境づくりが大切であります。

それと同じように、ギャンブル依存症の根本的な対策として、ギャンブルを行う場所に行かないとか、なるべく行かせないようにするとか、またギャンブル等の施設が余りない環境づくり

というのが一番大事だと思いますけれども、その点で言えば、最初に述べましたカジノを含むIR整備というのは本当に論外だなと思うんですけども、本県に整備されないとしましても、国全体で慎重に考えるべきであると思います。

既存の施設で言えば、特にパチンコ等の遊技場が身近にあるということがギャンブル依存症を広める原因であって、問題だと思われま。全国にはパチンコ店の出店を規制する条例を制定している自治体もあるようですけれども、本市でも何らかの規制をすべきとかというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

**亀井博人健康課長** 委員長、亀井博人。

**奥山省三委員長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** 現在、新庄市内には数カ所のパチンコ、パチスロの店舗があると思われま。そういった施設を今後規制するしない等につきましては、十分に関係法令等を検討すると思いますか、庁内的に話を深めまして、検討をさせていただければと思います。

**7番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7番(山科春美議員)** なかなか大変なことだと思うんですけども、そういったところも頭に入れて、考えながらやっていただけたらと思います。

ギャンブル依存症だけでなく、アルコールや薬物依存などに苦しんでいる方も多いと思いますので、関係機関と連携して、依存症へのしっかりとした対応ができる体制づくりを進めていただけたらと思います。今後も安心安全な市民の暮らしを守り、全ての方が健康的で文化的な生活を営んでいただけますよう進めていただきたいと思います。

それでは、結婚支援のところだったんですけども、先ほどの最上広域婚活事業、結婚活動支援事業などなんですけれども、具体的な参加者といったのは把握していますでしょうか、

よろしく申し上げます。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 最上広域婚活実行委員会のイベント等結婚活動支援事業の参加者についてという御質問でございます。

まず最上広域婚活実行委員会のイベントにつきましては、今年度、中規模イベントを1回、そして小規模イベントを3つ予定しておりましたけれども、1つは3月に予定していたんですけれども、コロナウイルスの対策の関係で中止になりましたので、今年度は3回実施しております。

1つ、中規模イベントとしましては、12月15日にクリスマスパーティーを開催しましたところ応募者が、男性と女性20人・20人を募集したんですけれども、男性41名、女性9名という形でかなり不均衡な形の応募があったものですから、やはり女性の参加というのが本当に課題となるところです。こちらは民間にイベントを委託しているんですけれども、最終的には調整させていただきまして、男性9名、女性9名のイベントとさせていただきました。

また、小規模イベントとして7月20日と11月24日に開催したんですけれども、こちらはお食事会でしたりご縁結びカフェという形で、3対3または4対4の募集をさせていただきましたところ、男女各2名と3名の参加があったところです。

こちらでカップルになられた方は、中規模イベントで1組がカップルになられております。

また、結婚活動支援事業については、市独自の事業としてセミナー関係をしているところですが、1つ、独身者向けの異性とのコミュニケーションに関するセミナーを12月8日に開催しましたが、こちらは19名の参加がございました、男女合わせてですけれども。もう一つは、御両親向けの現代の婚活事情や支援者とし

てのサポート方法を学ぶセミナーというのを12月21日と1月18日、2回開催させていただきましたが、第1回目は15人、第2回目は16人参加があったところです。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。結構参加者もいて、そして男性が41人で女性が9人だったということで、ちょっと衝撃的な話も聞いたんですけども、そういったいろいろな方が、参加してくださる方もいて、本当によかったと思います。

今回、このチラシ、12月21日の結婚支援セミナーということで、私も参加させていただいたんですけども、このセミナーがありましたけれども、結構いろいろなところに置いてあって、チラシを見て興味を持った方もたくさんいたみたいですが、実際に行けなかったという方も多いようです。すごい興味あるんですけども、とてもこういう場所には行けないという謙虚な方もいらっしゃいました。

そのセミナーに私も参加させていただいたんですけども、一般社団法人日本結婚支援協会の代表理事の谷口先生という方のお話で、すごいわかりやすいお話だったんですけども、何か昔は結婚は家と家との結びつきということで、お見合い結婚が多かったんですけども、1965年にはそれが逆転して恋愛結婚が多くなったということで、現代の結婚事情を言っているんですけども、なぜお見合い結婚が減少したのかということ、世話好きの御近所さんが減少したんだという話とか、あと昔は会社で上司が部下にお見合いを勧めていたんですけども、それが今となってはセクハラだという話になることで、人間関係が希薄になってきたということも言っていました。

また、お見合いで結婚するのは恥ずかしいとか、結婚相談所へ入会するのも何かとっても恥

ずかしい、そしてまたこういうイベントはすごい興味があるんですけども、なかなか行けないと、そういった事情もあるようです。

何回も言っているんですけども、去年の7月に視察で行かせてもらいました南砺市というところなんですけれども、「なんとおせっ会」という方たちの婚活応援団があって、「世話好きでおせっかいと言われる方、大募集」という形でチラシもつくって、後押ししてもらわないと結婚活動に踏み出せない独身男女が多いので、ぜひおせっかいで世話好きのおばさんたち集まってくださいというチラシみたいのも出して、そういうのもやっているんですけども、後押ししてあげるといところで、そういった体制づくりはできないものなんでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** できないかどうかというのと、できれば組織したいと考えております。今現在、最上郡内で結婚支援員の組織があるところは8市町村中5つですので、新庄市はないところの3つに入るわけなんですけれども、今後、できればそういう組織を立ち上げられないものかと考えております。

今年度から最上広域婚活実行委員会で結婚支援員の勉強会を2カ月に一遍の割合で開催させていただいているんですけども、そちらには今現在県の「縁結びたい」の会員であります方が1名とか、結婚相談所の看板を掲げて結婚アドバイザーをなさっている方とか、また今田市議にも参加していただいたところです。

今後、こういった組織、大変大切になってくるんだろうと。イベント型のものがなかなか難しくなっているものですから、やはり相談体制というのが今後必要になってくると思いますので、ぜひ山科議員におかれましても勉強会に参加していただいて、将来的には結婚相談員となっていただければと思います。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** おせっかいおばちゃんとして頑張っていけたらと思います。ありがとうございます。

今の若い世代なんですけれども、育った環境ということで、超少子化世代とかゼロ成長社会とかネット情報社会、ゆとり社会ということで、結構個人を尊重するよりもチームでなら積極的に動けるということとか、余りどんどん前に出るとかそういう世代でないとも言われているんですけども、でもすごく真面目で、勉強する意欲というのもすごく多いですので、若い人たちの学びたいというところを婚活イベントなどに取り入れて、女性力パワーアップセミナーとか、例えばおもてなし力とか、母力とか、料理力とか、調和力とか、傾聴力とか、おしゃれ力とか、プレゼン力とか、あと男性でしたら器づくりとか経営力とか、あと地域リーダー講座とか、また男性でも料理とか女性を褒める力の講座とか、プレゼン力とかいろいろなのがあると思いますので、そういった形だと若い方も学びながら、また婚活活動というのもできるので、ぜひそういったところもやっていただけたらと思います。

本当にこれから5年10年、この地域にとっていろいろ発展の種とか、またいろいろな問題もあるんですけども、積極的に婚活支援事業などを通して、新庄市に誇りを持って、愛着を持って、この地域で結婚して頑張っていきたい、この地域で子育てをしたいと思っていただけるように、積極的にサポート体制を持っていただけたらと思います。

その事業を支えてくださる人材は、新庄市にはそろっていると思います。少子高齢化で人口減少も加速する中、税収は少なくなるし、市の職員の負担も大きくなっていくことと予想されます。これからの時代は、大きな政府ではなく

て、官民一体となった地域の潜在パワーを解放していくことも大事なのではないかと思います。ぜひ成婚率を高め、また総合計画の中にもしっかりと将来人口の目標も掲げていただいて、新庄市は結婚、子育て応援しますという意気込みも持っていただけたらと思います。

また、県立農林専門職大学に全国から学生たちがやってきますけれども、この新庄最上の地で農業をやっていききたい、結婚し、子育てをして頑張っていきたいという方もふえるように、新庄市がもっと本当に自信と誇りと心意気を胸に、人と人とを結びつける縁結びパワーで頑張ってくださいたいと思います。

新庄市をよくするには、いろいろな施策はもちろんなんですけれども、それだけではなくて、市民サークル、市民活動、地域活動といった横のつながりがあるからこそ、新庄市の発展と調和で温かみのある、器のあるすばらしいまちになっていくのだと思いますので、行政と市民が一体となって同じ方向を向いて、誇れる新庄市にさせていただけたらと思います。

ありがとうございました。失礼いたします。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時56分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 石川正志議員の質問

**下山准一議長** 次に、石川正志君。

(14番石川正志議員登壇)

**14番(石川正志議員)** 起新の会の石川正志でございます。よろしく願いいたします。

それでは早速、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

初めに、県立新庄病院改築に伴う道路等環境整備についてでございますが、新庄最上地域住民の命のとりでである県立新庄病院の建てかえがいよいよ来年度から始まり、予定では令和5年度開業を目指しているとのこととあります。

県立新庄病院は、これまで地域の二次医療を担ってまいりました。想定される圏域は、我が地域を初め尾花沢市など北村山、さらには秋田の県南まで及ぶというふうなお話を承っております。

高規格道路の整備の進捗にあわせ、多くの方々が利用される病院になると思われま。改築工事にあわせ、国道並びに病院への直接的なアクセス道路である県道は既に整備計画が明らかになっています。これらの道路は国や県が責任を持ってしっかり取り組んでいただけるよう要望していかなければなりません。新病院周辺の道路整備など本市が責任を持って環境を整えなければならない箇所も想定されています。

まずは、既に計画されている国道、県道整備について伺います。

病院周辺の国道は、朝夕の通勤や帰宅のとき非常に混み合う場所となっております。救急車両に対応したスムーズな搬入が必要と思いますが、国道の整備計画はどのようになっていますか。また、国道から病院への直接的アクセスが見込まれる県道については、現在、道路幅員が狭く、小中学生の通学路にもなっており、より一層の安全対策が必要と思われま。あわせてお聞きいたします。

次に、本市の責任の部分になります。

現在でも県立新庄病院では病院従事者が駅から徒歩で病院に通われていると思いますが、そのような方を初め通院される方でJRを利用される方が多くいるのではないかと思います。新庄駅の東口から病院まで、短時間で安全な歩道

の整備が求められてくると思われませんが、市長の考えをお伺いいたします。

また、病院予定地周辺の道路環境整備について伺います。

病院敷地に隣接する東本町は、隣接する通称ヨークタウンへの迂回路などでふだんから混み合う箇所、道路幅も狭くなっております。病院が開業すれば、市内からの通院者でさらに混雑することが予想されます。生活道路もあると聞いておりますが、中の川に橋をかけるなど、病院敷地と商業施設、さらに市道とリンクさせることで一定の交通整理ができるものと考えられますが、市長の考えをお聞きします。

次に、グリーンスローモビリティ導入についてです。

平成30年度の資料になりますが、国交省では、高齢者の足の確保、観光客の高い周遊手段の確保を図るため、低速で環境に優しいグリーンスローモビリティの普及を推進しております。

資料によれば、グリーンスローモビリティは電動で時速20キロ未満で公道を走る4人乗り以上の車でございます。乗れる人の人数によって主に3タイプありますが、このたびは4人から7人乗りのゴルフカートタイプに的を絞った話をします。

現在ある製品としては、人数に応じて軽自動車や小型自動車のナンバープレートを取得できます。1回の充電で約30キロ走ることができ、1回の充電は約5時間です。運行形態の一つとして自家用有償旅客運送があり、道路運送法第78条第2号で規定される登録を行い、市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送のいずれかのパターンで行うことができます。活用の場面としては、地域住民の足として、特に高齢化が進む地域において、グリーンスローモビリティは最高時速20キロ未満のため、お年寄りが運転してお年寄りを運ぶことができる乗り物と言えます。

また、観光客向けの新たな運送手段として活用できるのではないかと思います。低速であるため、地域の風や自然をダイレクトに肌で感じられ、客同士または地元ガイドドライバーとの話が弾み、客にとって非常に楽しいものではないかと思います。例えば、地元ガイドがドライバーになることで、観光ルートや観光客に合わせた自由な観光案内も可能となり、2人から4人の家族連れまたは友人同士の旅に活用できると考えます。さらに、歩くには少し距離があつてつらいが、バスを入れるほどではないという地点間運送にも利用可能です。

本市においても、市内循環バスを巡行させ、地元住民の足の確保を図っておりますが、ある程度乗車の見込めるコースあるいは大きな車両が安全に運行できる道路の設定となっております。JR路線を含め地域公共交通、さらには既存の自己所有の自家用車などは人の体で言えば太い血管です。より細かな運送が期待できるグリーンスローモビリティは毛細血管の役割を果たすことが可能で、地域住民を初め本市を訪れていただける多くの方の多様なニーズに応えられるものと思います。

新庄駅から県立病院までの足として、または病院から中心市街地の観光スポットである最上公園まで、散策手段として活用可能と考えられますが、市長の考えをお聞きいたします。

答弁よろしくお願ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、県立新庄病院改築に伴う道路等の環境整備についてでございますが、県が示す国道、県道の整備計画並びに救急・一般車両の搬入計画につきましては、県では一般県道曲川新庄線金沢工区整備事業として、昨年度、測量設計な

どに着手し、令和3年度の工事着工と令和4年度の完成を予定しております。

主な内容といたしましては、県道部におきまして国道13号から酒類卸株式会社協の市道までの区間は、上り下り車線と付加車線で11メートルの車道に両側歩道がつき、合わせて18メートルの計画となっております。それより西側の区間では、上り下り車線8メートルに片側歩道がつき、11.5メートルの計画となっております。国道部におきましては、現道に付加車線が追加され、車道が2メートル拡幅される計画となっております。

また、車両の乗り入れ計画ではありますが、国道からの乗り入れは救急車両のみで、一般車両の乗り入れは県道からのみの計画のようであります。

次に、JR新庄駅から病院までの歩道整備の必要性につきましては、新庄駅東口交通広場から病院までのアクセスで国道以外に歩道は設置されておらず、現場幅員も狭い状況となっております。病院開院後の歩行者通行の状況を確認し、歩行者の安全確保対策について必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、ヨークタウンなどの商業施設に関連する道路整備の必要性につきましては、市としましても東本町の道路の混雑状況は把握しておりますが、今後整備される国道、県道を含めた交通量の変化を確認し、必要な対策を検討してまいります。

また、商業施設と病院の直接の接続につきましては、車両の通行など危険を伴う可能性もありますが、利用者の利便性も考慮した上で必要に応じて検討、協議してまいりたいと考えております。

県が今後進める上で随時県と協議しながら必要な対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、グリーンスローモビリティについての御質問ですが、グリーンスローモビリティ

につきましては議員おっしゃるとおり電動で時速20キロ未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティと定義されており、地域のさまざまな事情に合わせて活用場面が考えられる低速の小さな公共交通と定義されております。

また、国では、地域が抱える交通などの課題解決と低炭素社会の確立を同時に実現できるものとして推進しております。議員がおっしゃるとおり、環境に優しい、高齢者が運転しやすい、ドライバーがガイドをしながら運転が可能などの理由から、現在、石川県輪島市や長野県飯田市などで導入されており、令和元年11月現在で実証実験中も含めまして全国で55の市町村で運行されているところでございます。

高齢者の移動手段や観光客の移動手段の確保という観点からグリーンスローモビリティは有効とされておりますが、時速20キロ未満で公道を走行することから、他の車両への影響が最大の懸念事項であり、安全性の確保から、交通量の多い幹線道路や道を譲るための待機スペースなどが無い道路、また遠距離の移動での活用については向いていないとされています。

さらには、冷暖房がないため、夏は暑く、冬は寒い、天候のぐあいによって運休せざるを得ないなどの特徴もございます。

そのために、導入について検討する際は、導入済みの市町村の状況などを十分踏まえるとともに、警察を初めとした関係機関との連絡調整を図っていく必要があります。

議員がおっしゃるとおり、新庄駅から県立病院までの区間につきましては、現在市営バスまちなか循環線を初め平日は毎日7路線33便が運行していることから、市営バスなどの活用を考えておりますが、観光地などを結ぶ交通の手段として活用できないかなどについて調査研究をしてまいりたいと考えております。

公共交通事業につきましては、今後も市民の皆様や関係機関とともに、グリーンスローモビ

リティーも含めたさまざまな公共交通手段の中から当市に適した方法を検討し、より利用しやすい公共交通の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** 県立病院改築に伴う問題点については、必要に応じ検討していくということで、何もしないということではなかったのので安心しております。

例えば歩道に関していくと、原課と私も打ち合わせさせていただきましたが、東口から想定される既存の市道を使った場合に1キロ弱と、既存の市道を使ってもそのぐらい。それから、多分新病院の一般車両の入り口が新庄曲川線踏切から国道13号までの間の中央部に大体位置するのではないかとこの設計ですので、私、短絡的にイメージしたのが、駅の東口から真っすぐ線路沿い用地買収を含めた形で直接県道へ出た場合、いずれにしろ中央部なので、距離的には大体1キロ弱とありますが、開業してからではなくて、恐らく想定される人数ほぼ決まってくるので、道路、令和3年度から4年度までにかけて道路改修が行われるというところに大体合わせた事前の対策が必要かと思うのですが、その件に関しまして、今のところのお考えで結構ですので、どういった予定でいらっしゃるのか再度確認します。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 病院改築に伴います市道の整備について、今後の予定というか、現在での計画ということでの再質問をいただいております。

現在のところ、先ほど市長からの答弁ありましたように、新たに整備されます県道、国道の

拡幅と、その整備によりまして、改めて車両の交通量の変化だとか歩行者の変化なども含めまして、改めてその実情を把握した上での検討をしたいという思いでいるところでございます。

また、既存道路につきまして、歩車道の分離ということも場合によっては車道を少しいじめた形で歩行者の安全を確保するような対策がとれないかなどということについてもあわせて検討してまいりたいと考えております。以上です。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** よろしく申し上げます。

いずれにしろ、まだ開業してからでも遅くはないのかなど。新しく交通の流れが、課長おっしゃられるように、抜本的な交通の流れが変わるということでございますので、ただ準備だけは必要かなと思います。

東本町の道路混雑は、市長も認識されておられるということで、これもできれば、病院の大体イメージ、建築が進んでくればイメージすると。道路に関しては令和4年度までの完成を目指すということですから、あわせてそちらのほうも、例えば商業施設と中の川の橋、誰が橋をかけるのか、あるいは誰が管理、これから責任を持つのかということは、あわせて広く、本市でしていかなければならないということは承知しているんですが、その辺は現在でも通勤時あるいは帰宅時に真っすぐ国道に出ないで商業施設のほうを迂回されて帰る方が非常に多いということで、地元の方々も非常に困惑しているんじゃないかなと思うんですね。その辺で一つ計画して、いざ橋1本かけるというのは非常に膨大な経費と時間がかかることですので、早期の決断が必要かと思うんです。その件に関してはいかがでしょう。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**奥山省三委員長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 新しい県立病院と商業施

設を連係できるような道路または橋をつくっての通行という形での御質問だと思っております。

実際、先ほど市長からの答弁にもありましたように、病院敷地と直接商業施設をつなぐような路線をつくることによりまして、車両も一緒に歩けるような形をとるとそこをショートカットされるようなことも考えられるということで、病院利用者に危険が伴う場面も考えられるということもありますので、歩行者程度であれば、見舞品の買い物など利便性の向上につながる場合も考えられるかと思っておりますので、こちらにつきましては事業者の県からの要請もしくは協議の中で進められることにつきましては協議の中で進めてまいりたいという形で考えております。以上です。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** 道路等の環境整備に関して最後の質問になりますが、新庄曲川線は、現状、本当に駅から非常に近い踏切を抱えているというところで、救急車両の搬入は国道からのアクセスで病院北側のほうになる。ただ、やはり駅に非常に近い踏切なものですから、なかなか停車時間が長いということで、ふだんからあそこを心配される市民の方々が非常に多い路線になっています。

あそこは当然県道ですので、市直営で工事ということはほぼ考えられないにしろ、例えば若葉町アンダーみたいなものをみんなイメージして「どうなるんでしょうね」という声が多数寄せられております。線路から交差点までの距離が短くて、実際これまでのアンダーパスを想定すると、県道と市道の交差点ですね、最初の信号、そこで最低でも65センチぐらい下がるのではないかという想定もあり、新庄市の都市計画にも大きな影響が及ぶ事項でございますが、その辺のところ、市民の方々の要望がふえてきた場合、これから市としてどのような対応をされ

ていくのかお伺いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 県立病院ができることによって交通事情が変化するのではないかという御提案、まさしくそのように捉えております。

以前、あそこの拡幅事業ということでかかったわけですがけれども、駅にかなり近いということで、あそこの線路の下をくぐすには相当の距離が必要だということ、あるいは上を通すということもかなりの、万馬町のような形の高架橋にするにもかなりの距離が要ということで、過去に断念したということ承知しているところであります。

それにかわることにしましては、最北精密のさまざまなことがあったことで、東側の道路を買収し、駅から東口を通して、それで屋根付きの歩道、今駐車場ありますけれども、あそこからリヴィントンの脇を通してゼネラルのほうに入るという道路を確保したというのが過去にございます。今のところは県としてもそこを通過して職員が通うということが想定されているところであります。

また、商業施設に入る道路が大変混んでいるわけですがけれども、運転者心理としますと、前のゼネラルのところは道路が絞られておりますので、一方通行的な形で、入られるとこっちから行けないという心理状態で、あそこを左に曲がってしまうと。そういうことと、また国道13号に出るときに非常に多くの車があるので、そこを左折するあるいは右折する時間がかかるということで敬遠していると思っております。

内部としても、あそこに信号ができるかどうか、信号ができるようにしていかなくちやいけないわけですがけれども、公安委員会としては距離的に信号を1つつくるなら1つなくしてくれというようなこともありますので、それは慎重にしなくちやいけないところでありますけれど

も、押しボタン式であるとか何々式であるとかそういう形で、あそこの道路が拡幅されると真っすぐ進むというようなことも考えられるのかなと思います。いろいろさまざま内部で想定しながら、訪れる人、また周辺を動く方々への配慮を十分に考えていきたいと思っております。

線路の下をくぐるということもさまざまな要望が出ていることも十分に承知しております。短いアンダーができるのかどうかなどについても担当に検討させたいと思います。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** 今の市長の答弁を聞いて、安心されている市民の方も多くいらっしゃるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

次に、電動の小さな移動手段、余り横文字を使うなという指摘がありましたので、新しい言葉なので、なかなか日本語表記が非常に難しいといったところです。

市長答弁の中では、観光の部分でもしかしたら活用できるのではないかということでした。

これは、誰でもインターネット上でアクセスすれば得られる情報、当然市長部局のほうが多く持っておられるので細かいことは今回触れませんが、例えば市長答弁の中では、50何カ所、既に市町村でやられていると。私が見たところ、サボって国交省のホームページから見たらありませんでしたので、30数カ所です。

実証実験の段階、それから実用化も進んでいる例もあるのかもしれませんが、私が拝見したところ、豪雪地帯ではまだやられてないと。我が市、残念ながらことしは雪が少なかったんですけども、いつもは1メートル超えの豪雪地帯であると。そのような地域、地理的条件の中で果たして国が推奨するような移動手段が有効なのかどうか。

または、一般論で恐縮ですが、自動運転とい

うものもかなり進んでおりまして、時速20キロ未満の車であればもっとハードルが低く自動運転ができると。豪雪地帯で自動運転可能な移動手段が確保できれば、私は今の地域住民の足としてというところを除いたとしてもかなり有効な考え方ができるのではないかなと思います。

今後の市長部局の考え方ですね、じゃ勉強はするのか、検証していくのか、まだ実証実験までほど遠いプロセスあると思いますが、今の考えをお聞かせください。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 議員おっしゃるとおり、グリーンスローモビリティを導入しているところは本当の雪国ではまだないのかなと。そして、55を導入しているところのうち44がまだ実証実験という段階です。

まだメジャーではないんでしょうけれども、ただ国交省の補助が車両を購入する際に3分の2という形であったんですけども、これが確認したところによると2分の1になっています。ということは、こちらの導入を考えているところも多くなっているのかなとも考えられるところかと思えます。

将来的にという話になりますけれども、今現在、国交省でグリーンスローモビリティの活用適性が高い地域としているのが、まずは公共交通サービスが十分に行き届いていない、道路が狭小で入っていけないとか需要がない、さらにはガソリンスタンドのない地域というのがもしかしたら将来的にそういうことが起こってくるのではないかと思います。また、高齢化が進展する地域や、最後に観光振興で使うというのが適性が高い地域とされております。

将来的にこういった電気自動車というか、家庭用の電源でも充電できるというのは大変効果的なんだろうと思いますけれども、こういったカートのような、本当に風通しがよくて、悪天

候に向かないというところもありますので、こちらはやはり実証実験というものをやってみないとわからないところもありますので、こちらはさらに詳しく調べた上で、実証実験をやるものならばやってみたいという気持ちもございまして、今現在すぐ実証実験いつからするかという考え方はございませんけれども、一つの選択肢として考えていかなければいけないことかと思えます。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 3月定例会一般質問、きょうが初日でございます、これまでも先輩議員が一般質問される中で、初日の市長の所信表明、かなり引用されている部分があるということで、私も、新しい概念でSociety5.0あるいは持続可能ということでSDGsとか、持続可能、それから新しい考え、やはりこれからは当然環境のことも考えなきゃいけない、国策であるんですが、我々基礎自治体としても取り組むべきところもあるというところで、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

最後に、3月いっぱいまで長年市の職員として御尽力された方が引退されるということですので、第二の人生、幸多からんことをお祈りいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時35分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

### 八鍬長一議員の質問

下山准一議長 次に、八鍬長一君。

(4番八鍬長一議員登壇)

4番(八鍬長一議員) お疲れのところですが、よろしくをお願いします。

勁草21、八鍬長一でございます。

私は、今、地方をめぐる大変厳しい情勢のもと、新庄市の総合力を高め、いかに次の時代に引き継いでいくか、それが市民の幸福につながっていく、そういう観点から今回は3点について質問しますので、よろしくをお願いします。

なお、一問一答で行います。

初めに、働く場の確保、工業団地の整備についてお尋ねします。

人間は働く動物であります。自分のため、そして家族のために当然ながら働きます。

工業団地ではありますが、昭和54年に分譲を開始した横根山工業団地は、平成2年に分譲が完了しております。山形航空電子を初め9社が操業しております。また、酒田北港の背後団地としてその当時大変苦労して立地した新庄中核工業団地は、最上モデル定住圏構想の主要プロジェクトに位置づけられ、210ヘクタールの面積を持ちます。昭和59年から分譲を開始し、現在では、きのう報告ありましたように56社が立地して、あと1区画を残すだけとなっております。立地にかけた先人、先輩たち、そして企業誘致に取り組んでまいりました歴代市長と関係者の皆さんに敬意を表するところであります。

そこで、ここ数年の間に立地に加速がかかったのはなぜでしょうか。それは言わずもがな、新庄市の地の利、とりわけ最近の高速交通網、高規格道路の整備により、東北の十字路であるという新庄市の立地に対する強み、それが大きいと私は思っております。間もなく東北中央自動車道が無料区間で新庄市までつながります。国交省は開通の時期については直前にしか発表しません。同僚議員も言っていますように、私

は工事の進捗状況からあと2年で新庄市までの縦軸はつながると推測しております。さらに、中国初め一旦は外国に行った企業が今はまた国内回帰の流れというものもあります。

そういう状況を考えたときに、新庄市は新たな工業団地の整備または拡大、それを早急に急がなければならないと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、八鍬市議の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、横根山工業団地、新庄中核工業団地の設置については歴代の関係者の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

当時、出稼ぎが中心のこの地域にあって、地元勤めながら、そして地域を育てていく、そういう人材が必要だという大きな構想のもとに工業団地が整備されたと、それが今、この新庄最上を支えられているということを実感しているところでもあります。

お尋ねの工業団地の整備についてであります。近年、おっしゃるとおり高規格道路網の整備進展などを背景に、中核工業団地においては平成20年度以降、毎年度1件以上新規の用地売買契約が締結されておりましたが、さらに昨日申し上げましたが、J-2-14区画の用地処分の議案を御可決いただいた結果、未分譲用地は〇区画5ヘクタールを残すのみとなりました。

また、横根山工業団地は、平成2年に既に分譲を完了しておりますので、近い将来、企業に紹介する工業用地が皆無になる可能性を踏まえ、新たな工業用地整備の方向性をどのように定めるか喫緊の課題であると認識しております。

この件につきましては、去る12月に関係各課の担当者による新工業用地検討会議を開催しまして、市有地の活用や民有地等の取得の両面か

ら検討に着手しておりますので、方向性が整い次第お示ししたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

壇上からの答弁とさせていただきます。

**4 番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番(八鍬長一議員)** 内部検討を始めたということでもあります。

私は、今後も、人口が減っても工業団地というのは新庄最上にとって大きく2つの理由があると思っています、団地を整備するということについて。

1点目は、新庄最上の経済の地域循環を新庄市がリードしてやっていくということです。そのことは、新庄最上の中で新庄市がまさに最上のリーダーとしての役割を果たせると思います。

経済の地域循環に関して言いますと、新庄市の製造品出荷額、工業団地が全てではありませんが、リーマンショックで一旦400億円です。400ですよ、40ではありません。400億円台まで落ち込んだんですが、現在は約600億円まで復帰しています。しかし、20年前には新庄市の製造品出荷額は720億円あったわけです。これが新庄市を中心としての経済循環になるわけです。それがサービス産業に行ったり消費に回ったりして最後は市民税になって返ってくるわけでもあります。

20年前の数字の700億円台まで製造品出荷額が復帰すれば、10年で7,000億円の出荷額になるわけです。1年で700億円といいますと大した金額ではないです。10年で考えた場合には7,000億円です。もうちょっと頑張れば1兆円まで行くわけですよ。人口が減ってもそういう生産力がちゃんと維持できれば市民1人当たりの所得はふえるわけですから、そういう点で前向きに進んでいってもらいたいと思います。

関連して、従業員数について言いますと、横根山工業団地が最近の数字では600人台、中核

工業団地は1,660人と聞いております。合計で2,270人、うち新庄市が1,277人です。全体に占める新庄市の割合は56%です。ほかほかの町村から来ているわけです。

先ほど言ったリーダーシップのことで言いますと、本当は生産年齢人口で新庄市の人、町村の人の割合を出せばいいんですが、持ち合わせていなかったのが単純に新庄市の人口で割ってみました。そうしますと2つの工業団地に勤務している新庄市民の率については3.6%という数字です。じゃ大蔵村から100人ぐらいしか来てないから、どっと数字低いなべなということでも割り返してみました。大蔵村で3.3%、鮭川村で3.5%なんです。新庄市とほぼ同じなんですよね。町村からとってみても新庄市の工業団地にかかる願いというのは相当大きいものである。しかし、工業団地は新庄市が中心になってつくっているわけですから、新庄市が頑張るかどうかによって町村への影響も大きいわけですから、そういう点でリーダーシップがとれるんじゃないかと思っております。

庁内の検討会議をしたということですが、造成までに相当時間かかるわけですよ。例えば横根山にしても2年、中核工業団地も2年です。意思決定してからですよ、こういうやり方で行くんだということですが。

その場合、検討する際に、開発手法、せんだっても話ありましたけれども、横根山工業団地については土地開発公社で開発したわけです。中核工業団地についてはその当時の経済産業省のもとにあった地域振興整備公団、その後中小企業基盤整備機構というところに衣がえをしたと聞いております。現在は産業用地については中小企業基盤整備機構はやめたということでありましたから、市が主体となって効果的な方法でやっていくためには土地開発公社を活用するしかないとは私は思っていますが、開発手法と、こういう有利な国の制度の方法があるのか、新庄

市が本当に単独でしなければならないのか。

そして、横根山工業団地については敷地がないと思うんです。それから、工業団地を考えた場合には必ず排水先といいますか、工業団地にありますから、必ずいろいろな排水が出ます。かつて横根山工業団地ではシアン化銀の排出の問題が出ましたし、中核工業団地では重油の大量排出という問題がありました。そういう点では水利権とかそういうことできちんと位置づけられておるところに配置しなければならないと思いますし、横根山は余裕がないと思います。

その場合、さっき言った開発の手法と、それからどこに目をつけるかということについては、私は中核工業団地、あれほどの大規模な整備をして210ヘクタール以上にちゃんとしたお金をかけているということと、工業用水もちゃんとしているということです。そして、高規格道路から近いということで、あそこの拡幅についても一度検討できないかと思いますが、いかがでしょうか。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 工業団地の現状については、今、八鍬議員がおっしゃったとおり、中核工業団地の〇区画残り1区画ということで、5町歩ということで、いよいよもって、ないような状況になってきておりますので、新たな工業用地の整備ということについては喫緊の課題ということで、先ほども市長答弁あったとおりでございます。

そんな中で、今、八鍬議員がおっしゃいました、開発をどう考えるのかという問題でございますけれども、当時、地域整備公団の部分については出向という形でそれなりのノウハウを持ち合わせた職員等もおったわけですがけれども、今現在そういったノウハウを持っている職員は全くいないという状況にありますので、これについては先般うちの職員を日本立地センターに

お邪魔させていただきまして、そういった支援をいただけないかという話をお願いに上がったところでございます。その部分については幾らでも御支援させていただくという形をいただいておりますので、当然市の開発公社しかり、新庄市の職員しかり、それぞれそういったノウハウの部分についてはないということで、そちらの支援をいただきながらそれぞれ工業用地の選定については考えていきたいと考えております。

また、新たな工業用地の選定という形で、とりあえず昨年12月にそれぞれ関係する担当者等で検討協議ということでありまして、市有地または民地とかそれぞれ候補地として考えておったわけでございますが、当然中核工業団地の隣のP宅盤であったりそういった部分も候補として上がっておりますので、なお十分精査しながら、また立地センターの支援をいただきながら検討し、さらに方向性がつき次第、皆様方にお示ししたいと思っております。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 内部検討を進めるということですから、私は予断をもってこうしなさいということはいませんが、幅広くフレキシブルにいろいろな角度から検討していただきたいと思います。

きのうの議案第19号でありますけれども、不動産所得のお金が一般会計に収入が入っているということで、実は私知らなかったんです。調べました。そうしたら地域振興整備公団というのが先ほど言った中小企業基盤整備機構というところに移っていて、平成25年に中小企業基盤整備機構から新庄市が残っている区画分の譲渡を受けたということでありまして。きのうの議案では3,600万円の収入でありましたが、譲渡を平成25年に受けたときの市で買った金額は幾らで、その後、分譲したことによって市の収入に入った分は幾らであるか教えてください。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

下山准一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 中小機構からお譲り受けたときの金額が2億800万円でございます。それから、その後それぞれの企業への分譲ということで9区画を売買しまして6億7,400万円でございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 議場でこんなことを言っているのか、不謹慎だと言われるかもしれませんが、いい商売だったんですね。2億800万円買って新庄市では6億7,000万円で処分したということですから、4億7,000万円、利益とは言えないでしょうけれども、入っているわけですね。そうしますと、そのお金は財政調整基金に入っているんでしょうか、財政課長で結構です。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 財政調整基金への積立額としましては、平成25年度では1,850万円ということでございます。

下山准一議長 暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後2時57分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 大変失礼いたしました。

売り上げが6億3,800万円ございましたが、用地の取得助成ですとか雇用促進奨励金の支払いもございましたので、その差額分の先ほど申し上げました1,850万円を最終的に残高として平成25年度に残ったということでございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 先ほどの私の単純計算では4億7,000万円ぐらい、市では譲渡することによっての利益が上がったのではないかということです、今までの累計を言っているんです。

それに関連して、新たに工業団地を整備するときには、多分一般財源としては使ってないでしょうから、そんなことは原則からちょっとうまくないですから、新たな投資のために使うべきお金だと思っているんですが、その点についていかがでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 大変失礼いたしました。

累計額といたしましては、今年度の補正予算の3,600万円を加えまして2億5,000万円ほどとなります。こちら財政調整基金の中でも工業団地の分として区分して管理しておりますので、今後新たに工業団地を造成していく際の資金になっていくと考えてございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） そういう点で、これからいろいろな開発をしていく点では、お金がないということはないわけでありますから、将来のために新たな投資をしていくということで、ぜひ工業団地の問題については早急に、今からでも遅いと思っています、本当に早急に方向性を出していただきたいなと思います。

続いて、2つ目の質問に移ります。

2つ目は、市民の健康寿命を延ばすために、温泉の開発について伺いますということで、午前中の段階で小野議員に市長が答弁していますけれども、「一定のめどが立った」という市長の答弁については、市民はがっかりすると思います。やはり公約として掲げたわけですから、市民は、どんなに小さく書いても、これから市の政策を担っていく人がどういう考えを持って

いるんだということはきちっと見ていると思います。私も至るところ回って「温泉頼むな」「温泉何とか頼む」ということを何回も言われています。一定のめどが立ったという解釈については余りにも人ごとに聞こえてしまうと私は理解しました。

なぜ市民会議をつくらないのかということですが、市民会議をつくってしまえば「本当につくねんねくなる」というところを考えるとのかなと余計なお世話で言うんですけれども、まず市民の意見を聞くということが必要ではないでしょうか。過去にも温泉が欲しいということでいろいろな文書が市に出されたり署名活動があったりしたわけでありますから、そういうことについて、今さら繰り返しませんけれども、ぜひとも温泉、新庄市に温泉が欲しい。

市長は先ほどの小野議員の質問に「閉まっているところが多い」と言っていましたけれども、どうも温泉についてはマイナスイメージばかり持っているように私は感じましたけれども、温泉が持っているプラスのイメージをもっともっと前に出していく必要があるのではないのでしょうか。

例えば、今までいろいろ言われていますように健康寿命ですね。今、新庄市の平均寿命は男性が79.6歳、女性が86.5歳であります。健康寿命については、いろいろ分析の方法がありますが、私は県の推計値を使いますが、男性についてはお亡くなりになる前の9年間、それから女性については12年から13年間、健康でない時期があつて世の中にお別れをするということになっています。

今の時代、安全安心とともに健康が世の中のキーワードだと思うんです。そういう点で、健康寿命を延ばしていくという点からも、不健康な時代を幾らかでも短くするという点で温泉の必要性を考えるんですが、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 健康寿命ということで温泉の開発についてという御意見、先ほど午前中の答弁でも、本合海地内に新庄温泉、油山温泉と呼ばれた跡地に民間事業者がサービスつき高齢者住宅でしたという報告をさせていただきました。

おっしゃるのは、市民会議をなぜなくしたか、もうちょっと健康寿命という観点からそれはするべきではないかという御意見と承ったところであります。

決して温泉を軽視しているわけではなくて、行政がどこまでそれをやらなくちゃいけないかということ、そのことについて研究が必要だということでもあります。これまで奥羽金沢温泉につきましてもさまざまな交渉経過がございました。きょう午前中も、山屋セミナーハウスに引っ張る予定をなぜやめたんだというようなお話が、当時の議会の議論の中で、さまざまな相手があることですので、その交渉の結果であったというようなことを申し上げたところであります。また、一昨年には買いたいという業者が来まして、そこも紹介させていただいたわけですけれども、交渉の結果、妥協しなかったということで、1億円から2億円であれば買ってもいいというようなお話をさせていただいたわけですけれども、それも交渉の結果、ならなかったということでもあります。

そんなことをしながらさまざまな御意見をいただいていることは確かであります。そんな意味で、先ほど申し上げられました、つくってしまえば、つくらなくちゃいけないということを中心に心配しているんじゃないかということも実際にはないということもございます。

その中で、新庄市の場合、正直申し上げまして、Aという地点を言うと必ずBが出てきて、Bと言うとCがというようなことの繰り返しがよく起きてくると。誰が決断するのかと。決断するとそれは違うというような、この繰り返し

が実はずっとあったということを承知しております。

決して市民会議を設置しないということではなくて、当分の間、見合わせていただきたいと。また、先ほど申し上げましたが、新たな温泉を展開する方々と健康寿命について話をするという機会もあるのかなと思って、そういう意味では当面の間ということで設置を見合わせていただきたいということを申し上げたところであります。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 当面の間という言い方ですと、民間の2つの施設があるからそれで満足しているわけではないと理解していいのでしょうか。後でまとめて答弁をお願いします。

今さらであります、温泉の定義について申し上げたいと思います。温泉と言われるのは、源泉温度が25度以上、リチウムイオンや水素イオンなどのいっぱい項目あります。19の特定の成分が1つ以上でも入っていれば温泉であります。そういう意味では、しみずの湯と言っているのかな、しみずの湯については正式には温泉という扱いには、申請すれば別でしょうけれども、なっていないと理解しています。

それから、油山の施設については、せんだって山形新聞に大きく載ったわけですけれども、あくまでも開放であります。本来の社会サービス型施設の風呂を一般市民に開放したいということで、それはありがたいわけですけれども、施設の目的でつくったものに市民が開放されて入るということです。同じ風呂なんです。

そういう点でもう一度市長に確認しますけれども、その2つで決して満足しているわけではないということかどうか、もう一度確認したいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 私への質問だと思いましたが、お答えをさせていただきますが、2つがあるから満足しているとかそういう問題ではないと私は思っております。

おかげさまで民間の方が開業してくれるという情報が入ったということでもあります。実際に現場に行ってみせていただきまして、検査成分をしっかりとしたいということと、あとはまちの中からバスの運行などについても考えたいということもおっしゃっておりますので、その辺の協議なりをさせていただくということもありませんかと思っております。

しみずの湯、固有名詞を出していいかどうかわかりませんが、あそこは冷泉ということでもあります。これまでの過去の中で、新庄市内の周りには温泉は出るけれども、まちの中は出ないというようなお話、実際掘ってみなければわからないだろうということで掘ったのがしみずの湯だということでもあります。

別の方も掘ってみたいというようなお話がございましたが、やはり莫大なお金がかかるということで、今のところは停滞しているという状況もございます。

市でどこまで持つかということが、将来への一定の形、そこには高齢者の健康寿命とそれから市の税の負担ということがどこまでの割合になるのかということはしっかりと計算しなければいけない。悪いイメージだけではなくて、いいイメージがそこにあるから来ると、ただし自噴できる温泉と沸かさなければできない温泉の違いもあると認識しておりますので、そのことはもう少し勉強させていただきたいと思っております。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** もう一度、健康寿命について言いますが、市の特別会計の予算の中でも、国民健康保険事業特別会計、それか

ら介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、この3つの会計を足すと75億円から80億円なんです。健康寿命が延びればその負担もおのずと小さくなっていきます。そういう点で考えれば、仮に80億円としますと、80億円の1%で8,000万円なんです。0.5%で4,000万円なんです。そういう大きな視点で温泉というものについて考えていただけないでしょうか。それでこの点については終わりたいと思います。

3番目ですが、障害者に優しいまちづくり、公衆トイレの改築について伺います。

今や全国どこに行ってもトイレというのは本当にきれいになりました。とりわけ自治体が設置する公衆トイレはそのまちの行政姿勢を示すと言われます。

新庄市の公衆トイレは、今3つの管理状態にあります。1つは管理施設に付随するもの、例えば文化会館とか。2つ目は公園施設にあるもの、最上公園なんかはそうですね。3つ目は、まちなかにある公衆トイレです。条例上は公衆便所となっていますが、あえて公衆トイレと言わせていただきます。このまちなかにあるものについては環境課が管理しているんですが、環境課で管理している公衆トイレは8つありますけれども、そのうちの6つの公衆トイレについて伺いたいと思います。

本日の山形新聞の1面にも載っていましたが、新幹線車両が大きく変わると載っていました。あれは国交省のガイドラインが変わりまして、車椅子が乗れる部分をふやすということでもあります。

新庄駅をおりて、まちの中を車椅子で回る想定で考えてみたいと思います。訪れる人は、この公衆トイレがどこで管理しているのかということは知る由もありませんけれども、このまちが、新庄市のまちが自分を歓迎しているのかという訪れる人の判断はトイレの快適さで判断すると思います。

そういう点で、本町、御堀端、北本町、横町、曙町に2つございます、曙町第一、第二、この6つのトイレについては障害者が利用できるような状態になっておるのでしょうか。現況と将来の改築計画についてお尋ねします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 障害を持った方が利用しやすい公衆トイレの改築、新築建設の御質問であります。新庄まつりのときにもNPO法人が障害者の車椅子の方をお招きして、新庄を、お祭りを楽しんでいただくというようなことがありまして、その報告が商工会議所の会頭に提案として届けられておりますので、それなども参考にしながら改修しなければいけないと思っております。

公衆トイレは市内8カ所、おっしゃるとおり、今のところ車椅子利用が可能な3カ所、残りの5カ所につきましては、手すりの設置、洋式便器の改修が進んできたところでありますが、段差や狭小のため、車椅子を利用できない状況になっております。公衆トイレの整備につきましては、優先度の高いところから順次、段差の解消によるバリアフリー化、車椅子利用者の方への対応、オストメイトなどの設備への対応が必要であると考えております。

今後、公共施設最適化・長寿命化計画、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、老朽化状況、利用状況調査を行い、建築の統廃合を検討し、計画的に整備してまいりたいと考えています。

また、市有施設におきましてバリアフリー化などの整備を進めておりまして、新庄まつりを初めとした市のイベントでも多くの方が公衆トイレを利用されていると認識しております。どなたでも快適に利用できる公衆トイレを整備することも一つとして、障害者に優しいまち新庄の実現に向けてまいりたいと考えています。

今後の計画となりますが、それにつきまして改築してないところを改築していくということになるわけでありましてけれども、私自身が感じているところは、横町が、あそこはやはり段差が高いということなので、そこをフラットにしなければいけない。新庄まつりあるいは観光客の皆さんにとっても、突き当たりの左になる、かなり使いやすい。私が目にしたところでは、あそこに車をとめて使っている方がかなりおりますので、あそこは第一義的に直さなくちゃいけないだろうと思っております。今後計画にどう盛り込むかであります。

あと北本町の駐車場については、一般的に駐車場の利用者のための公衆トイレとセットになっておりますので、あそこに付加価値をつけるのは相当工事の量が多くなるなということを考えておりますので、それは施設の利用をまず最優先に紹介するという事なのかと思っております。

また、大きな課題を抱えているのがアビエスの公衆トイレであります。公衆トイレに入らないわけですが、新庄まつりで出入りするところに公衆トイレがあるわけですが、あそこが非常に複雑になっておまして、お祭りのときに女性が非常にたまるということも現実でございますので、場所を反対側に移すなど、そのことも一つの案かなということで、内部と話し合っているところであります。

また、二ツ屋とか遠くのところについては、若干おくれるかもしれませんが、市内を中心に順次改修していきたいと思っております。

また、各施設におきましても、洋式トイレの導入を図りながら、多くの皆さんの利便性に適応していきたいと思っております。

そのまちが、来る人に対するどういう気持ちでおもてなしをしているかというのは、議員おっしゃるとおり、トイレがきれいであるという

ことは、訪れる人にとっても快適な空間を与えることができるんだろうなと私も認識しておりますので、そのような形で一つ一つ確実に進めてまいりたいと思います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 現状のものの改築ということでありますが、またそのほかに、新庄駅からおりてお城に向かっていった場合、いわゆるメインストリートなんですけど、御堀端のやつもまだ改善してないですよ、お城のすぐそばの公衆トイレ。

それから、駅前から本町までの間、ちょっと長過ぎるんじゃないかということで、特にまつり実行委員会あたりなどからも言われていると思うんですが、あの中間にもう一つぐらい観光客向けにあってもいいんじゃないかという提案がありましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

下山准一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 議員がおっしゃいましたとおり、御堀端は改修されていないところです。本町は車椅子が利用できるという状況になっております。

駅前から本町まで距離があるんじゃないかというようなことですが、やはり新庄まつりは大きなイベントでございます。また、ふだんの使用状況等もございますので、建築のスペース、それから必要であるかというところも含めまして各関係団体等とお話を進めて、今後の課題とさせていただきたいと思います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） スピード感を持ってやっていただきたいと思ひますし、先ほど市長からありましたから各課長には言いませんけれども、都市整備課、農林課、社会教育課、それぞ

れ公衆便所を持っているわけですから、市長答弁のように先を考えて研究していただきたいと思ひます。

以上3点にわたって質問しました。

最後に、書家で詩人であり相田みつをはこういう言葉を残しています、「水にぬれなければ泳ぎはできない」と。当たり前のことです。しかしなかなか含蓄のある言葉だと思ひます。

今、新庄市に必要なのは、何を考えるかとか何を語るかということではなくて、今すぐ決めたことを行動や実践に移すときであります。そのことが新庄市の総合力を発揮できるものであると思ひております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時30分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 叶内恵子議員の質問

下山准一議長 次に、叶内恵子さん。

（3番叶内恵子議員登壇）

3 番（叶内恵子議員） 勁草21、本日最後の一般質問をいたします叶内恵子です。お疲れのことと思ひますが、おつき合いいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

発言事項としては、「市が進めてきた行財政改革は市民を輝く笑顔にしたのか」という大変大きな題名になってはいますが、そこから質問させていただきます。

本市は、行政改革大綱及び行財政改革大綱を

策定し、行政改革に取り組み、24年目を迎えています。この取り組みを始めてから24年目を迎えると発言通告書に記述しましたのは、平成8年に策定された新庄市行政改革大綱から数えるという意味です。

しかし、昭和54年に策定された新庄市振興計画に目を通しますと、行政運営の効率化、簡素化を図る積極的な改善の必要性と、市行政の自主性、自立性の強化、市民の市政への積極的な参加を進めることにより、地方自治機能を高めていくための施策が講じられてきたということがわかります。このことを踏まえますと実に40年余り連続と行政改革に取り組んできたこととなります。

さて、市は、平成8年に策定された新庄市行政改革大綱に基づく取り組みをより一層有効な改革が必要であるとして、平成12年に新庄市行財政改革大綱が策定され、現在の第6次行財政改革大綱へとつながっています。

行財政改革大綱は、新庄市振興計画を実現するための体制整備を目的とすると位置づけられています。現在は第5次新庄市総合計画策定準備を進めています。行財政改革は、総合計画を実現するために欠くことのできない重要な取り組みです。総合計画と整合性を図りながら次期行財政改革大綱を策定するというのですから、新庄市に求められる新庄市に必要な新庄市独自の行財政改革の取り組みが計画される、今後されていくことを願い、質問をいたします。

本市が一貫して取り組んできた行財政改革の成果を伺います。

行財政改革によって行政と住民との関係はどのように変革をしたのか。また、行財政改革によって行政内部はどのように変革をしたのか。これまでの行財政改革を踏まえた、また将来に向かったの課題を伺います。そして、今後の行財政改革の展望を伺います。

以上について御答弁お願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

本市の行財政改革につきましては、平成8年に新庄市行政改革大綱、そして平成12年に新庄市行財政改革大綱を策定して以来、現在に至るまで事務事業の見直しや健全な財政運営を確保し、行政需要の変化に対応できる体制づくりを行ってきました。また、定員管理計画による組織のスリム化や行政需要の多様化に的確に対応する人材育成など、市民サービスを維持向上させる取り組みを行ってきたところであります。

現在進めている第6次行財政改革大綱は、第4次新庄市振興計画、いわゆる新庄市まちづくり総合計画を実現するために策定したものであります。

行財政改革の成果としては、それまで全てを行政が担っていましたが公共サービスの提供のあり方を見直し、指定管理者制度の導入や保育所の民間への移行、そして神室荘の民間化、学校給食の委託などを進め、民間のノウハウを幅広く活用しながらサービスの維持向上を図ってきたところであります。

この見直しにより、職員数は平成8年の413人から平成31年4月現在で134人減の279人となり、職員数の適正化を図りながら効率的な組織体制とし、これを財源として多様な事業を実施してまいりました。

また、財政運営においては、さまざまな収納対策などの歳入確保の強化を図ってまいりました。平成27年度からは将来を見据えた財政運営の指針となる中期財政計画を策定し、見直しを行いながら安定した財政運営に取り組んでおります。

組織体制については、行政需要に応じて課、室の統廃合を行い、また課内をフラット化する

ことで意思決定のスピード化と臨機応変に対応できる体制をとっているところであります。

人材育成につきましては、市の施策を進める上で最も基本的かつ重要なものと捉えております。そこで、市は新庄市人材育成基本方針に基づいて新庄市人材育成推進プランを策定し、研修を通じた人材育成に取り組んでおります。研修では特に職員のモチベーションを向上させるため、株式会社電通への長期派遣研修、全国市町村アカデミーや山形縣市町村研修所などで開催される各専門研修を実施しております。これらの研修を通じて自己研さんを重ねることで、時代の変化を読み、市民のニーズに沿った政策の立案や市の未来を切り開く能力を身につけられるような人材育成を図っているところであります。

これらの行財政改革を進めるに当たって、中・長期的な視点と市民の方の御意見や考え方をどのように反映させていくのが重要な点になります。市民の方で構成する新庄市行政改革市民委員会の委員の皆様のお聞きしながら行財政改革大綱を進行管理していくことが肝要であると考えております。このたび行政改革市民委員会から次期新庄市行財政改革大綱の策定に向けた提言をいただくことになっておりますので、その内容を重く受けとめ、次期行財政改革大綱に反映することで、まちづくり総合計画の実現に向けて進めてまいります。

来年度策定する第7次行財政改革大綱は、令和3年度からスタートする本市の最上位計画である第5次新庄市総合計画に掲げる事項を着実に推進するため、必要な財源、人材、施設などの限られた行政資源で最大の効果を上げるための土台となります。人口減少、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や施設の維持管理など歳出の増加が見込まれる中で、限られた財源と人材等を有効に活用しながら、市民満足度が向上する質の高い市民サービスを提供できるよ

う策定していきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** まずは、私も申し上げたわけですが、行財政改革というのは第5次総合計画を実現していくことに欠くことができない取り組みだということなんです。そもそも、平成12年や過去は別として、行財政改革の目的は何であると捉えていらっしゃるか、何を目的として行財政改革に取り組んでいるのかということをまず初めに伺いたいと思います。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 行財政改革、長年取り組んできましたけれども、その究極的な目的としては市民の方の満足度を上げる点と考えております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 市民の満足度を上げていきたいという御返答をいただきました。行財政改革の目的が第一番にそうであるということであって、大変うれしく思っております。

その中で、これまで昭和54年の振興計画から第6次の計画まで、自分も力不足なりに全て見させていただいて、それで国全体、全自治体の流れであったりということを見ながら、新庄市はどういうふうに進めてきたんだろうということをまず見てまいりました。

そうすると、これまで日本全体の自治体の行政改革の経緯というのは、1980年代以降、まずは国の主導によってせざるを得なくて進めてきた。そういう形があるものだから、第6次の計画においても、ずっと平成8年、平成12年も含めて取り組んでいくことが定員の管理であったり給与の適正であったり事務事業の見直しということがメインで、削減をしていく、費用を削減していくということがメインでどうしても進

められてきた。そして、いや応なしに自治体はやってきたというか、言うことを聞かざるを得ないという言い方も変ですけれども。

ただ、一部の先駆的な自治体と言われているところは、自分たちの自治体の規模であったり収入、市税であったりの状態を見て、そして早目に始めているところ、その始めているところというのは今既に次の段階に行っている、それは課長も皆さんもよくわかっていらっしゃるかなと思うんですね。

今回、今まで受動的な、第6次計画の中でマネジメントという言葉を使ったりしているんですけども、やはりNPMというか、ニューパブリックマネジメントというものを、画一的手法を採用したというか、そういった部分は否めないのかなと思って見ておりました。それをどう改革に、事務事業のPDCAにつないでいくのかということが本当に実行されているのか、なされているのかということにはちょっと不透明な状態なのかなと思っていたんですが、昨年10月の「広報しんじょう」にあるように、まず財政の再建はなし得たと公表していただいているわけです。

今後はというか、これまでの財政の流れも見ていくと、本当に一挙にスリム化をしたんですよ、新庄市。本当に一挙にスリム化をして、義務的経費というものを本当に抑えて努力をしてきた。そこが、その努力が実って、まず一旦落ちつけるのかなというところになったんだとは思いますが、その弊害というか、その中で市民が本当に、幾らこのまちに住んでよかったというまちにしたいと言っても、市民がこのまちに住みたいとどれだけ思っているのか、この声を本当に聞いていかなければいけないんだと思っております。それをまず聞くという、どうやって聞いていくのかということを取り組んでいかなければ、行財政改革を幾ら言葉で策定したとしても、本当の意味で市民はいつまでたっ

てもここに住みたいという気持ちにはつながっていかないのかなと思っています。

そして、新庄市にふさわしい改革の手法というのはどういうものなんだろうかと、開発が必要なのではないかなと思っています。

その中で、まず確認をさせていただきたいんですが、総合計画策定を今後、今もしていますけれども、第5次は若手が策定、すごい勉強されていて、いいものができていくんじゃないかなと思っているんですが、いい計画を策定したとしても、やはり実行していくのは市民であって、そして職員なんですよ。その計画の具体的ビジョンを市民に提示して、そして共同作業でまちをつくっていく、その実行していくのに職員の役割は本当に大きいわけです。

まず確認したいんですが、年度末で定年退職をされる職員の方もいらっしゃると思うんですが、退職者、中途退職者というのは今現在何人いらっしゃるのか、また何人になるのか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 中途退職につきましては、年度末ということで進めている分あるんですけども、これから取り消しもできる制度でもありますので、そういう点でちょっと発言は、実際予定者はいるんですが、ということで発言は控えさせていただきたいと思います。

しかしながら、年度途中で退職した職員というのは看護師養成所の職員を除けば2名というところです。

あとそのほか、行革のこれまでの取り組みも含めて説明させていただきたいんですけども、行財政改革につきましては、平成8年度から大綱を定めて継続的に取り組んできたところがあります。以前は行政サービスを全て市が行うという形で取り組んできたんですけども、そのあり方を見直して、例えば指定管理者制度の導入とか、保育所の民間への移行とか、あと神室

荘の民営化などを進めてきたところでは、

この結果、職員数が計画に取り組む初年度の平成8年は413人だったんですが、結果、平成31年度には279人と134人減っているというのが実態かなと思います。その部分について、結果、人件費の部分が雪対策関係の経費とか、あと福祉関係の予算に結果として長年流れてきた事実もあるのかなと感じています。

あとそのほか行革の効果としましては、民間へ移管とか委託した場合に、民間で新たな雇用も生まれていると感じていますし、あと指定管理者制度で図書館も含めてお願いしているわけですが、新たなサービスとか新しい企画も提案されていますので、そこも含めて行革の中の効果と考えているところです。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 行革を進めてきて、よい面がありますと、それは理解をしているんですが。

今回、中途退職を2名がされるということで、年齢構成、何歳代というくらいで結構なので、何歳代ぐらいなのでしょう。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 比較的若いほうの職員になります。中堅から若手というところでは、

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 職員の個人的なこともおありかと思しますので。退職の原因、仕事をやめる原因というのは、民間企業であっても何であっても個人のさまざまな理由があるかと思えます。

定員管理をされて今279名、皆さん頑張っている中で、行政資源というのはやはり人材なんだと思います。その中で、比較的若い世代の方々が早期に離れるということは、市民

にとっても大変残念でなりません。その離れる方の考えであったり将来のことであったり全て理解されていच्छゃるとは思うんですが。

平成30年10月に船井総研という研究所が自治体向けの組織力判断を実施しております。その結果の公表をしています。それを見ますと、この調査を見ますと自治体職員の約6割が仕事に不満を抱えているということが判明したということなんですね。

若くして早期退職を選ぶ職員がいるということを見ると、新庄市役所に対する職員の満足というのはどのようになっているのだろうかと思ってしまうわけです。ことしに限った話でもないかと思うんですね、その退職については。

市役所内において、職員の仕事に対する、または職場に対する満足度について調査を行っているのだろうか。また、調査を行っているとするならば、行財政改革の中でどういった点を改善していくべきなのか、そういう項目が上がっているのかどうなのか、市役所で働く職員の満足度を、仕事に対する満足度ということを考える機会というのが大変に重要だという調査結果だったんですね。どのように考えていच्छゃるのでしょうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 若手職員を含めて、我々も含めて仕事をどう捉えるかということになろうかと思えます。そのときに、仕事を通してどういうときに達成感を感じるかとか、そのときに初めて自分の存在というか、満足が得られるのかと思えますけれども、その中で職員一人一人が今の業務に、また公務員全体の仕事にどういう姿勢で、どういう考えで取り組んでいるのかという部分がまずあるのかなと思います。その中で、同じ仕事をして、達成感を感じる職員もいれば、そう感じない、受け取り方の違う場合もあろうかと思えますけれども、そこは我々公

務員としてこういう職種、こういう仕事内容があるということがわかって就職してきた部分がありますから、そこの仕事を全うするという責任はあるのかなと感じております。

職員一人一人がどの程度満足しているかという部分の一斉の調査は行っていませんけれども、異動希望調査の中で今の現状の仕事についての感想というのは、提出のあった職員分については把握しているところです。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 異動調査などで意向を確認している。

行財政改革の目的が、課長もおっしゃったとおり市民満足度ということなんです。そうしますと市民満足度と職員の満足度というのは非常に密接につながっているという研究結果が出ています。サービスプロフィットチェーン理論という理論名までついていまして、公共の福祉の増進を提供する行政サービスの提供者である自治体職員の仕事に対する満足度の向上がサービス受益者である住民の満足度向上につながっているというものだ。これは、それぞれの施策に携わる行政職員自身の心身が満足の状態でなければ住民に対して満足のいくサービス提供はできないということ、それは至極当然のことだと思います。

とかく自治体は、船井総研の研究者も言っていました、自分の内部の改革、職員E Sをはかる、評価する、そういった機会をととも低く見ているというか、していないというか、そういう自治体はかなり多いですと、それでは市民満足度がどういうものなのかというところに結局つながっていかないんだという指摘をしてらっしゃいました。

職員も窓口で笑顔でいてもらいたいと市民は思う方が多いと思います。行政の中でも、職員のE Sを高める、向上させていく評価方法であ

ったりそういったものを研究していただいて、ぜひ導入をしていただけないかなと思っておりました。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 今御質問のあった部分については、ある意味、自己啓発の部分で、どういふふうにして仕事に向き合った中でモチベーションを高めていくかということにもつながってくるのかなと思います。モチベーションの高い職員の方向に我々は研修を組んでいかなければならないと思いますし、そうすると自分の仕事の中の設定でも、目標とか、同じ内容でも早く質のいいものを提供しようとか、例えば接遇でも相手の市民の方に満足を与えることが我々の満足とか達成感になるような研修を組んでいきたいと考えております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 今回の職員E Sの質問につながっていったのは、他県、他市の議員の方の感想だったんですね。視察に新庄市にいらっしゃって、知っている議員の方だったので、電話を下さいまして、その際に説明を、視察に来た内容の説明については職員の方々は大変丁寧な事業説明をしてくださりました。例えばその会場で説明を受けて、そしてトイレに行ったりまた階下におりていたりということをされる中で、職員と会うわけですね、すれ違ったり。そうすると、他市のことで自分がそんなことを言って大変失礼なんだけれども、挨拶ができないと、ちゃんとした挨拶をした職員がいなかったと、そしてあとは下をいつもうつむいて歩いていると、これは大変基本的に大きい問題ですよ、新庄市に来て事業説明を聞いて不快な思いだったりそういったことは一切ありませんと、でも他人として見たときに、何か問題、何かあるのかなと。

そういった姿勢をやはりきちっと一人一人が見直していくということが大変重要なんじゃないかなと。そこに日ごろの、一事が万事とよく言われるように、日ごろの思いというか、そういったものが全て出てきてしまうわけじゃないですか。幾ら体裁を装っても不意にその状態の自分のところに出てきてしまうわけなので、その職員E Sというところを改めて、何らかやほり「おもしろくないな」であったり不満があるという状態があるのかもしれないと思ったわけです。そういった部分をもう少しわかり合えるというか、そういったことが必要なんじゃないかなと。

より一層、執行部の皆さんも理解しているように、ますます世の中が進んでいって、本当に行政職員一人一人がハイパフォーマンスで取り組んでいかないと、今と同じようなサービスというのがなかなかできていなくなるだろうなということを肌身に感じていらっしやるのではないかなと思うんです。そういった中で、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** ただいま挨拶の部分ございましたけれども、その部分については基本の部分だと思いますので、課長会を通じて、また各課のミーティングを通じて徹底してまいりたいと思います。

そういう御意見もある一方で、それは事実として我々反省して取り組んでいきたいと思いますが、例えば税務課の申告相談のときに非常にいい対応をしたという事実もありますので、そこら辺のそういう投書については掲示板に載せて、そういう取り組みもあるということを紹介しながら全体として対応してまいりたいと考えております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 職員E Sについてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市民のほうに目を向けてみますと、これも本当に基本のキなんです、平成12年策定の大綱の中には、行政改革の基本である来庁者への接遇、電話での対応についての改善と利便性を向上させる計画がのっています。平成12年以降はそれがなくなっているんですけども、来庁者への接遇は、全庁的にですが、改善されて、市民が市役所を訪れた際に利便性というのは向上しているのかどうなのか、行政内部でどのような評価をしているのか、また市民から何らか苦情であったり訴えであったり批判であったりそういう声があったときに、庁舎内ではどういう仕組みでその改善を図っているのか、そういった点について伺いたしたいと思います。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 接遇等も含めて苦情があった場合、まずその市民の方に事実関係とどういう経過があったということを総務課で確認しております。その事実も含めて、感想も含めて確認した後に、原課に行きまして、事実関係の確認をします。その中で、市民の方が感じた印象ということは事実ですので、そういう受けとめ方をされたということはそのとおりですので、原因はどうであれ、結果として何らかの問題があったのではないかということのやりとりを各課でしながら、それを課で共有してもらって、次につなげる形をとっております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 各課であったこと等が全て総務課に上がってきていないのかもしれないと今の御答弁を聞いて思いました。大変悲しい思いをした市民の方がありまして、泣かれまして、その対応によってですね。

そういったことの一つ一つを本当に共有でき

る体制というのを持っていくべき、市民サービスを充実していくといった場合に、いろいろな市民、いろいろな方がいらっしゃるの当然で、私も仕事柄いろいろな方とお会いします。その中で、話をちゃんと伺ったり、どういう対応ができるのかというのは、その人の人生というか、生活ということを基本にして考えて差し上げることができれば、行くところがなくて相談に来た市民が「市役所に来て、ああ情けない、何でこんなこと言われなくちゃいけないの」ということにはならないんだと思うんですね。そういった体制づくり、体制というか、心遣いというか、に伴って体制づくりというのも本当に重要であると思います。

あと電話の対応にしても、ある方が市民課に回されまして、そこで全く、環境に関する話だったんですけども、そうしましたら「うちの課ではありません」ガチャンと切られたということを知っています。

一人一人の職員の方が、職員にとって市民というのはどういう存在なのかということの基本から、基礎からというか、各課であったり年齢別であったりそういった研修であったり、とても大事なのではないかなと思っております。

昨年8月に税務課で新聞沙汰になった、ちょっといざこざで市民との問題があったと思うんですが、それがあってどういう対応を今されていますかというか、そういった話を税務課に伺いに行きましたら、課長がすごい取り組みをされていて、ぜひ課長の税務課の取り組みなども全庁的に、危機管理というか、そういったことをされてもいいのではないかなとつくづく思っています。

そして、これについてはお願いしたいなということなんですが、行財政改革をより実効的にならしめるために、外部評価という手法をよく取り入れている自治体が、先駆的な自治体は多いです。

その中で、新庄市、平成11年6月に、21世紀は環境の時代と言われているということで、環境保全都市を宣言したということから、市内外からとても高い評価を受けていました。その中で、環境保全を率先して取り組んでいくために、平成14年、ISO14001を認証取得していると思いますが、こちらは現在どのようになっていますでしょうか。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** ISO14001を認証取得した後、3年後に更新時期がございますので、その際更新しなかったということで、今現在に至っております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 当時は3年後なので、平成17年、18年、財政難という部分も否めなかったのかなと思うんですが、財政の危機というのは十分に克服したということですから、再度、せっかく取った認証制度で、最新版のISO14001が2015年9月に改訂されていて、そしてこれがすごいんですね。SDGsは初日から出ている言葉ですが、を実践する、新庄市もしなければならぬと。その実践するにおいてこの最新版のISO14001というのが非常に活用できるということなんですね。この最新版のISO14001を実行していくことで、SDGsを推進する駆動部のところにISO14001を活用することでSDGsに関するPDCAのサイクルが自然に回っていくんだと言われているということでした。改訂版のISO14001を運用している団体ありますので、自治体ありますので、にとってみればSDGsの運用はそんなに難しくないということになるということでした。これについて、ISO、もったいないなと私はとても思っております。

外部評価というのは非常に大事だと思います。

ちゃんと外部で査定が入って、自分たちの行政改革にかかわってくるので、全て。そうするとP D C Aをどういうふうに回しているのか、回し方すら教わる機会になったりとか、それにつながっていきますので、この認証というのはどうなんでしょうか、再度検討というのはいかなるものでしょうか。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 前回、認証の更新を行わなかった。当然金銭的な面もございます。それから、その認証を取得したことで職員の意識も高まり、通常業務の中で配慮できる活動が行えると。また、対外的に新庄市の環境に対する取り組みが広まり、信頼が得られたということがございます。

それから、今言いました金額の面ですが、認証の登録、審査を受けて認証登録する際に300万円弱程度、それから毎年小さな審査があるんですが、毎年50万円から60万円、3年後にまた200から300万円の認証の費用がかかるということでございます。

このとき培った取り組みの仕方、それから今後、市として、市役所として環境に取り組んでいくというのは当然のことですので、それをできる範囲の中で取り組んでいきたいということでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** I S Oの手法を活用して、内輪で、内部でやっているということにすぎないということなんですね。単なる内部的な事務事業政策評価ではただの型どおりとなるだけで、実質的に職員が、それを実施するだけで職員に疲弊感、疲労感が生まれてきてしまうと分析をされております。それをまさにそのままされているのかなと。

この分に300万円かかります、この分に50万

円かかります、何十万かかりますとおっしゃいますけれども、その手法を行政の内部改革のために取り入れて、それが本当に回っていく、活性化していくということが見えたときに、そして一人一人の職員の方の仕事のやる気であったり、それがハイパフォーマンスに仕事ができるという状態になっていったときに、300万円というのは決して高いんだらうかと思うところがあります。今やっているから考えられないという答弁なのかなと思うんですが、新庄市、変わっていただきたいなと思っております。

I S O14001でなくても、例えば三鷹市や滝沢市などで取り組んでいる、これもお金がかかるんでしょうけれども、行政経営品質であったり何らか外部の評価を入れていくということを選択していくことが、より一層、そして情報を公開していくということにもつながります。課長、再度、どうでしょうか。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 外部評価を取り入れることで、社会的な信用とか、また内部の職員によるP D C Aサイクルが確立されて、一旦確立されればそれを毎回よりよい方向に進めるだけであるというようなことは十分認識しているところです。I S Oを取得しなくても、まずはできる範囲で、その同じサイクルを続けていければ理想ではないかなと考えているところです。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** わかりました。これまでと同じ前例踏襲で、改革をちょっと遠慮して、文書はきれいにつくりますが、やっていきますというような方向性なのかなと、今のところはこの答弁で理解をしておきたいと思えます。

そして、よく「住んでよかったというまちをつくっていききたい」などと市報であったりいろいろなところで使いますけれども、この住んで

よかったというまちは、選挙以外にも住民の声が市政に届くまちなんじじゃないでしょうかね。住民意思が政策の形成に反映するための仕組みが整備されているということを含んでいると私は思います。しかし、行政機関に対する住民の影響力は極めて弱いというのが一般の実情です。

その中で、平成20年に策定された大綱を見ますと住民自治基本条例を検討すると計画に書いてありますが、その後は消えています。協働の推進指針の一番最初のやつにも住民自治条例を検討していくということが書いてあるんですが、それは次の計画書をつくったりしたときに、大綱をつくったりしたときに、どういうプロセスで、自治条例、自治条例でなくても、まちづくり条例であったりいろいろな形があります。その「検討する」という言葉自体がなくなって、今現在はどのような位置づけというか、どう考えているのでしょうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 行革大綱の大きな流れの部分なんですけれども、最初の平成12年当時は地方分権一括法絡みで、その流れの事務をどうふうにしてこなすかという視点で進めてきたところがあります。

その後の大綱については、合併の議論が出てきまして、合併の手法で行財政運営をいかに進めるかという視点の議論を重ねてきた経過があります。

その後ですけれども、協働によるまちづくりとか、今、住民自治基本条例という話が出てきましたけれども、そういう視点で議論してきた経過もございます。

そういう意味で、5年単位、10年単位で表現方法も含めて変わってきたところはございます。条例を定めるかどうかということは、そういう議論はあるにしても、今現在も地域に根差したまちづくりという視点は外せないと考えており

ますし、実際総合政策課でも取り組んでいるところでもあります。

それを踏まえて、今後新たに策定する大綱、どういう内容にするかということでございますけれども、その部分については行革市民委員の意見も聞きながら進めてまいりたいと考えております。

## 散 会

**下山准一議長** 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす5日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後4時21分 散会

## 令和2年3月定例会会議録（第3号）

令和2年3月5日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

### 欠席議員（1名）

11番 新田道尋 議員

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課 水道普及・整備室長	伊藤重勝
上下水道課 水道普及・整備室長	井上利夫	会計管理者 兼会計課長	吉田浩志

教 育 長	高 野 博	教 育 次 長	武 田 信 也
兼 教 育 総 務 課 長		兼 教 育 総 務 課 長	
学 校 教 育 課 長	高 橋 昭 一	社 会 教 育 課 長	渡 辺 政 紀
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	山 科 雅 寛
選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦	選 挙 管 理 委 員 会 長	小 関 孝
農 業 委 員 会 会 長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 会 会 長	津 藤 隆 浩

### 事務局出席者職氏名

局 長	滝 口 英 憲	総 務 主 査	叶 内 敏 彦
主 任	小 松 真 子	主 任	小 田 桐 まなみ

### 議 事 日 程 (第3号)

令和2年3月5日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番	佐 藤 卓 也	議 員
2 番	高 橋 富 美 子	議 員
3 番	佐 藤 悦 子	議 員
4 番	奥 山 省 三	議 員
5 番	庄 司 里 香	議 員

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

令和2年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤卓也	1. 子ども・子育て支援の更なる充実について	市長 教育長
2	高橋富美子	1. ケアラー（家族等介護者）支援について 2. 乳がんグローブの配布について 3. フレイル対策について	市長
3	佐藤悦子	1. 全世代への社会保障改悪の市への影響、市民の暮らしについて、市の考えを伺う 2. 教員の過労死が増える変形労働時間制は、市も学校も、選択してはならない 3. 少子化対策について	市長 教育長
4	奥山省三	1. 障害者にやさしいまちづくりについて	市長
5	庄司里香	1. フードバンク設立に向けて 2. 子ども達（不登校児）の学力低下を支える補足授業について 3. 市内で活動されているボランティアを支える為に	市長 教育長

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名。

欠席通告者は新田道尋君の1名です。

上下水道課長奥山茂樹君より欠席届が出ております。かわりに上下水道課水道普及・整備室長伊藤重勝君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**下山准一議長** 日程第1 一般質問。

本日の質問者は5名であります。

なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたします。

これより2日目の一般質問を行います。

### 佐藤卓也議員の質問

**下山准一議長** それでは最初に、佐藤卓也君。

（16番佐藤卓也議員登壇）

**16番（佐藤卓也議員）** 皇紀2680年、令和2年3月定例会7番目に質問いたします。市民・公明クラブ佐藤卓也です。どうぞよろしく願いいたします。

令和元年12月22日、「今和次郎コレクション」寄託記念シンポジウムに参加いたしました。会場となった雪の里情報館には多くの方が参加

しており、世相や風俗を観察・記録し研究する考現学の創始者である今和次郎の認知度の高さをうかがい知ることができました。

今回は工学院大学の御協力により、大学が所蔵する約5,600冊の蔵書コレクションのうち半数以上の3,500点を新庄市に寄託していただきました。その文化展として「雪調」と「今和次郎」の遺伝子を未来につなぐ」として、価値の定義や価値の創造、そして可能性の創造として、プレゼンテーションやディスカッションをしていただき、今和次郎と新庄の関係性を振り返りながら、積雪地方農村経済調査所及び雪の里情報館の歴史的・文化的意義をいま一度考えるとともに、今後、雪の里情報館にかかわる文化を継承・発展していき得る道筋を考える貴重な機会となりました。

これをきっかけに雪調としての今和次郎、農村指導者の松田甚次郎、登録有形文化財の「原蚕の杜」と点を線にすることで、新たな付加価値が生まれる兆しが見えると思います。

また、2月に5つの文化財が市の指定文化財に指定されました。有形文化財として、接引寺の彫刻が2躯、天満神社の歴史資料が1面、民俗文化財の有形民俗文化財として雪国の民具が一括、無形文化財として新庄亀綾織伝承協会の新庄亀綾織が1件、記念物として接引寺のまかどの地蔵1躯が指定文化財になったことは、とてもうれしい限りです。

これからも地域の宝でもあるさまざまな文化財を後世に伝えるため、しっかりと管理や保護に努めていかなければならないと感じております。

それでは、地域の宝である子供たちの環境整備についての質問に移りますので、どうぞよろしく申し上げます。

今回の質問は、子育てに関して1本限りに絞らせていただきますので、執行部の皆様におかれましては、市民の皆様がわかりやすい答弁を

どうぞよろしくお願いいたします。

現在、社会的な課題となっている少子化や子育て家庭の孤立化、そして待機児童などに対応するため、国や地域を挙げて子供や子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められており、平成24年8月に制定した子ども・子育て関連3法、これは子ども・子育て支援法と認定こども園法の一部を改正する法律、そして関係法律の整備等に関する法律、これは児童福祉法の改正ですが、この3法に基づいて子ども・子育て支援新制度は平成27年4月から施行されました。

この支援新制度では、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を進めるとともに、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を目指します。

また、待機児童解消のため、保育の受け入れ人数をふやすとともに、子供が減少傾向にある地域の保育を支援するとしております。

具体的には、①施設型給付及び小規模保育等への給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（支援者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども子育て支援事業」）の充実が主なポイントです。

市では、全ての子供たちの健やかな育ちと安心して子育てできる環境づくりのため、これから新しく制定する第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供の最善の利益が実現される新庄市を目指すとしておりますが、子育てしやすい環境整備をどのように行い、充実を図っていかれるのかをお伺いいたします。

また、子育て応援企業支援事業として、子育てしながら働くことのできる環境の整備を目指し、やまがた子育て・介護応援いきいき企業に認定される市内企業に対し支援をしており、そのような子育て応援企業や新庄市ファミリーサ

ポートセンターなどボランティア活動をしている方や団体など地域の方々とのような協力体制を構築し、環境づくりを強化していくのでしょうか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、佐藤卓也市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、1点目の質問であります子育てしやすい環境の整備についてお答えさせていただきます。

本市では、令和2年度から6年度までを計画期間とする第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画を策定しており、市民の皆様の御意見をいただくとともに、関係各課との調整を進め、具体的な施策を検討してまいりました。

事業計画では、5つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援法にのっとり子ども・子育て支援新制度関連事業のほか、既に実施しております子育て世帯の負担軽減策として、第3子以降児童保育料免除事業や発達に課題を抱える児童、その保護者、保育施設等を支援する乳幼児期からの特別支援活動事業など、さまざまな観点から子育て支援を行っていくこととしております。

今後も計画に沿いながら、また、見直しをしながら、さらなる推進を図ってまいります。

令和2年度からの新規事業として、市単独で行います第2子児童保育料半額免除事業、病児保育事業利用料助成事業などの実施により、国の無償化事業の対象外となっているゼロ歳から2歳の子育て世帯の負担の軽減や働きながら子育てしやすい環境の整備を行う予定です。

老朽化著しい公立保育所2所についても、修繕を行いながら、新庄市公共施設最適化・長寿命化計画に基づき、建てかえなどの検討を行っ

てまいりたいと考えております。

2点目の子育て応援企業やボランティアなど地域の方々との協力体制についての御質問でございますが、働く場が女性はもちろん男性にも働きやすい環境であることが、安心して妊娠・出産できる環境、働きながら楽しんで子育てができる環境につながっていくものと認識しております。

そのためには、企業も含め、地域ぐるみで子育てを応援する体制をつくり上げていくことが重要です。

子育てを応援する企業への支援といたしましては、県のやまがた子育て・介護応援いきいき企業の登録制度があり、優秀企業・実践企業・宣言企業に認定された企業には、要件に応じて奨励金や優遇金利の適用などさまざまな支援がございます。

本市の認定企業数は、優秀企業5社、実践企業10社、宣言企業31社の合計46社となっております。

市では、平成28年度からこの県制度に認定された優秀企業・実践企業に対し独自の上乗せ支援として、従業員の育児休業取得や小学校就学前の子を養育する女性を正社員として雇用した場合の奨励金の交付、指名競争入札参加資格者名簿における加点、市広報を活用した企業のPRなどを行っているところであります。

県制度では、子育てや介護など家庭生活と仕事の両立を支援するため、企業のワークライフバランスの取り組みを支援・充実していく方向と伺っておりますので、市といたしましても、今後も県の動きを踏まえつつ、子育てしやすい環境整備として企業における仕事と家庭の両立の支援に努めてまいります。

また、現在、地域の方による子供の預かりなどには、本市が委託しております新庄市ファミリーサポートセンターを御利用いただけます。地域の中で子育てを援助したい人と子育てを援

助してほしい人を結ぶ会員組織で、令和2年1月末現在で、会員数は協力会員33人、依頼会員110人で増加傾向にあり、今後も利用について周知を図ってまいります。

子供の居場所づくりとして実施しております子ども食堂や学習支援においても、地域ボランティアの協力をいただいているところで、今後も協力体制を構築してまいりたいと考えております。

子育てしやすい環境づくりは魅力あるまちづくりにつながり、行政組織の横断的な施策と地域住民の皆様の協力が必要です。今後も子育て支援施策についてわかりやすく発信するとともに、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** それでは、再質問させていただきます。

先ほど、一番最初に私が発言したとおりですけれども、地域の子供たち、私たちの子供は地域全体、そして地域で支えていくという方針が1つの市の方針でもあると思うんですけれども、そこをもう一度確認させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、西田裕子。

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 地域での子育てということについてですけれども、先ほど答弁がありましたように、まず、ファミリーサポートセンター、こちらの活用を今後も充実したやり方で行っていきたいと考えております。

ファミリーサポートセンターにつきましては、御承知のとおり、地域の方で子育てに協力した

い方、それから子育てをお願いしたい方、お互いに登録しまして、それをコーディネーターが調整しまして成り立っているという組織でございます。こちらのほうも、例えば今回のようなコロナウイルスによって学校が閉鎖されたり、ちょっとした保護者の用事で預かっていただきたいというような場合、自由に使っていただきたいというようなこともございます。

また、そうしたファミリーサポートセンター以外でも、先ほどありましたような例えば企業ですとか地域の方々のそういった協力によって子育てをしていくといった考えをしているところでございます。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** やはりそういったように、子供たちは自分たちの地域で育てていく、そして見守っていくということが市のスタンスだと思います。

それにおいて、今回、新しく策定する子ども・子育て支援事業計画においては、多分ニーズ調査を行っております。そのニーズ調査においてかなりいろんな意見が出たと思います。かなり厳しい意見もあったと思うんですけども、その意見を踏まえて今後どのような環境整備をするのか、まずお伺いしたいと思います。

その上で、いろんな意見があったと思うんですけども、やはりその分析をして立てていくという作業が必要だと思うんですけども、このニーズ調査を行ってどのような分析をなされたのか、大体でいいので教えていただければと思います。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、西田裕子。

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** このたびの第2期の新庄市子ども・子育て支援事業計

画を策定する上で、平成30年度に行ったニーズ調査でございます。

こちらにつきましては、今年度お示しさせていただいたとおりでございますが、回答結果の主なものとしては、まず、母親の就労率の増加、それから教育・保育を定期的に、幼稚園・保育所ですが、利用している割合の増加。

それから、知っている事業についてお答えくださいといった質問もあるのですが、それについては、わらすこ広場が96.3%、子育て支援センターが67.8%、ファミリーサポートセンターについては43.2%、SNSによる子育て相談は34.4%と、事業によっては開きがあることがわかりました。

また、放課後児童クラブの利用の希望の増加、特に高学年においても利用したいといった希望が多いといったところも、今回の調査では前回と違っていたところでもございました。

また、自由記載の中では、一番多かったのは遊び場についての要望です。それから、インフルエンザ等の費用や手当などについて、それから、保育所や学童の受け入れについて、そして小児科などの医療機関の充実への要望も多かったです。

こうした要望のほかにも、事業計画の中には、例えばひとり親家庭への支援ですとか発達に課題を抱える児童の子育てなどさまざまな課題を整理しまして、施策の展開の中にできる限り反映させてまいりました。

短期的・中期的な計画などもございまして、現段階では具体的な施策まで落とすことのできないものもありましたが、今後、令和2年度から6年度までの5年間の計画の中で中間見直しも令和4年度に行うこととなっておりますので、そうした社会情勢に合わせながら進捗状況を管理し、今後の計画の見直しを行いながら実施していきたいと思っております。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番(佐藤卓也議員) はい、わかりました。私もこれを読ませていただきまして、かなりコメント欄では厳しい意見が多かったなとは思っております。

この厳しい意見が多いというのは、新庄市に対してやはり希望を持っているからだと思えます。こうしたほうが新庄市がよくなるよとかこうしたほうがもっと子育てしやすいよという意見が踏まえますので、その分析をしっかり各課、要は子育て推進課だけではなく全庁を通じてやることで広がってくると思えます。ですから、ちょっとこういう質問をさせていただきました。

私も見たときに一番問題だと感じたのは、やはり家族の環境がかなり違っているなと思っております。というのは、昔は三世代同居が多かったなと思っております。私も三世代同居の1人ですけれども、今は核家族がふえております。市の国勢調査を見ますと、大体半分ぐらいがもう核家族になっており、そういった中では子育てする親御さんがいろんなアドバイスを受けられない、そういう状態になっております。

だとすれば、どこから情報を得るのか。親から教えていただけなかったときにはやはり今というネットとか、要はSNSを活用して情報を得られる。しかしながら、SNSの情報が全て正しいかといいますとデマも多く、もしかしたら間違っている情報もあるかもしれない。その取捨選択ができないからこそ、子育てがしにくい。そうしたときに生まれるのが、今はやっているのはワンオペ育児だったり、そういう言葉がはやってきていると思えます。

ですから、先ほども言ったとおり、やはり1人で悩む親御さんがいるならば地域全体で見守り、地域でその親御さんと子供と一緒にやる施策も必要だと思います。そのためにも子育て推進課だけではなく、健康課やそれこそ親が働いているならば商工観光課を含め、全庁挙げて取

り組む必要があると思うんですけれども、そこら辺をしっかりと今度つくる事業計画に盛り込んでいただき、しっかりとしたものをつくっていただくのが肝要だと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

下山准一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議員おっしゃるとおりでございます。

このたびの事業計画を策定する上でも、関連各課と調整をしながら施策に落とし込むといった作業をしまりました。また、今後、策定されます第5次総合計画ですけれども、そちらのほうとの整合性などもとりながら行っていきたいと考えているところです。

16番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番(佐藤卓也議員) ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、1つの例を挙げさせていただきます。これも市民の方からいただいた、こういうことがあるんだよというお話だったんですけれども、今は国の制度で3歳から6歳までは保育料が無償になるということになりましたけれども、先ほど言ったとおり、核家族がふえてきたときにゼロ歳から2歳までの保障がなかった。要は、会社が休めればいいんですけれども、会社の都合でなかなか休めないといった方がふえてきている。

そういったとき、今回もCOVID-19がはやりまして、子供たちが休みになったとき休めない。そうした場合にゼロ歳から2歳まで、でも本当は家で預かっていただきたいんですけれども、会社が休めないとなると必ず頼るのは保育だと思います。そういったときにやはり必ず負担が大きいわけですね。

そういった細かいところの政策も今後必要だと思うんですけども、来年の事業あたりでそういった政策をしっかりと保障する体制が必要だと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、**  
西田裕子。

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** このたびの教育・保育の無償化につきましては、3歳以上の子供たちについては該当になっておりますが、ゼロ歳から2歳の子供たちについてはこのたびは該当になっていないということで、それを受けまして、来年度の予定になりますけれども、ゼロ歳から2歳の第2子の子供たちについての保育料を幾らか経済的な負担を減額しようということの予定はしております。

また、先ほどのコロナウイルスについて、そうした場合の預け先といったお話もありましたけれども、こうした場合、新庄市におきましては病児保育事業を行っているところでございます。病児保育事業につきましても、できるだけ使いやすいようなことを考えるような施策を令和2年度には盛っておるところでございます。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。令和2年度からそういう事業を始めるということは、新庄市独自としてもすばらしいことだと思います。

しかし、この病児保育事業もしかりですけれども、知らなければ使えないわけですよね。せっかくこれからやると言っている、その情報発信の仕方をもっと少ししていただかねばわからないでしょうし、もしかしたら親の世帯はわかっているかもしれないんですが、おじいちゃんおばあちゃんの方々も地域の方々も相談を受け

たときに、こういう場所があるよ、ここにあるから行ってみなさいという相談ができる環境づくりですね。市民の方が知らなければ誰も使えない。要は皆さんに知ってもらうことが必要だと思います。その情報発信をしっかりとやっていただきたいと思います。

そこにおいてでも、その情報発信といった意味でも、新庄市のホームページを今回見させていただきました。特にCOVID-19がこれだけはやっていますので、新庄市でもどのくらいの情報が出ているのかなと思いましたが、さすがに国とか県の情報は出ていますけれども、ホームページの緊急情報には載ってなくて、そして、スマートフォンで検索しましたら下のほうの新着情報に出ていますよね。

果たして市民の方がそこまで見ますかね。これだけCOVID-19がはやっていて、いつ新庄市に来るかわからないといったときには、しっかりと上のほうに出して、検索しやすいようなホームページの作成も必要だと思うんですけども、そういったところの情報発信はもう少しするべきではなかったのでしょうか。それとも、各課から上がってきてなかったんでしょうか。そこら辺のホームページのやり方、作成の仕方ちょっとお伺いしたいと思います。

**関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。**

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 今回の新型コロナウイルス対策についての緊急情報というふうなことでよろしいでしょうか。はい。

2月28日に対策本部を設置してから28日その日に、イベントの中止関係についてはその日にアップさせていただきました。

ただ、施設の対応関係についてはすぐに載せられませんでしたので、昨日、生涯学習施設でありますとか学校でありますとかそちらのほうの対応状況も、少し遅かったんですけども、載せさせていただきましたので、今現在は見ら

れる状況になっております。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** わかりました。

私もきょう一般質問があるものでホームページのほうを見てなかったものですから、ちょっとどのような状況かなと思って確認させていただきました。

そのようなわけで、COVID-19がはやっているわけなので、小学校、中学校、高校全て休業になっております。ですが、その情報もやはりホームページに載っていない。さすがに保護者の方々はわかるんですけども、冒頭も言ったとおり、地域で子供を見守るという姿勢があるならば、小学校、中学校、高校までも含めてどのような状況になっているのかもお知らせする必要があったと思うんですけども。

そして、きのうの一般質問でも、半日ぐらい学校に行っているんだという話もありますでしょうし、ある程度どういう状況になっているかをやはり市民の皆さんにお知らせし、しっかりと今回は3月2日から春休みまで、報道では載っていますけれども、新庄市としてどうなっているかがちょっとわからなかったのも、やはりそういう情報提供は市民の皆さんは知っておくべき情報だと思うんですけども、その学校対策、そして、新庄市では関係ないと言われるかもしれませんが、県立高校も新庄市には3校ございます。そこもしっかり連携をとって高校の動きなども一緒に載せるべきだと思うんですけども、そこら辺は教育委員会としてどのように考えているか、よろしくお願ひします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 市内の小学校、中学校の情報につきましては、さっき説明ありましたように、ホームページで臨時休業の期間、それから、今、学校でも子供を預かっているわけですが、その内容等については情報提供させていただいたところでございます。

が、その内容等については情報提供させていただいたところでございます。

先ほどございました高校との連携については、実際は情報提供はしておりません。私立も含めて複数の高校がございまして、それぞれの正確な情報を私どものほうで提供するという事は非常に難しいと考えております。

ただ、緊急時の休業というそこに限っておきましては、やはり学校のホームページもあるとは思いますが、そのほかに情報提供の必要性も含めて検討はしていきたいと思ひました。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** 今回は国のほうで急に決めたことですので、やはりこれは非常事態宣言みたいな、通常とは違う対策が必要だと思います。

だとすれば、今回を踏まえて、こういうことが起きたときこういう行動をするんだ、要は日ごろから危機管理的なものを含めまして、やはりこういうときはこういうふうにするんだというマニュアルを今回がつくる1つの目安だと思いますので、ぜひともそういった情報提供の場をもっともっとつくっていただければと思ひます。ぜひともそこら辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほどの病児の方々の受け入れ体制もそうですけども、先ほど言ったとおり、両親が共働きだということはやはり家庭の負担が大きいわけですね。要は無償ではかかれなわけですので、そんな病児にかかったときの負担もある程度軽減し、ゼロ歳から2歳、そして、この病児保育は多分小学校3年生までだと思うんです。

核家族が多いと、小学校4年生はひとりで家庭に置いていいのか。休めない会社が多いわけですので。そうしたときに、やはり3年生までではなく6年生まで、6年生の方に家庭でひと

り置いて、特にインフルエンザの場合は何が起るかわからないといったときはすごく大変だと思っただけですね。そういったときの家庭的な負担とかを、もう少し人数をふやしたり、病児保育にかかりやすい家庭の方がもう少し楽にできるような体制も市も独自でやるべきだと思うんですけども、そこら辺の対策をどのように行うのか、もう一度よろしくをお願いします。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。**

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 病児保育につきましては、子供たち3人につきまして1人の保育士、それから10人について1人の看護師を常駐させることといった決まりがございます。そうしたことも踏まえまして、必要な経費などもございますので、そういったところで

また、定員についてですが、以前6名でやっていたこともあったのですが、やはりなかなかその利用について月ごとのばらつきが大きく、全体的に見るとなかなか充足していないといった状況でございました。そういったことから定員3名にもう一度落としたという経緯もございます。

そういったところもございまして、より看護の必要性の高い乳幼児もしくは低学年のお子さんを対象にしているといったところでございます。

以上です。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。さまざまな諸事情はあるんですけども、やはりここら辺をまだまだ改善する必要があるのかなとは思いますが、まず、そこに行くまで、やはり知らなければ使えないのかなと思います。

もしかしたら知らない方も多くて行ってない方も多いのかなと思います。先ほどもいろんなパーセンテージを伺いましたけれども、やはり知っている場所と知らない場所が多分多いのかなと思います。

その意味でも情報発信をしなければいけないでしょうし、そういったことで新庄市ではいち早く、平成27年ですか、LINEを使った子育てのほうに注視しておりまして、全国で初のLINEを使いました。

その中においても、最近ですとパワーアップして山形市はまたさらに大きな活躍で、法人向けのLINEアプリサービスを初めまして、自治体向けに無償化しているという報道がなされました。その中におきますと、タッチしますと市のホームページにすぐリンクしたりとかイベント情報、その中に子育て情報も入ったりしておりまして、6つのメニューが見られるというLINEだったみたいです。

そして、その登録者を結局ふやさなきゃいけないということで、山形市ではふやすためのことでは、市長室で市長と一緒に写真を撮った記念だったりとか、あと、ペアで宿泊費がいただけるようないろんなことをして登録者をふやし、情報を広く広めようとしていますけれども、新庄市でもこのLINEを子育てだけではなくて市民の皆さんに広く使っていただき知っていただくツールの1つとして考えられるんですけども、そのような考えは今のところあるのか、どのような考えか、よろしくをお願いします。

**関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。**

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 法人向けLINE公式アカウントサービスの活用ということだと思うんですけども、こちらのほうについてはまだ活用の検討はしておりません。

しかしながら、基本的に情報発信力というのは強化していかなければいけないと思いますの

で、当面の課題としてホームページのリニューアルというものを抱えております。そちらのほうを検討する際は、多くの課にかかわりがありますので庁内の横断的な組織による検討が必要かと思っております。それらの検討する中で、今言われたLINEサービス等の活用等も検討していけるのかなと考えております。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。人の玄関口は駅と言われますけれども、情報の玄関口はホームページだと言われておりますので、市のホームページも、今回の情報もかなり深くまで、何回もクリックしないと入っていけない。やはり一番最初の見開きのページにそういった情報を流していただければ、皆さんが見やすいと思いますので、ホームページの改修、アップデートも早目にしていただき、財政もかわることなんでしょうけれども、やはり情報の発信源の玄関口がきれいであれば入っていけないでしょうし、情報を皆さんがなるべく知っていただきたい。要は市のホームページはデマは流しませんので、そういったことをもっとも活用していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、子育てする前にはやはり子供を産んでもらわなければいけないですね。産む環境整備が必要だと思います。そこにおきまして、山形県のほうでは産科セミオープンシステムを採用しております。この言葉だけではわかりませんが、「妊婦健診は通院が便利な近所の診療所で、お産は設備が整った分娩施設で」というコンセプトで今回このシステムが構築されたと思いますが、やはりどういうシステムなのか知らない方が多いと思いますけれども、ぜひこの産科セミオープンシステムの仕組みだったり、どういう内容をわかればよろしく願いいたします。

**亀井博人健康課長** 議長、亀井博人。

**下山准一議長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** 山形県の産科セミオープンシステム導入モデル事業というのが、最上地域ではことしの1月20日からスタートしております。先ほど御説明一部していただきましたように、「妊婦健診は自宅や職場からの通院が便利な近くの診療所等で、出産は設備・体制が整った総合病院の分娩施設で」ということをコンセプトとしまして、診療所等と分娩施設が連携して妊婦の利便性の向上と安心・安全な出産環境の整備を図るものとなっております。

なお、最上地域においては、参加施設としまして、県立新庄病院、三條医院の2つの施設が参加施設となっております。

なお、このシステムを利用するには、妊娠の診断を受けた医療施設で、初めに共通診療ノートというものを発行しますのでそれを受けとっていただき、このノートを持参していただいて各種健診等をしていただくという流れとなっております。これまで以上に安心して出産ができる取り組みとなっているのではないかと思います。

なお、周知活動につきましては不十分な点もありますので、既にテレビ等で放送された部分もありますけれども、新庄市としてもPRには努めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。

これはやっぱり知らない人が多い。特に妊婦の方とかは皆さん知っているんですけども、お年寄りの方が知らないのかなとは思っております。

やはり知らない、新庄で産むのはだめだ、だめだからほかの市に行ったほうがいいのかと言われることも多いでしょうし、こういうシ

システムができることで、特に今回は最上地域全体を網羅していますが、新庄市内におきましてはやはり自宅や職場から近い、診療するときには自宅から近かったり待ち時間が短い、土日診療を行うことが多いというメリットもございますし、また、妊娠後期では異常がある場合は優先的に出産予定の病院が対応してくれたり、やっぱり緊急時の対応がいいという大きなメリットがあるわけですね。

ですから、新庄市でも産みやすい環境だよということをもっともっとPRし、たくさんの方にやっていただければ、もっともっと新庄市はいいまちだよ、産んでも大丈夫、子育てもしやすいよというメリットがもっと出てくると思うんですけども、やはりこういうシステムとかを妊婦さんや子育て世代だけでなくもっと多くの世代に広めていく必要があると思うんですけども、周知する必要があると思うんですけども、再度よろしくお願ひしたいと思ひます。

**亀井博人健康課長** 議長、亀井博人。

**下山准一議長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** 周知につきましては、今後より一層あらゆる機会を捉えましてしていきたいと思ひます。

なお、村山地域におきましては、昨年平成31年1月からこのシステムが運用開始されております。また、里帰り出産される方も年間何組かいらっしゃいますので、その方も対象となっているシステムとなっておりますので、その辺もあわせまして周知に努めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。

特に今回は県立新庄病院、三條医院、昔からある病院ですので、このシステムがなくても昔から構築されておりますでしょうし、やはり皆さんはわかっております。ですからこそ、さらに、

そういう協力体制が昔からあるこの新庄市だからこそ産みやすいんだよというPRも必要だと思いますので、ぜひそこら辺の周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

地域で子育てをするんだといったときに、やはり会社の協力がかなり必要だと思います。特に新庄市の場合は雇用が慢性的に不足している、そういう状態においても、企業のほうからしっかりとPRして、子育てしやすい企業だよという施策が必要だと思います。

その中において、国のほうで「くるみん認定制度」というものがあります。新庄市でも支援をしていると言ひますけれども、国の制度で子育て支援に積極的に取り組む企業に対して幾つかの基準とその実施、申請を経て厚生労働大臣が認定する制度、このくるみん認定制度がありますけれども、山形県において46の企業がそこに認定されたということですけども、新庄・最上においては1点も討論されていないこの認定制度ですけども、もしかしたらこの制度を知らなかったのか、それともなかなかハードルが高くて認定できなかったのか。そこら辺のことは調査が必要だと思うんですけども、まず、このくるみん認定制度について市ではどのように捉えているのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** くるみん認定制度についてお答えさせていただきます。

このくるみん認定制度については国の制度でございます。次世代育成支援対策推進法というのが、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境を整備するために、国・地方公共団体・企業・国民が担う責務を明らかにするものとし、平成17年4月1日から施行されておる法律でございます。

この法律におきまして、常時雇用する労働者

が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定し外部へ公表、労働者へ周知するとともに、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務づけされております。100人以下の企業については努力義務となっております。

ここの中の一般事業主行動計画のいわゆる達成度に基づいて、くるみの認定またはプラチナくるみの認定というのがございます。

今、議員がおっしゃったとおり、山形県においては、くるみの認定については46社、それからプラチナくるみにおいては3社ということで、残念ながら新庄・最上におけるくるみ認定、プラチナくるみの認定についてはゼロでございます。

この認定基準でございますけれども、ハードルが高いということで、例を申し上げますと、男性の育児休業等の取得についてということで、計画期間において男性労働者のうち配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が7%以上とか。それから、男性労働者のうち配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上かつ育児休業等を取得したものが1人以上いるとかというふうなことで、そのほかにも女性労働者の育児休業取得率75%以上とか等々ございますけれども、なかなか新庄・最上の企業におかれまして、今現在、働き方改革であったりとかいろんな部分で、当然企業の方々もいろいろ企業努力の中で育休の取得の割合を上げようとかということはやっておりますが、この認定基準についてそういったパーセンテージがございますので、なかなかハードルが高いという部分でその認定がゼロだということでございます。

ただ、これだけ若い方々が就職する上で地元に来ないという部分については、単純に給料が

高いということでその企業に入りたいという意識を持つのかという部分では、逆に、そういった育休制度であったりとか特別休暇であったりとか福利厚生がきちんと整っているところに行きたいというのが、今当然その辺がありますので、それぞれ企業の皆様方もそういった部分では、採用に当たってはそういった基準の見直しも結構見直しをしていっている状況にあるんだと思います。

以上でございます。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。

やはりこれは基準がちょっと高くて、なかなか最上郡内では難しいのかなと思うんですけれども、もしかしたらその前にこの制度を知らなかったということもあるのではないのでしょうか。

そこら辺も商工会議所がそういう情報は持っているのかなと思うんですけれども、そういうものを利用し、慢性的な雇用不足を解消する1個の手だてにはなるのかなと思います。

課長がおっしゃったとおり、これからはお金ではなくて、やはりこういう会社に入りたい、要はもっとPRする会社の努力も必要だと思うんですけれども、やはり知らなければわからないでしょうし、そういう情報がもしかしたら伝わっていないこともあるので、こういう制度も使ってみたら就職がふえるんじゃないですかという相談もできると思うんですけれども、そこら辺の協力体制や商工会議所との連絡体制を強化する必要があると思うんですけれども、そこら辺もいかがでしょうか。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 国のくるみ認定制度についての周知ということでございますけれども、実際にはやはり国のハードルが高いという部分があつて、なかなかないとい

ただ、その認定を受ける優遇制度という部分においては、いわゆる企業資産に係る割増し償却であったりとか落札方式での加点という部分があるわけですが、ただ先ほど市長答弁の中にもあったとおり、そのハードルが高いという部分を是正する部分では県でも、先ほど答弁させていただいていると思いますけれども、やまがた子育て介護応援いきいき企業という部分で先ほどお話ししたと思いますけれども、そちらのほうでも落札に係る加点であったりとか奨励金であったりとかいろんな形で支援するという部分の県のほうがありますので、最初はこちらのほうに企業に登録いただきながら、さらにそのハードルを越える部分でくるみんという国の登録認定制度もございますので、そうした部分についてはそれぞれ商工会議所と関係機関とも連携しながら周知していきたいと思っております。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** はい、わかりました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、今回は子育て1本に絞らせていただき質問をさせていただきました。そしてまた、今回令和2年度の予算ではかなり子育てのほうに予算を割いていただいたことに対して、これから予算を審議するわけですが、子育てには新庄市は力いっぱい入れているんだ、子育てしやすい環境なんだということをしつかりアピールする必要がありますので、しつかりとそのPRし、新庄市がもっとよくなっただけで1つの施策をしていただきたいと思います。

そして、3月をもって退職なされる職員の皆様に再度感謝申し上げます。長い間市勢発展のために御尽力をいただき本当にありがとうございます。皆様が言われるとおり、人生は100年時代でございますので、あと40年ございますの

で、その40年の間にもこれからも市のために御助言をいただき、よろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 高橋富美子議員の質問

**下山准一議長** 次に、高橋富美子さん。

(17番高橋富美子議員登壇)

**17番(高橋富美子議員)** おはようございます。市民・公明クラブの高橋富美子です。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目にケアラー支援についてお伺いいたします。

ケアラーとは、介護・看病・療育・世話、心や体に不調のある家族への気遣いなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことを言います。

ケアラーの4人に1人は老老介護や認認介護、育児と介護、老障介護、障老介護等のケアをしていると言われております。また、ヤングケアラーが学業を諦めたり、働き盛りの方が年間約10万人が介護を理由に退職を余儀なくされている現状です。

そして、ケアラーの2人に1人が心の不調を訴え、また鬱症状を訴えている方が4人に1人、また年間介護自殺者が約300人いるとも言われています。また、介護殺人、心中が10年間で約450件も起きていると言われております。

ケアラーはよりよいケアをする役割を求められ、精神的に追い詰められ、社会的に孤立しがちです。本市におけるケアラー支援の方策についてお伺いいたします。

また、ケアが必要な人のための法制度はありますが、ケアをする人、ケアラーを支援する法制度はまだありません。ケアラー支援条例の制定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目に乳がんグローブの配布についてお伺いいたします。

がんは日本人の死因の第1位で、今や2人に1人が罹患する時代です。特に乳がんは年々増加をしており、女性の11人に1人が生涯のうちに患うと言われております。また、30歳から64歳の女性の死因のトップが乳がんで、一昨年には1万4,000人以上の人が亡くなっていると言われております。

ピンクリボン運動やがん対策の推進によって、かつては2割程度だった受診率は44.9%、これは40歳から69歳まで2016年の調査ですが、44.9%まで上昇いたしました。受診率が7割を超える欧米諸国に比べるとまだまだ低く、いまだ多くの女性が検診を受けていないのが現状です。

乳がんは自分で発見できる可能性があり、かつ早期に発見し適切な治療を行えば9割以上が治ると言われております。本市においては、乳がん検診の無料クーポン券が対象者に配布されております。乳がんの早期発見と受診率の向上に向け、乳がんをセルフチェックするためのグローブ、手袋ですけれども、それを無料クーポンとともに配布をしてはいかがでしょうか。手袋は特殊な素材でできており、素手よりも感度が高まるため異常を見つけやすいと言います。

3点目にフレイル対策についてお伺いいたします。

フレイルとは虚弱を意味し、加齢により筋力や食欲が落ち、心と体の活力が低下した状態を

意味します。フレイルの状態になると、死亡率の上昇や身体能力の低下が起きます。また、何らかの病気にかかりやすくなったり、入院するなどストレスに弱い状態になっています。

例えば健常な人が風邪を引いても体のだるさや発熱を自覚するものの数日すれば治ります。しかし、フレイルの状態になっていると、風邪をこじらせて肺炎を発症したり、だるさのために転倒して打撲や骨折をする可能性があります。また、入院すると環境の変化に対応できずに、一時的に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自分の感情をコントロールできなくなることもあります。

転倒による打撲や骨折、病気による入院をきっかけに、フレイルから寝たきりになってしまうことがあります。フレイルの状態に家族や医療者が早く気づき対応することができれば、フレイルの状態から健常に近い状態へ改善したり、要介護状態に至る可能性を減らせる可能性があると言われております。

フレイルに気づき対策をすることが健康寿命を延ばすことにつながります。平均寿命と元気に過ごすことのできる、健康上に問題なく日常生活を送れる期間とされる健康寿命の間には、男性で約9年、女性では約13年の差があるという調査結果があります。

そして、高齢者におけるフレイルの発症率は70歳では20%程度、80歳以上になると35%近く、また75歳から一気に増加をする傾向があると言われております。

厚生労働省は、2018年度からフレイル対策事業を本格的にスタートさせているようですが、本市におけるフレイル対策の取り組みと現状についてお伺いいたします。

以上よろしくお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、家族など介護者に対する支援に関する質問でございますが、介護保険制度においては、要介護状態などとなった場合において、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として定められた事業のほかに市町村が必要な事業を行うことができるとしており、介護方法の指導、その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業もその1つとなっております。

本市では、昨年度まで家族介護者リフレッシュ事業として温泉などへの日帰り旅行や家族介護相互の情報交換会、介護方法を学ぶ講座などを行ってまいりましたが、毎年、参加者がなかなか集まらず、事業についての見直しが必要と判断し、本年度からその事業については実施しておりません。

個別の介護者の悩みや負担に対応できるよう包括支援センターが中心となって相談に応じながら、支援の強化を図っております。

現在、ケアラー支援条例の制定については考えておりませんが、家族介護者の皆さんが必要としている支援について改めて情報収集を行い、身体的かつ精神的な負担軽減を図れるよう、支援について検討してまいります。

次に、乳がん自己検診をするための乳がんグローブの配布についてであります。本市においても全国と同様にがんによる死亡が最も多く、全死因の約4分の1を占めております。平成29年のがん死亡率は人口10万人当たり363.9と、全国299.4より比較して高い状況にあります。このことから、がん対策については市の重要な健康課題として、がん検診と精密検査受診率の向上に取り組んでいるところであります。

平成30年度における市の乳がん検診の実施状況は、40歳以上の全体の受診率が37.0%で、7

名に乳がんが見つかっております。そのうち40歳から69歳までの受診率は66.8%で、国の目標値50%を上回っております。また、無料クーポン券の配布対象である41歳のクーポン券の利用率は34.6%となっております。

乳がん検診で実施するエックス線撮影によるマンモグラフィーは、医師の触診では発見できないごく小さなしこりなども映し出すことができる精度の高い検査となっております。がんの早期発見のためには定期的に検診をいただくことが第一と考え、市では休日検診や夕方検診、保育付検診日を設けるなど、検診を受けやすい環境づくりに努めているところであります。

あわせて自己検診を習慣化することも早期発見につながりますので、受診勧奨とともに自己検診の普及啓発も行ってきたところです。昨年10月の乳がん月間ピンクリボンデーにおいて、県から提供のありました日常のバスタイムを利用して乳がん自己チェックができる防水タイプのポスターを子育て中の女性に配布し、好評をいただいております。

御提案いただきました乳がんをセルフチェックするためのグローブの配布等も検討しながら、今後もがん検診や予防のための普及啓発に有効な資材などを活用し、がん対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康寿命を延ばすことにつながるフレイル対策についてであります。議員がおっしゃるとおり、健康と介護が必要な状態の間である虚弱を意味し、加齢により筋力や食欲が落ち心と体の活力が低下した状態であると言われております。

国では来年度から5年間のうちに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を全ての市町村で開始することとし、高齢者の心身の多様な問題に対応し、疾病予防、重症化予防に加えて社会参加を含む生活機能の改善など、フレイル予防に着眼したきめ細かな支援を行うことが示

されました。

当市におけるフレイル対策としては、高齢期の健康づくりの一環として、地域の老人クラブや地域ふれあいサロンなどへの出前講座を実施しており、今年度はこれまで32の団体やグループに利用いただいております。講座では運動機能の低下を防ぐロコモ体操の紹介、食事チェックによる低栄養予防、口腔機能向上、心の健康など介護予防、フレイル予防を目的に高齢期のさまざまな健康課題をテーマとした内容で実施しております。

今後のフレイル対策については、高齢者の通いの場を中心に普及促進を継続しながら、保健・介護・医療の連携体制の整備を進め、より効果的な実施方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、居宅介護を受けていらっしゃる数と世帯数についてお伺いしたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 居宅介護サービスを受けている方の数でございますけれども、要介護認定を受けている方のうち要支援を除いた要介護1から5の方、平成30年度末で1,712人となっております。

このうち施設に入ってサービスを受けておられる方、介護保険の請求から出した数字ですけれども、特養、それから介護保険施設、それからグループホームを合わせた数が476名となっております。

介護保険の施設以外での施設、有料老人ホーム等になりますけれども、こちらの数についてはなかなか把握するのが困難ですけれども、定員が430名分ぐらい有料老人ホームございますので、そのうち最上郡からも入ってきておられることを考えると300ぐらいとしますと、合わせて施設で介護を受けられている方が七百、八百ぐらいになるのかなということで、残りの900人ぐらいの方が在宅でサービスを利用しながら介護されているということになるかと思っております。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** 今、大体900名ぐらいの方が在宅ということでよろしいのでしょうか。ええ。そうしますと、この900名に対して世帯数はどのくらいになっているのでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 介護保険の被保険者数ということで人数という捉え方しかできませんので、世帯数というのはちょっと把握できておりません。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** なぜ世帯数かと申しますと、これは実際にサービスを受けている方、世帯の中で1人だけということはないと思うので、世帯を見たときにその受給者数の比較をして、世帯で1人、2人と複数の方を介護されている人がいるんじゃないかなと思って質問したところでした。

いろいろ、先ほどの市長の答弁でさまざまな介護をされている方に対する施策が行われておりまして、オレンジカフェでありますけれども、こちらはやはり認知症の家族の方の情報交換の

場と捉えているわけですがけれども、認知症だけではなくて、さまざまな障害をお持ちの方がたくさんおられます。なので、オレンジカフェとはまた違った、そういう交流の場が何か所かありましたら教えていただきたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 介護の相談につきましては、基本的には介護サービスを利用しておられるということはケアマネジャーがついております。ケアマネジャーのほうに相談いただくということが基本でございますけれども、そのほかにも介護保険の事業所で事業所独自に相談会をなさっているところもございます。

そういった制度の中での相談体制というよりも、むしろ身近なところで気軽に雑談の中でも介護の苦労などを話せる、そういった支えてくれるような話し相手になるような人が近くにいることが一番の支えになるのかなと思っております。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** もちろんサービスを使って、本当にケアマネジャーは親身になってくれておりまして、いろんなやっぱり知識も豊富ですし、本当に悩みがあったらこちらに相談したり、さまざま助言はしてくれます。

しかし、介護をされている方で、昨年でしたか、福井県で1人で3人の介護をしていた方がもう介護疲れなのか、3人を殺害してしまったという痛ましい事件がありました。もう大変だという思いを自分から発せないでいられる方も中にあるのではないかなと考えております。そういった人に対しての手だては本市ではどのようにされておりますか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 大変な状況を話せないまま自分で抱え込んでいる方もいらっしゃるかと思います。民生委員を中心にそういった御家庭がないかということで見守り活動をしていただいているところがございますけれども、民生委員はあくまでつなぎ役ということで、もしそういった御家庭があれば市のほうにその情報をいただきまして、時々緊急を要する場合も、虐待案件などでございますが、そういった場合は急遽対応することもございますし、あと、緊急を要さない場合でも、この先の長いかかわりが続くように慎重に支援に入っていくというような形で個別に対応しているところ です。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** あと、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアを引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供たちをヤングケアラーというそうです。

小学生ケアラー、中学生ケアラーの実態調査が、藤沢市内で全ての公立小学校・中学校・特別支援学校の教員を対象に実施されたと聞いております。その中で約2人に1人の教員がケアを担う子供に出会っているとの回答がありました。また、高校生におけるヤングケアラーの実態調査、これは大阪府のものでしたが、公立高校で調査が行われ、高校生のうち20人に1人は家族をケアしているとの回答がありました。

そこで、ヤングケアラーの実態については何か把握されていますでしょうか。

**高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。**

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 今、ヤングケアラーというお話でございましたが、小学校・中学校にいる児童・生徒が、家族にケアを要する人がいらっしゃって、大人が担うべきケアを引き受けて世話をしているというそういう事案があればというお話でございましたが、今、家庭環境においてケアそのものを主とした理由で不調を訴えたり学校に行かなくなったりしている児童・生徒は現在はおりません。

しかし、小さい子の面倒とか、これは保護者の方の環境ともかかわるんですけども、登校も含めて生活リズム等に課題がある事案はございます。過去も含めて複数ございましたが、保護者の方が行動に起こすことができない事案等については、関係する課と連携しましてケース会議を行ったり、それから見守りを続けているところであります。

教育委員会では、今後もしもそういう事案があれば、情報をいただきながら子供たちに寄り添って生活が落ち着くように支援してまいりたいと思います。

**17番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番(高橋富美子議員)** そんなに多くはないというふうな回答だったと思います。これからよろしくお願ひしたいと思います。

ここで、日本ケアラー連盟というところがあるんですけども、その中で、そのヤングケアラーの方の声が寄せられておりました。

僕は祖母の介護と引きかえに、友達、学業、仕事、そして時間を失った。本当は自分を理解してくれる人が欲しかった。誰か助けてと叫びたかった。みとった後、周りからは「おばあちゃんは孫に介護してもらって幸せだったね」と言われましたが、僕が本当に欲しかったのは僕と祖母の幸せが両立できる生活だったと思う。この方は10代から20代の後半までおばあちゃんを介護したヤングケアラーの声でした。

このような誰か助けてと言ったときに、周りにやはり受けとめてくれる人がいるということが本当に大事だなと思います。

あと、育児や介護を同時に担うダブルケアラーは何を負担に感じているのかという2017年の民間の調査がありました。精神的・体力的にきつかったり、子供や親の世話を十分にできないことのストレス、経済的負担などあらゆる面で悩みを抱えていることがわかります。女性の就業率が上昇し働きながらのダブルケアも多いことから、両立困難になるリスクが高まり、離職やそれによる生活困窮が懸念されます。ダブルケアラーの状況、またニーズ調査についての考えはいかがでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 今の議員のお話の中で、ダブルケアということさまざまな分野にわたる、高齢だけではなく、子供の部分、それから母子家庭など、障害者のケアと重なることもあるかと思います。

そういった広い分野にかかわることということで、ニーズ調査については今のところは考えておりませんが、現在の令和2年度に策定する地域保健福祉計画の中で検討して、そこでは分野ごとではなくて、広くわたる共通した課題ということについても計画の中で取り上げるようになっております。その中でダブルケア、それからヤングケアラーといったことに注目しながら取り上げてまいりたいと思います。

**17番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番(高橋富美子議員)** よろしくお願ひしたいと思います。

高齢者の介護のアンケート調査が届いておりまして、中身を見て感じたんですが、介護をさ

れる側の方の要望であったりさまざまあって、最後に介護をしている方の介護についての悩みとかそういった「どんなことに悩んでいますか」という欄は確かにあったんですけども、精神的な面とかそういう介護をしている方の悩みとかという欄がなかったように思えて、下のほうにでもいいですので、何かちょっと括弧書きで「何か悩んでいることありませんか」みたいなことが添えられていただけたらよかったですかなと思いました。

そしてまた、そういった悩みに対してはいつでも相談を受け付けますよということを、ちょっと一言でもいいですから、その中にあればよかったですかなと感じておりました。今後、もしそういった調査があったときには、ぜひお願いしたいと思います。

今、いろいろお聞きしまして、先ほど企業のほうで子育て・介護のワークライフバランスということで、企業に関してはいろいろな取り組みも始まっているようですけれども、勤めていらっしゃる方も多数いらっしゃるわけで、これからはやっぱり地域包括支援センターとそれから子育て世代の包括支援センターが連携することが必要だと思いますが、その点、よろしくをお願いします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 包括センターという名称のところ、子育てから介護に当たるところ、それから支援する相談窓口としましては、自立生活支援センターなどもございます。それらの相談窓口、共通した課題ということで連携して取り組んでまいりたいと思います。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** はい、ありがとうございました。

続いて、乳がん検診の先ほど受診率も66%ということで、大分上がってきているんだなと思いましたけれども、今後、さらなる受診率の向上に向けて新たな取り組み等があればお願いしたいと思います。

**亀井博人健康課長** 議長、亀井博人。

**下山准一議長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** 新たな取り組みということですけれども、高橋議員のほうから乳がんグローブの配布ということで新たな提案をいただいております。これまでこういった取り組みを新庄市ではしてきておりませんので、この乳がんグローブの採用につきまして検討を進めてまいりたいと思います。

また、これまで同様に電話によるお願いやはがきによるお願い等を組み合わせまして、受診率が高まるように努力をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** ぜひよろしくお願したいと思います。

先ほど、セルフチェックということで、県のほうからいただいたチェックシートを渡されたということですが、これは本当にいいものだと思いますので、ぜひもっと多くの人に普及していけたらいいかなと思うんですが、いかがですか。

**亀井博人健康課長** 議長、亀井博人。

**下山准一議長** 健康課長亀井博人君。

**亀井博人健康課長** 検診になかなか来ていただけない方も現実にいらっしゃいますので、セルフチェックするためのグローブであったり、さまざまなものがあると思いますので、そういったものを活用して、どれがより有効かということはありませんけれども、検討を進めてまいりたい

と思います。よろしくをお願いします。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** はい、今後ともよろしくをお願いします。

最後に、フレイル対策について再質問させていただきます。先ほど地域ふれあいサロンのことが答弁されましたけれども、町内会組織は200ぐらいあると思うのですが、その中の限られた地区でしかサロンというのは行われておりませんけれども、今後のそういった取り組みと、それから課題等について再度お伺いしたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 地域ふれあいサロンは年々、わずかずつですけれども増加傾向がございます。その中心となって活動していただく方の育成ということがやはり一番必要なのではないかと感じているところでありまして、各地区に置いております健康福祉推進員の方にできればその中心的な役割を担っていただきたいということで、研修会などを開催しているところでございます。

一方、課題としましては、やはりその中心となっている方が高齢などによって次に受け渡すときに、なかなか次に引き受けてくれる人がいないというようなことで、サロンそのものが縮小していったり衰退してしまうことが課題となっているかと思えます。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** やはり後継者の育成ということが大事なのかなと思います。

先日、日新学区の婦人会の皆さんと学区内の議員との意見交換会がありました。その中で高

齢者のための居場所づくりの御提案がありましたが、これはいつでも気軽に入れて運動したりカラオケをしたりお茶飲みをしながら談笑をしたりとか、これはやはりフレイル予防につながる場所になるのかなと思っているんですけども、先ほど課長からもありましたけれども、こういった居場所づくり、もっともっと取り組みをしていただきたいと思うんですが、再度お願いしたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 社会福祉協議会のほうでサロンごとの取りまとめを行っているところですが、その中でサロン同士の交流ということで、どんな活動をしているかという情報交換なども行っておりまして、そういう中からそれぞれやってみたいなというようなものをお互い情報提供してもらおうということで、広がりを持たせていきたいと思っております。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** はい、わかりました。

あと、高齢者ボランティアポイント制度というのがあるんですけども、そちらのほうの現在の登録者数と活動内容についてお伺いしたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 登録者数につきましては、ちょっと今手元に詳しい資料がございませんのでお答えできませんけれども、活動内容につきましては、高齢者の施設を中心に限定的な活動ということでしたけれども、

それからもう少し広がりをとということで、認知症カフェの運営のお手伝いにもポイントがつくような形ということで、一步進めているところ  
です。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** はい、わかりました。  
ありがとうございます。

フレイルについてはまだまだこの名前自体が、  
中身はわかると思うんですけども、フレイル  
とは何だろうということがあると思うので、ぜ  
ひ周知徹底をよろしくお願ひしたいと思ひます。

きのう、市長の施政方針に、「もう誰ひとり  
取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある  
社会の実現に向けてSDGsに取り組み、新し  
い時代の流れを力にしようとしております。本  
市におきましてもこれからの取り組みを踏まえ  
た政策の検討を行う1年としてまいりたい」と  
このようにありました。

SDGsの17の目標のうちSDGsの3番目  
に「全ての人に健康と福祉を」とあります。本  
市においては平成6年に健康・福祉都市宣言を  
しております。どこよりも健康・福祉に関して  
は新庄が一番と誇れる政策の実現に期待をし、  
一般質問を終わります。ありがとうございます。

最後になりますが、この3月で任期満了で退  
任されます副市長を初め、退職をされる職員  
の皆様、長い間大変お疲れさまでした。今後とも  
新庄のためにお力添えをよろしくお願ひいたし  
ます。ありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたし  
ます。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長のかわりに上下水道課下水道業  
務普及・整備室長井上利夫君が出席しておりま  
すので、よろしくお願ひいたします。

## 佐藤悦子議員の質問

**下山准一議長** 次に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

**1番（佐藤悦子議員）** 日本共産党を代表して、  
一般質問を申し上げます。

10月に消費税が増税されました。消費税導入  
から32年になりますが、延べ国民から424兆円  
吸い上げました。その間、法人税の減収額は  
306兆円、所得税、住民税の減収額は280兆円  
です。そして、国債の残高はこの32年間で約5  
倍にふえ、過去最高額を更新し続けております。

消費税が社会保障のためではなく、大金持ち  
の減税、大企業の減税、大型公共事業のばら  
まき、大軍拡に消えていったということです。

積年の野望であった消費税10%増税を行った  
自公政権が、社会保障費の抑制に向けて、全世  
代への負担増攻撃を打ち出しました。それは全  
世代型社会保障と名づけられ、全世代への社会  
保障の改悪です。社会保障のためではない消費  
税増税であったということが明らかになってい  
ます。

この新庄市への影響、市民の暮らしについて  
市の考えを伺いたいと思ひます。

①として、マクロ経済スライドという年金政  
策によって、2046年には基礎年金水準が3割減  
となり、給付額は延べ7兆円減ると言われてお  
ります。現在、満額で6万5,000円の年金が、  
今の三十七、八歳の方は同じ金額の保険料を掛  
けても月4万円までの年金しかもらえないとい  
う状態になります。被害を最も受けるのが若者  
世代ではないでしょうか。市としてこれに対し

何らかの対策を打つべきではないでしょうか。

②として、県の医療計画・地域医療構想で県立新庄病院の入院ベッド数を減らされております。2019年10月末388床だったのに現在343床へ減らされました。令和5年に新しい県立病院になります。そのときは325床へと減らす計画となっています。

去年、市民のある方は、肺炎で高熱が出た高齢者でしたが、ベッドがないから入院させられないとお医者さんに言われた人がおりました。大変困ったそうです。市は地域医療充実のためにどう取り組んでいるのでしょうか。病床削減をやめ、医師の抜本的な増員、診療報酬の大幅な引き上げこそが必要ではないでしょうか。

また、75歳以上に対する窓口負担2割という負担増は、受診抑制、健康格差を深刻にし、重症化による給付費増大を招くのではないのでしょうか。市として何らかの対策を打つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

③として、介護施設に入所する月収10万円から12万9,000円の方々の食費負担を月2万円引き上げるといった計画が打ち出されております。高齢者への負担増は高齢者の命と暮らしを破壊するとともに、現役世代の負担増となり、介護離職に拍車をかけることになるのではないのでしょうか。

また、市の特養ホームの待機者の現状と解消対策はどうでしょうか。

④として、国民健康保険に対して自治体独自の法定外繰り入れに、新たな罰則が2020年度から導入されるとのことです。そして、国民健康保険税の値上げを迫ろうとしております。

しかし、国保法77条、地方税法717条に基づく減免のための繰り入れは、削減解消しなくてもよい法定外の繰り入れとして扱われております。子供の均等割の減免、子供の数の多い世帯、ひとり親世帯、障害児や障害者のいる世帯、また所得が生活保護基準を下回る世帯などは、特

別の事情として市独自の減免が適用できるのではないのでしょうか。

また、国民健康保険の資格証や短期保険証の発行はやめるべきではないのでしょうか。ある市民は「腰が痛くて痛くて」と言いながら働いておりました。「医者に行ったら」と言ったら「お金がないから行けない。救急車で運ばれてからだ」みたいな話をしておりました。これはまさに受診抑制、重症化する市民が目の前にいるということで私は震える思いがしましたが、そういうことがないようにすべきではないかと思うのです。発行をやめるといった市も出ております。

⑤として、保育について公定価格の引き下げ、予算の削減を行う国の動きがありますが、現場では「今でもぎりぎりだ、下げられたら運営は困難になり、保育所不足や待機児童問題は深刻化されかねない」という声が上がっています。市内の保育施設への影響をどうお考えでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

2019年12月4日、過労死がふえる、先生を続けられなくなるなどの強い反対の声を押し切って、安倍政権は、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案を強行成立させました。

1日8時間労働の原則を崩し、繁忙期の忙しい時期の所定労働時間を最大1日10時間まで延ばし、閑散期、公立学校では夏休みのまとめ取り、具体的には5日間程度の休みが想定されておりますが、こういうふうにできるようにという制度です。

しかし、制度は完全選択制です。市や学校が導入するかどうか、いずれも自由です。各学校で導入するか毎年度決めることにもなります。教員の過労死がふえる変形労働時間制は市も学校も選択してはならないと考えます。

そこで①ですが、子供の不登校は全国で13万

人とふえています。学習嫌いの子もふえています。本市ではどうでしょうか。

②として、夏の休日まとめ取りは、変形労働制を導入しなくても可能ではないでしょうか。例えば行政研修や部活動の各種大会などの夏の業務を大幅に削減し、業務のない期間を設け、教員が実際に夏休みをとれる条件をつくる。また、休日出勤や超過勤務に対する代休保障を厳格に行って、年休取得とあわせてまとまった休みをとれるようにするなどできるのではないのでしょうか。

③として、国のガイドライン（残業月45時間、年365時間以下遵守）が、変形労働時間制の導入の条件となっています。本市の教員はガイドライン以下であると確認されることが導入の前提ではないかと考えますが、どうでしょうか。

④として、勤務時間管理が不正確では、導入はできないとされています。勤務時間の虚偽の報告は懲戒処分ともなり得ると言われています。管理職と事務職員に相当な負担増と困難が生じるのではないのでしょうか。

大きな3つ目の質問は、少子化対策についてです。

①として、合計特殊出生率が全国平均及び県平均を下回り、新庄市は2017年は1.36だったということが公表されました。低賃金、不安定雇用で安心して子を産めない雇用状況になっていることが最大の原因ではないのでしょうか。

②として、学校給食費の無償化、高校までの子供の医療費の無料化、給付型、返す必要のない奨学金制度の充実を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

③として、子供の健康のために有機農業を支援し、学校給食、保育給食に利用拡大を図ることによって子供の健康を守ることが大事だと思いますが、どうでしょうか。

以上。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

公的年金制度は、現在の現役世代が納めている保険料によって年金受給者に年金が支給される、世代と世代の支え合いにより運営されています。国におきましては、公的年金制度の長期的・安定的な運営のため、給付と負担のバランスを保ち将来の年金水準の確保につなげるため、賃金・物価の上昇による年金の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を保つ仕組みを導入しております。

市民課で担当しております国民年金事務につきましては、法定受託事務でありますので、制度の枠組みにつきましては国で決定されるものと考えております。

全国市長会では、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることを盛り込んだ提言を国に提出し、その実現方について要請しております。今後も年金制度改正に適正に対応してまいります。

次に、地域医療対策についてであります。最上地域の医療のあり方については、平成30年3月に策定されました第7次山形県保健医療計画が示され、最上2次医療圏では、基幹病院である県立新庄病院の地域救命救急の機能強化などの医療提供体制、疾病対策、在宅医療の推進に取り組むこととされております。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据えた山形県地域医療構想に基づき、最上構想地区においても病床機能の再編が進められております。

本市における地域医療対策については、新庄市夜間休日診療所の運営や最上地域保健医療対策協議会において事業を行っております。対策協議会の事業としては、医学生研修会、地元出身看護学生の研修会、地元出身医師への情報発

信など医療従事者確保対策事業、小中学生及び高校生を対象に看護師等が学校に出向き、将来医療職を選択していただくよう動機づけ学習会などを行っております。

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度関連では、現役並みの所得者以外の自己負担1割の所得階層を対象に、新たに自己負担2割を導入しようとする議論が厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で本格化しています。

これに先立ち、政府の全世代型社会保障検討会議では、昨年12月にまとめた中間報告の中で、後期高齢者の自己負担割合について一定所得以上の方を2割とするとしてしました。後期高齢者への2割負担導入の議論は、この一定所得をどこで区切るかが最大の焦点になると思われま

す。国では、団塊の世代が75歳以上になる令和4年度までに改革を実施する方向です。ことしの夏ごろに改定案が示される予定ですので、当面は情報収集を進めていきたいと考えております。

今後とも市民の皆様が安心して暮らすことができるよう、地域医療の体制整備が図られるよう、医療制度の動向等を注視し、保健医療の充実に向けてまいります。

次に、介護保険に関する質問でございます。

介護保険制度については平成12年の創設から19年が経過し、これまで社会情勢の変化に応じて国では必要な改正を行ってまいりました。

今般、社会保障審議会介護保険部会より令和3年度からの見直し案として、特別養護老人ホーム等の介護保険3施設を利用した場合の食費などについての自己負担に関して、市民税非課税世帯の負担軽減区分を細分化するとの意見が示されました。新たに本人年金収入が年間120万円以上の方の区分を設け、軽減されていない方の自己負担額との差額のおおむね2分の1を限度額に上乗せするというものであります。

在宅で生活している方や保険料を負担している方との公平性や能力に応じた負担という観点

からの見直し案であり、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続性を高めていくために必要な検討であると考えております。今後正式に改正された場合には、該当の方に対する丁寧な周知広報に努めてまいります。

特別養護老人ホームの待機状況については、平成31年4月現在の調査において、待機者数82人で、平成29年6月調査時の待機者数124人から減少しております。また、60床の受け入れにとどまっていた特別養護老人ホームにおいて、昨年末より全80床の受け入れに向け入所を進めていると聞いておりますので、さらに待機者の数の減少につながっているものと考えております。今後も介護サービスの現状を把握しながら、地域のニーズに基づいたサービスや支援制度のあり方について検討してまいります。

次に、国民健康保険税について、一般会計からの繰り入れ罰則と独自の減免制度に関する御質問であります。一般会計からの法定外繰り入れする場合は、収入不足に伴う決算補填目的のもの、保険者の政策によるもの、過年度の赤字によるものがありますが、国ではこれらは全て解消すべきものとしており、保険者努力支援制度における評価指標においてマイナスの評価を受けることとなります。

地方税法第717条による減免は、納税義務者の担税力が著しく低下した場合適用されるものです。市独自の一般会計からの繰り入れを財源とする減免措置は、保険者の政策によるものに該当しますので一定の罰則を受けることとなります。

現在、本市を初め、県内市町村では、一般会計からの繰り入れは行わずに運営いたしております。また、制度として独自減免を行うためには本市の国民健康保険運営協議会に諮る必要があります。運営主体である山形県国民健康保険運営方針を踏まえる必要もあります。

本市といたしましては、今後も子供の均等割

の軽減について、山形県市長会や全国市長会で減免制度に係る要望を実施しつつ、令和3年度からの税率改正を御審議いただくために、令和2年度に国民健康保険運営協議会で議論する予定としております。

国民健康保険税の滞納者を対象とする資格証明書や短期被保険者証の発行については、被保険者間の公平な税負担や国保財政健全化の観点に基づいて実施しております。安心して医療を受けるために必要な通常の被保険者証を1人でも多くの方にお渡しすることができるように、まずは納税相談など滞納解消に向けた取り組みを充実させていきたいと考えております。

次に、平成27年度からスタートしております子ども・子育て支援新制度では、施設型給付及び地域型保育給付を創設し、市の確認を受けた施設に対して財政支援を保証しているところであり、その基本構造は内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、いわゆる公定価格から利用者負担額を控除した額となっております。

国の令和2年度当初予算案における公定価格改定の概要によれば、大きな変更点としては、栄養管理加算の拡充及び給食実施加算の拡充及び見直し、施設関係者評価加算の拡充が上げられております。

また、公定価格の引き下げについて現時点で把握していることは、土曜日の開所を行っていない施設の閉所日数に応じた減算の仕組みについてですが、市内保育施設においては土曜日も開所していることから問題はないと考えております。

国の令和2年度予算案としましては、令和元年度から2,310億円の増額となっておりますので、来年度についても教育・保育施設が円滑に運営できるよう適切な給付に努めてまいります。

次、教員の労働時間及び少子化対策に係る給付型奨学金制度、学校給食への御質問につつま

しては、教育長より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

合計特殊出生率は人口統計上の指標で、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示すものでございます。平成29年度当市の合計特殊出生率につきましては1.36となって、議員おっしゃるとおり、国の1.42、山形県の1.45を下回る結果となっております。

少子化の背景として、高学歴化など社会進出の増加に伴う晩婚化、晩産化が進行しており、また、近年では結婚に対する意識の変化などもあり、未婚化も増加傾向にございます。

御指摘のありました不安定な雇用状況も1つの原因であるとは認識しておりますので、市といたしましても、子育て応援企業支援事業の推進と安心して出産・子育てできる環境の整備に向けた支援を行ってまいります。

また、高校までの医療費無料化についてお答えさせていただきます。

市の子育て支援医療につきましては、平成26年12月診療分から中学3年生までの医療費を完全無料化としております。小学4年生以上の外来診療に対する医療費助成については県の医療給付事業の補助対象とならないため、全額市の財源から支出となっております。

今年度県内では13市のうち4市、22町村のうち14町村が高校生までを対象として無料化しておりますが、子育て医療支援の基本は県の制度であり、県に対する制度拡充の要請を行っております。現時点では市独自でさらなる年齢拡大の考えはございませんが、今後も県の制度の動向を注視するとともに、他の子育て支援施策とのバランスを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

最後に、公立保育所では食材の発注に当たり国産品の購入を心がけており、その中でも入手できるものはできるだけ地元産を納入していた

だくよう給食材料納入業者に依頼し、新庄産の畑なすなど地元産の野菜を使用した献立を提供しております。

給食材料納入業者は市内の小売店がほとんどですが、有機農法での野菜、米、小麦などは生産農家が大変少なく生産量も少ないため、仕入れ先もなく入手しにくい状況であります。安定した量を安定した価格で提供していただくことができるか不安な面があり、なかなか導入が困難と考えております。今後においても引き続き食材の発注については国産品、地元産の食材調達を心がけ、安全・安心な給食を提供してまいりたいと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** それでは、教員の労働時間などについてお答えいたします。

初めに、本市の不登校につきましてはこの7年間を見ますとほぼ30名前後で横ばいとなっております。欠席が30日に満たない不登校傾向の子供はややふえております。不登校の理由は、学習に関すること、家庭の状況、人間関係、部活動など、またこれらの複合的な理由であり、多岐にわたっております。

夏休みにつきましては、昨年度より8月に学校閉庁日を設けるなど休みを取りやすい環境づくりに努めてきているところです。

次に、変形労働時間制は、1カ月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度でございます。

教育委員会としましては、来年度の教員の勤務状況とメリットやデメリットについて情報を収集し、導入について総合的に検討してまいります。

山形県また山形県公立学校における働き方改

革令和2年度の重点取り組みを参考にしながら、国のガイドラインである超過勤務時間を月40時間、年365時間以下になるよう研究してまいります。

次に、勤務時間の管理につきましては、現在は各自が出退校時間をパソコンに入力したものを校長が取りまとめ、教育委員会へ提出しております。超過時間については、業務内容、自己啓発時間、年休取得時間等を含めて虚偽の報告はないものとして捉えております。今後も業務内容を見直し、児童生徒と向き合う時間をつくるとともに、教員の健康を守るため超過勤務時間を減らしていくよう努めてまいります。

次に、学校給食費の無償化を進めるべきではないかという質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、本市の子育て支援充実策の1つとして、その支援のあり方についてこれまで研究を進めてきたところでございます。

ここ数年来の物価状況や消費税率が10%に引き上げられた影響により、米、牛乳の基本物資を含む材料費の値上げが続いており、これらを受け適正な給食費の金額について昨年度から協議を進めてまいりました。各校においては献立や食材の仕入れの工夫などで工面いたしておりましたが、このような対応にも限界があることから、値上げせざるを得ないという結果になりました。

値上げとなれば、受益者である保護者の負担に直結することになり、その負担は少なくありません。これらの状況から、学校教育にかかわる保護者の負担を軽減することで子育て支援の充実を図りたいと考えており、新年度予算に給食費の一部を助成するための予算について計上させていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続いて、給食で有機農産物を利用してはどうかという質問にお答えいたします。

学校給食の食材には安全で安心なものを供給するようにしており、主食である米飯及びパンについては学校給食会に委託しております。パンの原料である輸入小麦粉については食品衛生法に基づいて残留農薬基準が定められており、米については管轄のJA基準要領を満たした安全なものを使用しております。また、野菜などについても地産地消推進の観点から、できるだけ地元で育ったものを地元の小売店などから購入しております。

給食費は保護者より負担いただいておりますが、年々物価の上昇などで、一般的な作物より高価である有機農作物を購入する費用を捻出することは難しい状況です。また、学校給食の食材は大量かつ確実に納入することが必要であることから、現時点での利用予定はございません。

最後に、給付型奨学金制度の拡充についてお答えいたします。

本市では、平成24年度より理工系、看護師系、保育士系の学生の地元定着を狙いとし、卒業後6カ月以内に市内の事業所に就職した場合に返還金の半額を免除することとなるふるさと創生人材確保事業を最上育英会との連携により実施し、平成28年度からは県と市がそれぞれ2分の1ずつ出捐して県が基金を造成し、卒業後6カ月以内に県内に居住して助成対象分野に就業し、かつ3年以上継続して居住し就業した場合に、奨学金の返還の助成を行う、山形県若者定着奨学金返還支援事業を県との連携により始めております。

また、平成29年度より、最上8市町村の協定締結により、看護師の地元定着を狙いとし、卒業後10年間のうち5年間最上地域に居住し、最上地域の医療機関等に看護師として就業した場合に返還金を全額免除することとなる看護師育成最上地域就学資金制度を実施しております。

このように貸与型ではありますが、条件によっては全額給付型もしくは一部給付型と同じ扱

いとなる事業や、奨学金返還の一部を支援することによって一部給付型と同等の効果となる事業を実施することにより、次世代を担う若者の地元定着を目的とした奨学金制度の充実・拡充を図ってまいりましたが、このうち看護師育成就学資金制度においては令和2年度に対象人数を1名増加していく予定としております。

これらの奨学金に関する事務事業は、将来有望な人材を育成する上で欠かせない制度、事業であることから、今後とも本市関係各課や関係機関などと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 一歩前進のお答えもありまして、ありがたく思っています。再質問いたします。

最初に、有機農業を支援し、学校給食・保育給食に利用拡大を図ることはどうかということについてですが、教育長のお答えの中で、パン輸入小麦、残留基準はクリアというような答えがありました。

給食に使うパンについてですが、グリホサートという農薬があるんです。これは前はアメリカのモンサント社、これを今ドイツのバイエルンとかという会社を買収したそうで、会社名が今度変わってきておりますが、この農薬が人に発がん性を与えるという農薬、除草剤です。

実は、アメリカ、カナダから日本は小麦を500万トンから600万トン輸入しております。農水省の検査で小麦に残留しているグリホサートの検出率が、アメリカ産で98%、カナダ産で100%検出されています。

農民連という団体も食品分析センターというのを持って小麦を検査しました。国産小麦のパンはグリホサートは検出されませんでした。しかし、輸入小麦を使用した食パンからは0.05 p

p mから0.08 p p m検出されております。感受性の強い子供が食べて大丈夫なのでしょう。

日本の輸入穀物の基準が緩和されております。グリホサートの残留基準を、2017年12月15日から100倍以上、小麦6倍、トウモロコシ5倍、ソバ150倍というふうに緩和しています。そういう意味で、緩和した残留基準でオーケーだと捉えたのかもしれませんが、学校給食というので子供に与える影響を考えますと、輸入小麦のパンはやめるべきだと思います。それは国会の場においても農林水産大臣は「考えねばならない」というふうな答えを出しておりますが、当市ではどう見ておられるのか、お願いします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 小学校、中学校の給食につきましては、米とパンについては学校給食会を通して供給してもらっている状況であります。先ほどの説明にもありましたように、どちらにしても基準を満たした安心なものを使っているということしております。

小麦については残留農薬ということでしたが、この学校給食でも一つ一つの農薬の残留等については把握はしていない状況であるようです。ただ、満たしているというところで安心したものを提供できるという状況は御理解いただきたいと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** このグリホサートのことについてですが、除草剤で、2019年7月、1万8,000件から4万2,000件もの訴訟がアメリカで起きております。それはグリホサートの持つ、当時ラウンドアップという名前の商品名がついていましたが、これを散布した人の手ががんになり、なった人がその会社に訴訟を起こして、ほとんどアメリカで会社の責任ということで認められてきております。それで、メキシコでは

グリホサートの輸入を禁止というふうにしてきております。

そういう意味では、発がん性物質が明らかであるこういった除草剤が使われる輸入小麦、これはやめるべきだと思いますが、もう一度お願いします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 先ほどの繰り返しになりますが、一つ一つの農薬に関してはその給食会のほうでも把握できていない状況であります。国の基準を満たしているものということで御理解いただきたいのと、ただ情報につきましてはこの後も収集しながら考えていきたいと思っております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 情報をぜひ見ていただきたいと思えます。米国産小麦94.3%、ラウンドアップ残留しております。カナダ産では100%です。そういう意味で、学校給食にこれは使うべきではないと思えます。

有機農産物というのは、化学肥料も農薬も使用しない、遺伝子組み換えという技術も使用しないと言われております。日本で有機農業は全農地のわずか0.4%と言われております。新庄市ではどうでしょうか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 新庄市の有機農業についての取り組み状況でございますけれども、4名の方が有機農法に取り組んでいただいております。新庄市全体の作付面積が2,353ヘクタールでございます。その中で水稲として有機農法に取り組んでいただいている面積が12.49ヘクタールということになっております。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 新庄市でも全国にたがわず、有機農業をやっている方あるいは面積は非常に少ないということで、これを確かに給食に入れてもらいたいというのは今は無理、それはわかります。

しかし、農薬は環境ホルモンの作用の最たる物質でありまして、微量で人のホルモンを攪乱し、精子が減少し、流産・死産、雄の雌化などの生殖の異常が起きるとされています。日本で近年使用量の多い有機リン系、ネオニコチノイド系農薬は、人の中枢神経に作用し、発達障害の子供の増加に関与すると懸念されています。

韓国のソウル市は2021年から全ての小中高校で、有機農業、そして有機農業の農産物、そして無償給食を全面的にやると発表しました。韓国では有機農業が拡大し、学校給食に供給できる生産量があるということです。

国内では、千葉県いすみ市が2017年10月、全13の市立小中学校の給食で使用する御飯について、全量無農薬・無化学肥料の有機米に改めました。いすみ市は2017年から自然と共生する里づくりとして、有機米づくりを農家に働きかけてきました。初めは農家3人、収穫量は0.24トン、これに市が応援しまして、2017年には23人、約50トンと拡大しました。小中学生約2,300人分の42トンを購入することが可能になったとのことでした。

当市でも学んで、子供の健康のための一番重要な主食である米から、有機農業の米を食べられるように施策を展開していくべきと考えますが、市長はどうお考えになるのでしょうか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 新庄市の今後の有機農法についての取り組みということでございますけれども、国では2020年度より、持続的生産強化対策事業の中で、オーガニックビジネスの実践拠点

づくりというふうなものの公募が始まっているようです。その中で、今御紹介した4名の方のうち2名の方が、ぜひ仲間を集い、広く有機農法を推進していきたいということで御相談を受けているところでございます。農林部門といたしましても、積極的な格好の方々にぜひ応援をしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 先ほどの米また農産物の内容でございますが、今、給食でできるだけ地元産のものを地元の業者から購入している状況でございます。今でも安心な食材ということを優先して発注・納品していただいております。

有機農作物は安心なことは理解できますし、県外で地域を挙げて栽培、給食に取り入れていることも承知しておりますが、現在、費用が高いということ、それから供給量に問題があるため利用が難しいということで、その課題について総合的に方向性を研究してまいりたいと思っております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** いすみ市では、市を挙げて支援する体制をつくり広げていったということです。そして、給食では使えるようになった量から少しずつ広げていったということです。そのときに、本当は足りないかもしれませんが、今現在は有機米は1俵2万円で市で買い上げてくださるそうです。本当はつくってる側からいえば安過ぎるかもしれませんが、でも、安定して買ってくれるということがあれば、そのように頑張る人がふえてるわけです。

市のそのことを進める立場を表明することと、そして、そういうのを買うんだという、安全なものを子供たちに食べさせるという市全体の施策によって、農家の方々の協力が得られ

る、そういう市になっていただきたいと思  
うんです。いすみ市にぜひ聞きに行ったり見  
に行ったりしていただきたいし、その方向を進め  
ていただきたいと重ねてお願いしますが、どう  
でしょうか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** ありがとうございます。新庄  
市におきましては、今始まろうとしている状況  
でございます。ですから、国の情報等を注視し  
まして、これから取り組んでいただく農家の  
方々と意思の疎通を図って、連携して対応して  
いきたいと考えておりますので、どうか御理解  
よろしくお願いいたします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** ありがとうございます。

次に、学校給食の無償化についてですが、憲  
法26条第2項で「義務教育は無償とする」と書  
いてあるわけです。給食は単なる食事ではなく、  
食に関する知識を教え育むことで、適切に食を  
選択し、健全で健康な食生活を送ることができ  
る人間を育てることを目的とした教育の1つで  
す。よって、食育を目的とした教育であれば、  
憲法の規定に基づき無償とすべきではないで  
しょうか。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 無償化のお話でござい  
ますが、現在、受益者負担ということの考え方で  
給食については負担いただいております。

なお、低所得の方々には補助金ということで  
支援をしているところでございます。

今のところ、一部補助について今年度の予算  
に計上させていただいているところでございま  
すが、一部市の補助金ということでの予算を計  
上させていただいていることに御理解いただけ  
ればと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** わかりました。

教員の超過勤務の原因は、やはりこれも前に  
出したことがあります。教員の多忙化の決定  
的要因は1日に受け持つ授業数の増加。前は1  
日4時間、次がこのごろは6時間まで持たせて  
おります。そうすると、8時間労働で換算する  
と、今6時間になっていると25分しか仕事時間  
ないんです。8時間で見ると。だから、残業が  
出てくるんです。

先生の抜本的な増員が必要だと思いませんか。  
定数増をお願いします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 最後、定数増というお話  
でございましたので、定数につきましては町村  
会とか教育委員会等、市長等も含めて、教職員  
の配置、それから補助金、加配のあり方等につ  
いて要求はしているところでございます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたしま  
す。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 奥山省三議員の質問

**下山准一議長** 次に、奥山省三君。

（12番奥山省三議員登壇）

**12番（奥山省三議員）** 大変お疲れのところ、  
御苦労さまです。一般質問2日目、10番目に質  
問させていただきます絆の会の奥山です。どう  
かよろしく願い申し上げます。

通告に従いまして、質問を読み上げます。

障害者にやさしいまちづくりについてです。

平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

これは障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としております。

全ての人は障害のあるなしにかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、ひとしく幸せに生きる権利を持っております。

障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の差別の禁止を具体的に実現していくために制定された法律です。

第4条の差別の禁止では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」とあります。

「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」

「国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする」とあり、不当な差別的取り扱いが法的義務で禁止されていることになっています。

山形県でも、障害者差別禁止法が施行されるのを踏まえ、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例が平成28年2月に県

議会で成立し、4月1日から施行されております。

これは障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とし、障害を理由とする差別の解消に向けて全ての県民が一体となって取り組んでいくことを目指しております。

これまでも障害のある人が地域の一員として安心して生活できるように、障害者福祉サービスの充実に市として取り組んでこられたと思いますが、障害があることで周囲からの偏見があり、それに伴い差別的な対応を受けていると感じている人や、生活の中で暮らしにくさを感じている人がおられます。このような状況を私たち一人一人が身近なこととして受けとめ、障害のある人もない人もそれぞれが歩み寄り、互いの違いを理解し個性を認め合うことで、幸せに暮らすことにつながるものと考えられます。

障害者にやさしいまちづくりを進めていくためにも、障害者差別解消の条例の制定をお願いするものです。市長の見解をお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法では、障害のあるなしにかかわらず、全ての人がひとしく基本的人権を有することが改められております。

そして、個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるよう、不当な差別的取り扱いを禁止し、共生社会の実現を妨げる社会的障壁を除去するための過重ではない配慮、いわゆる合理的配慮について、行政機関や事業者が実践することを求めています。現在は行政が必須義

務、事業者が努力義務とされておりますが、さらに検討が進められております。

法律制定を機に条例を制定する地方自治体も出始めましたが、国が昨年度行った調査では、制定の予定がない自治体も相当数ありました。これは条例を制定しなくても法に準じ対応は可能と考えることによるものと思われませんが、その一方で、法の趣旨が広く浸透しているとは言いがたい現状であることも事実です。

山形県は条例制定による地域への普及啓蒙効果に期待し、研修会を実施するなど市町村条例の制定に後押しする動きを強めております。本市もこうした事情を鑑み、また、市身体障害者福祉協会からなどの要望もいただいていることを踏まえ、施政方針でも述べたように来年度の制定を目指してまいります。

同様に、関係団体から制定の要望があります手話言語条例についても検討を進めることとしております。

以前であります、私が勤務中に帛腹議員の方から、車椅子の障害を持っている方なんです、必ず電話来まして、市民プラザの玄関まで迎えに行ったことを思い出しております。その方が言うには、「なぜスロープが必要なかわかるか」というようなことをおっしゃっておられました。

実は、身体障害者の方々、自分も車椅子であるけれども、自力で階段を上がりたいんだと。別に差別なんかと思ってないんだというお話をいただきました。しかし、歳をとるとみんな腰を痛めたりなんだと。そういうときに、物を運ぶにもそういうスロープが必要になるんだと。我々障害者のためだけのスロープだというふうには考えるなど教えられたこと、今でも思い出しております。

その後、実は東京に上京する折に、上野の駅で階段を車椅子でおられる姿を見たときに、本当にすごいなと思いました。やはり自分で自力で

生きていくと、そういうふうな意識を私たちが共有していくということがとても大事だと。

差別解消法も法の趣旨があるのでつくらなくてもいいということもあるんですが、市民に広く啓蒙することが大切であるという思いで、差別解消法の市の条例制定に向けて来年度進めてまいりたいと思っております。

また、手話言語条例につきましても、手話言語条例の自治体参加をしております、さまざまな情報収集をしているところであります。職員を研修に参加させて、手話言語条例の制定の仕方あるいはどういうふうな広がりを持たせていくかということも積極的に進めていきたいと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**1 2 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**1 2 番（奥山省三議員）** 丁寧な答弁ありがとうございました。

今回の施政方針にもありましたように、市長の心強い所信表明というか、話をお聞きしましたので、まず安心しました。

一応、二、三質問してみたいと思います。

今、障害者は新庄市ではどのぐらいの数の方がいるのか、お聞きしたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 障害者の数でございますけれども、手帳の所持者ということでお答えさせていただきたいと思います。

身体障害のほうは1,813名、それから知的障害であります療育手帳のほうは272名、精神障害のほうは190名となっております。障害者には、これに加えて難病の方なども入るかと思っておりますけれども、今述べた数字は平成30年度末となっております。

12番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番(奥山省三議員) それから、市長が今、答弁で、条例つくらなくてもいいみたいな話もちょっとあったんですけども、施政方針で平成30年、31年というふうに、末尾のほうにこの障害者にやさしいまちづくりという文言が出ています。これは2年間もあったんですけども、私のほうから発議しなくても、執行部のほうでつくるものだろうと考えていましたけれども、それはどうしてつくらなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 平成28年に県条例が制定されまして、それ以降、さまざまな団体ですとか市民の方から条例の制定を求める声が届いておりました。

新庄市のほうでは、この条例制定にかかわらず、障害者にやさしいまちづくりということで独自に事業別の課題点をそれぞれ個人が見つけて取り組むということで全庁的に取り組んでまいりましたし、サポートマークの作成、それから全職員を対象とした研修なども実施してまいりましたところでございます。

条例制定に当たりましては、障害者の差別解消条例、それから手話言語条例の2つの課題があったわけですが、このタイミングをどうするかということで、まずは包括的な差別解消条例のほう先であろうというふうなことを決定するまでの時間、それから、その検討する中で自然と、コミュニケーションといいますか、その手話に関するところに触れてくるだろうということで、差別解消条例の検討段階でも言語条例のほうの検討も同じく進むのであろうということで、そのスケジュールの暫定的なめどが

立つようなことで、このぐらいの時間がかかったということでございます。

12番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番(奥山省三議員) 今の話ですと、障害者差別解消条例と手話言語条例は同時に話を進めるというふうな感じでしたけれども、今年度として両方一緒にやっていくということでしょうか。ちょっとその点、もう少し詳しく教えてください。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者差別解消条例の中でやはり中心になるのが、障害の状況に対する配慮ということになるかと思えます。そこで、やはり手話言語を初めとしたコミュニケーションということが重要なポイントにはなってくるかと思えます。

まずは、包括的な条例であります差別解消条例のほうの検討を進める中で、そこでは市民の方のアンケート、それから懇談会、市民当事者、それから公共交通機関、観光、いろんな部門にかかわる差別の事業所等も交えた懇談が行われると思えますけれども、そういった中で議論を深めてまいりたいと思っております。

その後、手話言語条例については、市長も答弁の中でおっしゃいましたけれども、ことし令和2年度、2名の行政職員を対象とした手話言語条例の研修がございますので、そこへの参加での成果も持ち帰っての手話言語条例の制定ということで、手話言語のほうは障害者差別解消条例よりも後になるかと思えます。

12番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番(奥山省三議員) 障害者の差別解消条例についてですけども、県内の市町村でも制定

されているところもあると聞いていますけれども、どこどこが制定されているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 差別解消条例の制定状況でございますけれども、県内では、平成29年度に4市町、山形市と川西町、飯豊町、真室川町。それから、平成30年度に米沢市、長井市、東根市が制定しております。今年度策定中と聞いているところが、5カ所ほどあるようでございます。**

**12番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**12番（奥山省三議員）** ただいまの説明ですと、かなりの市町村というか、持っていない市では鶴岡市とか酒田市とかというふうになっていましてけれども、あと、それから今、手話言語条例というふうな話もありましたけれども、今、新庄市で手話通訳士という方がいるのかいないのか。いるとすれば何人いるのか、ちょっと教えてください。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** ちょっと手元に資料がございませんので、はっきりした数を申し上げられませんけれども、手話通訳士については非常に不足しているというふうにお聞きしております。

**12番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**12番（奥山省三議員）** 市長の答弁にもありましたように、今年度、障害者差別解消法の条例をつくるべく頑張るといいますので、それ

とあわせまして手話言語条例の話もありましたのでその2つを、できれば2つ一緒にというわけにはいかないと思いますけれども、今後の道をつくるという意味で、この条例の制定に頑張っていたきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。終わります。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時27分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 庄司里香議員の質問

**下山准一議長** 次に、庄司里香さん。

（2番庄司里香議員登壇）

**2番（庄司里香議員）** お疲れさまです。3月議会11番目、最後の一般質問をさせていただきます。議席番号2番、本年度より無所属となりました庄司里香でございます。党派を離脱いたしましたことにつきましては、今後の活動を通してその真価を示してまいりたいという気持ちでこの場に立たせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

では、一般質問に移らせていただきます。

フードバンクということで質問させていただきます。

フードバンクの定義は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会では、フードバンクとは、安全に食べられるのに包装や破損など過剰在庫や印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提

供する活動のことだと言われております。

寄附をする側としてのフードバンク活動の効果とは、社会貢献によるモチベーションの向上や廃棄コストの削減、CSR活動（社会的貢献）などのことが重要だと言われております。

また、寄附を受ける側としては、健康的な食事の確保や食費以外の生活費の捻出ができること、社会からの孤立を回避することなどがあります。

フードバンク活動というのはアメリカで1967年に始まったものだそうです。現在では200以上のフードバンク団体が活動しているということです。また、フランスでは1984年に始まり、現在100近くのフードバンクの団体が活動しております。ほかにもカナダやイギリス、オーストラリアなど世界中で活動が行われております。

日本でも2000年以降フードバンクが設立され始めましたが、フードバンク活動の背景となる食品ロスの問題や困窮問題への認識が十分浸透していないことなどもあり、まだ活動が十分に認知されているとは言いがたい状況にあると思います。

ただ、日本では年間約1,927万トンの食品廃棄物が排出されております。その中ではまだ十分に食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる食品ロスが多く含まれています。食品関係業者・会社からは約357万トン、一般家庭からも289万トン、合計すると年間約646万トンもの食べ物が、まだ食べられるのにもかかわらず廃棄されている状況です。これは世界全体の食料援助量の約2倍に匹敵する量と言われております。

ここで質問の内容に移ります。

本年度より農林水産省で設立される予定であるフードバンクは、フードバンクの活動団体や食品関連業者から各種施設、福祉施設や団体、地方公共団体などの交流促進を図るなどの目的

で設立の計画もあり、その資源としての有効性を広げたいということだそうです。

循環型社会の実現化に向けた取り組みとして大変重要であると思われませんが、現在、本市の状況をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、庄司市議の御質問にお答えさせていただきます。

フードバンクにつきましてアメリカで1960年ごろから始まったというようなお話、ありがとうございます。

アメリカにおけるこのフードバンクの設立の以前におきましては、アメリカの生活習慣というか制度がありまして、浮浪者というと大変失礼ですけれども、こちらでいうと1週間御飯食べられないような人たちが、キリスト教の教会の前に行きますと、必ず日曜日の朝食をいただけるというアメリカのボランティア制度があるんですが、そこに寄附するという当たり前の文化があるというようなことを教わったことがあります。

そうした意味で、お金だけではなく物で寄附をするという制度が始まったのかなというふうなことを思い描いたところであります。

それが世界に広がるという中で、先ほど日本では食品ロスという形をどう無駄になくすかということで、宴会のときに3010運動、30分は座ってなさいと、酒つぎするなど、食べてから行きなさいと、最後の10分間は座りなさいと。場所によっては2010運動というようなことで、やはり食品ロスに対する感覚というのは、今は日本の大きな問題の1つかなと私も認識しているところでございます。

本市では生活困窮者への取り組みとして、社会福祉協議会や自立支援センターもがみが受け

皿となってフードバンク事業を行っております。また、子ども食堂へは直接食材の寄附の申し出が届いているとお聞きしております。

フードバンクの運営には、議員おっしゃるとおり、賞味期限を過ぎた食品や食中毒の対応など食品管理上で慎重な取り扱いが必要だと、さまざまな課題もございますが、現在、フードバンクに取り組んでおられる団体と意見交換を行いながら、地域で実現可能なフードバンクのあり方について研究してまいりたいと考えております。

我々子供のころは自分の舌で確かめなさいという教えがあったわけですが、私の子供たちは賞味期限、消費期限を中心にして生活しているなということを実感しております。自分の舌を信じられない時代、私はまだまだにおいと舌で感覚を見きわめたいというふうに思っている1人だということも、ぜひ御理解いただきたいなと思います。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** ユーモアあふれる御回答ありがとうございます。

提供される実態としては、今のところは子ども食堂などに産直まゆの郷やほかにも幾つかのところから寄附があると聞いております。

また、生活困窮者世帯も本市でも存在されておるとお聞きしておりますが、そのような世帯には食材提供などということはあるのでしょうか。セーフティーネットとした施策はあるとは思いますが、そこに至らない市民も何かの助けは必要と考えます。ぜひともお聞きいたします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 生活困窮者への取り組みとして、今なされている2カ所の実施状況について少し詳しくお話ししたいと思います。

初めに、生活自立支援センターもがみのほうですけれども、こちらのほうでは新庄、それから最上地域の生活困窮相談の事業の受託をしております。そういったことで、そういった相談に来られた方に対してフードバンクの物資、食品を配付しているということでもございました。

食材につきましては、個人からの寄附の申し出も多少はあるようですけれども、法人としまして社会貢献事業ということでの取り組みということで、食材を購入して少し備えているということです。多くは缶詰、レトルト、それからインスタントの食品ですぐ食べられるようなものを1週間分ぐらい、今困っている方に無償でお分けしているということでもございました。

市のほうに生活保護の相談に来られた方でも緊急な方、生活保護費が支給されるまで間がある方についても、こちらのほうを活用させていただいております。

それから、市の社会福祉協議会ですけれども、こちらのほうは平成28年にコープフードバンクと協定を締結しておりまして、そちらからの提供品があるようでもございます。こちらにつきましては、ただし最近では山形まで取りに行かなければならないということで、利用回数が減っているとお聞きしておりました。

ニーズについては、こちらでも生活資金の貸し付けなどの相談があった方に使っていただいているということで、月に一、二件ということでした。

先ほどの生活自立支援センターもがみのほうも、月に二、三件というような件数ということでもございます。

社会福祉協議会でも、個人やそれから事業所から寄附されるものもありますけれども、それ

に買い足して提供しているような状況でございます。

**2 番(庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番(庄司里香議員)** 大変丁寧な御回答ありがとうございます。

例えば、学校給食の食材納入業者の方たちや実際学校に給食を提供されている給食センターなど、そのような学校給食関連の企業の方たちからフードバンク活動の御理解や御協力をいただいて、実際のフードバンク設立の前段階としてその機能を持っていただくことはどうなのでしょう。ぜひともお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** ただいまフードバンクの話をしていただきましたが、品質が変わらないものを提供していただいて子ども食堂等で活用するという趣旨はよく理解できております。子ども食堂自体もたくさんの方から御協力をいただいているということも承知しております。

その協力者ということで給食関係の納品業者とか委託業者のお話かと思うんですが、給食の食材の納品業者につきましては、契約は校長と業者と直接結んでおります。それで、毎年契約を取り交わしておりますが、その具体的内容については納入の方法とか約束事とか異物対応等で、同じ食材であっても複数の業者の方と契約しているところでございます。非常に食品の管理とか安全な提供の仕方とかトラブルのときの対応とか、本当に細かいところまで要望を御理解いただいているところでございます。

したがって、このような校長と業者の契約ということをお考えますと、教育委員会が直接、学校や業者に対しましてフードバンクに限って要望していくことは難しいかなと考えているところでございます。

ただ、先ほど申しました子ども食堂の趣旨等については知っていただく機会があってもいいのかなと思います。ですので、この給食に限らず、いろいろな業者に主管課を通してなど、何らかの形で紹介していくことも考えられると思いますので、御理解いただきたいと思います。

なお、もう一つの委託業者につきましては、本市の場合は調理と配送業務となっておりますので、食材は扱っていませんので、このことも御理解いただければと思います。

**2 番(庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番(庄司里香議員)** 新型コロナウイルス対策として、現在、臨時に各学校が休校されております。そのために全国で給食関係の企業が大量の食品ロスを抱えて困っていると連日報道されております。大変深刻な事態かと思われま

す。その救済措置はこれから国でもされると思いますが、ロスされる食品は子供たちの口には入らず捨てられると思うと、心が痛みます。また、もったいないと思ってしまう。

このような事態が起こったときに二次利用できる仕組みをつくり、また必要と思われる本市でも、ぜひとも考えてほしい内容だと思います。ぜひとも対策をお聞きいたします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいまの議員のお話をお聞きしまして、現状で動いている食べ物を提供するシステムですけれども、フードバンクには至っていないといえますか、生活困窮の支援にはなっておりますけれども、食品ロスの解消という点では全くシステムとしては欠けているところでございます。

生活支援センターのほうでお聞きしたところによりますと、食材を集めたいと思って小売業

者のほうにかけ合ったこともあるということでしたが、やはり商品管理の点で廃棄するべきものは廃棄しなければならない立場にあるということ、それから提供してもそれで食中毒が起ってしまった場合とか、それからもらった人が転売してしまったりとか、さまざまなリスクが考えられるわけで、そういった提供者を守っていくようなシステムということも考えながら、現状でできる範囲で製造企業への協力を呼びかけて、食品を預かるのではなくて、提供できるものがどれぐらいストックあるかというようなデータ管理でデータの集約をして、マッチングするというような仕組みづくりとか、そういったできる範囲で検討してまいりたいと思います。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** ありがとうございます。

ともに生きるという共生社会、ともに助け合うことが大切だと思います。ぜひとも本市のスローガンである「住みよさ」をかたちに新庄市の基本理念に合致していると思いますので、今後とも本市の取り組みによって困っている方々に光が差すような施策実現のために力を尽くしてもらいたいとお聞きいたします。

次の事柄に移らせていただきます。

小中学校の義務教育課程の子供たちの中には、不登校または保健室登校などの社会問題とされている方がおります。そのまま社会に出ずにひきこもりになる方も多いと聞いております。

文部科学省でも平成15年からスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）を実施しております。平成30年度の調査によると、小学生で前年度比28%多く4万4,841人、全体の0.7%の不登校児。中学校に至っては11万9,687人、全体の3.6%、前年度比9.8%アップになっております。これだけの不登校児がいると言われております。

理由も、いじめや友人・先生との問題やその

ほかに学業不振、部活動など1つではないように思われます。

本市での不登校児についてお聞きいたします。市内で何名ほどいるものでしょうか。また、その方々はフリースクールなどに通っているのでしょうか。また、不登校ぎみの人数もあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお聞きします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 先ほど不登校について佐藤悦子議員のときにお答えしましたけれども、ここ7年間はほぼ30名前後ということになっております。

欠席が30日に満たない不登校傾向の子供の数については、後ほど課長のほうから数字を手持ちにあれば報告させたいと思います。

理由についてもいろいろ、先ほど来おっしゃるように、学習のことで勉強がわからないとか家庭のいろんな問題も抱えたり、あと部活動の問題、人間関係、そんなこととあわせて複合的な理由で不登校になっている子がいます。

保健室登校、あと適応教室に来ている子供たちもいるわけですが、そのフリースクールというものについては、実はフリースクールという名を打って、そういうことで実際小中に関しては行っている現状は市内にはありません。

以上です。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** ありがとうございます。

では、その子供たちの御家庭からや両親からの相談の内容は聞き取られたりしているのでしょうか。個人情報ですので詳細までは結構ですが、問題点が学業不振という方はその中でどの程度いるものでしょうか。ぜひともお聞きしたいです。よろしくお聞きします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 先ほど不登校の人数についてお話がございましたので、初めに、現時点ですが、1月末の段階で、これも正式には年度末に決定いたしますので、およその数ということでお伝えしたいと思います。30名以上が、今のところ40名を欠けるぐらい、30台の後半ぐらいの数になっております。

あと、傾向といたしまして、学校に登校はしていますが、時間を限ってとか教室を変えてとかさまざまな配慮が必要な子供を含めると、50名台ぐらいになっております。

それで、フリースクールということが先ほどありましたが、各学校の子供たちに対する支援については、学校の職員はもちろんですが、地域とか、それから教育委員会でもかかわっております。

教育委員会で申しますと、適応指導教室ということで、いわゆる学校に行かないで直接教育委員会、会場は2つほどあるんですが、その会場で教科指導等の学習をして保障しております。その相談内容等も対応しているのは教育相談員ですので、各子供たちから直接相談を受けたり保護者と面談をしたりしております。

あと、学校での対応については本当に家庭訪問も含めまして、ほとんど登校できない子供もおりますので、家庭訪問で話を聞いたり学校で面談をしたり、さまざまな方法で声を聞いて支援しているところでございます。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 学業不振の子供たちへの対策をお聞きさせていただきまして、ありがとうございます。学校ごとの取り組みなどもあるということなので、少しほっとした次第でございます。

教師だけでなく人員を割いて対応していただいているということですが、どのぐらい

の人数で対応されているのか。また、カリキュラムなどについてもお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 初めに、教育相談員の人数は3名で行っております。業務は、学力の保障だけではなくて、相談活動とか学校に出向いての業務もござりますが、直接子供たちに指導する場がございます。

そのほかに教科指導員ということで、これは短時間ではありますが、3名の方に御協力いただいております。

授業日に関しては週3日の半日程度ということで、特に今、中学生は高校進学に向けて必要な学力の指導が必要ですので、教科を分けて行っているところであります。

また、先ほど学業不振ということがございましたが、不登校の理由としましては、学業不振も確かにあるんですが、本当に人間関係とか家庭環境とか多岐にわたっておりまして、その適応指導教室に通っている子供たちは学業不振だけではなくて本当に事情があって学習しているんですが、高校進学に向けて学力をつけたいという前向きな姿勢で頑張っているところでございます。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 学業不振だけでなく人間関係とかいろいろなことでつまづいてしまったということで、そちらに行かれて再度頑張っていってほしいということで、ああ、そういう受け皿があるということがよかったなと思えます。

1回つまづいても戻ることができれば、きっと子供たちの自信はまたよみがえるんだと思われそうですし、そのような経験を持った方が大人になったら、不登校だったことも人生の貴重な経

験となり、何か壁に当たったときに生かせると思うのです。実際に学校に戻った、またはクラスに戻った生徒たちはいるのでしょうか。その過程といった方でも結構です。ぜひともお聞かせください。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 実際、適応指導教室に通って在籍している中学生は今年度は9名でございます。常に9名が学習しているわけでもなくて、学校に行く日もあったり、学校の帰りに寄ったりすることもございます。

今の学校への復帰ということでございますが、現在、2名の中学生がこちらに通うことなくいいいますか、学校で学習をしているところであります。

また、卒業後の傾向としましても、高校進学ということで、中3のときには間に合わなくても卒業した後、高校に通っているということも多くなっております。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** もう一つちょっとつけ加えておきますと、どちらかという復帰できるのは、やはり目的があると復帰できる傾向があって、やはり中学3年生あたりのときに高校入試もあるので先のことを考えてということで復帰する傾向が強いかなというふうに思います。

あと、今、いろんなことで不登校になった子供たちの中で、やはり定時制高校とかに行って自分のやりたいこととか見つけて、私、定時制高校で生活体験発表を聞かせてもらったことがあるんですが、いろいろとかかわることで大人のひとと、逆に昼間仕事をさせてもらって相談することでかかわりの中で覚えて、ああ、学校に復帰しなきゃいけない、勉強しなきゃいけないんだと思う、そういうふうにして大人になっていく経験をしている子もいます。

それから、また逆に、まだまだなかなかひきこもりでいて、今、最上8市町村でつくっております広域青少年指導センターというところに、大人のそういう子供たちの社会自立、復帰するための相談員という形で、実は教育委員会の社会教育課のほうにその職員も籍を置きながらいるわけですが、その方がそういうふう自立に向けて相談相手になったり、高校以外にも、それは大人になってからもそういうことの相談をしながら自立できるようにというふうなかかわりを持っている、相談相手になってくれる職員もいるので、そこは非常にまるっきり離れていくという子だけでなく、かかわっている子もいるということも御理解いただきたいなと思います。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 教育長のなかなか熱い答弁をお聞きして、すごくありがたいなと思いました。私も子供を育てた親の1人として、本当にありがたいなと思っております。今後とも教育者として、教師または学校、そして地域、子供たちをみんなで支えてあげてほしいんです。フォローをよろしく願いいたします。

次の事項に移ります。

先日行われた議会報告会でのことでした。市内関屋公民館にて集まっていた市民の1人の方が、戸沢村から移転されて本市に住まわれている方とお聞きしました。東日本大震災時に、被災地にボランティアに行かれてボランティアの活動の大切さを知り、その後も社会貢献活動をしたいと思ってくださり、昨年台風19号の被災地にボランティアに行きたいと思われて、被災地へ行くボランティアバスはないのかと市役所に尋ねられたそうです。

実際にはバスの存在は本市にはなかったため、他のバスで行かれてボランティア活動をされたということでしたが、私自身も以前、東日本大

震災のとき本市に避難されてきて東山に身を寄せていた御家族の方々のためのお食事のお世話をした経緯がございました。

子供たちの活動としてのボランティア以外にもボランティアはありますし、ボランティアを受けた方もありがたいと思うのですが、それ以上にボランティアをすることで得られる充実感や満足感はあるとお聞きしておりますし、私自身もそうだったと記憶しております。

現在、お聞きしているところでは、37団体950人程度がボランティア保険に加入しているとのこと。本市で市民ボランティアの実情はどうなのでしょう。お尋ねいたします。よろしくお祈りいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** ボランティア活動に対する支援についての御質問でございますが、ボランティアの内容につきましては、環境整備や除雪、登下校の見守り、読み聞かせなど、地域づくりや子育て、介護など広い分野にわたっております。

ボランティア活動の窓口である社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアを求めている側と希望する側の活動がつながるよう、活動場所などの情報提供を行っております。

活動に伴う方が一の事故に備えてのボランティア保険には、一斉清掃などの地区単位の活動も含め、今年度約900人の市民が加入し活動しております。

また、ボランティア講座を開催するなど、きっかけづくりにも取り組んでおります。

ボランティアは基本的に無償であり自主的な活動ですが、今後とも社会福祉協議会と連携しながら活動の様子を紹介するなど、ボランティアについて周知してまいりたいと思います。

最近是非常に自然災害等が多くなっているという状況でございます。そうした場合におきま

しては、他の地域に出かけるボランティアとこの地域内での日常のボランティアと分けて考える必要があるのかなというふうには思っているところであります。

本市におきましても、自治体同士の災害協定等があったりしておりますので、災害等においてはそれらのボランティアを募集し派遣するというような場合も考えられるかなと思っております。

ですから、派遣するボランティアとまた日常で活動するボランティア、2つのボランティアについては今後整理しながら、それぞれに合った形で支援してまいりたいと考えております。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** ありがとうございます。

中には、ちょっとお聞きした内容なので絶対これが本当かということとはわからないんですけども、本市からの支援は全くないとお聞きしておりますが、そうなのでしょう。

もしかしてその方々が知っていないだけだとしたならば、告知する必要もあるかと思えますし、もしもないとしたならば、ボランティアの精神としては何かを求めるための活動ではないことは存じておりますが、何かの支援の必要性や市からのバックアップ体制も必要かと考えますが、どうでしょうか。誰かのために頑張っている方々の励みになる支援は、ボランティア精神の妨げにはならないと思うのですが、お考えをお尋ねいたします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** ボランティアの支援ということでございますけれども、金銭的な交付ですとか補助金という形では基本的には出しておりません。高齢者のボランティ

アポイントという形で、ポイントに応じた報酬ということでお支払いしているのみでございます。

基本的に無報酬の行為ということでございますけれども、やはり広く活動をしていただいて、その充実感だったり認めてもらえるということが次につながったり、また、ほかの人にも一緒に誘ったりという動機になるのかなと思っております。

それで、地域福祉計画に係るアンケートということで12月に実施しておりますものがありまして、その集計が出ておりますので参考までに申し上げたいのですが、「ボランティア活動について参加していますか」という問いには、75%の方が参加していない、参加できない、それから、関心はあるけれども参加していないということで、75%弱の方が参加はしておりませんでした。

「参加していない方の理由は何ですか」という次の問いに対しましては、忙しくて時間が無いが一番多く27%。それから、次に健康に自信がない、体力に自信がないが24.5%ということで、このアンケート自体は18歳以上の方を無作為抽出ということで、やはり働いている方や高齢の方でできないという方が多いのはわかります。

その次に続く理由として、参加するきっかけがない、それから、活動に関する情報がない、身近なところに活動の場がない、この3つを合わせますと30%ほどになるということで、この部分をすくい上げて実際のボランティアの活動に結びつけるということが、ボランティアの活性化になるのではないかと考えられます。

周知をするということで、現状でも社協だよりの中で活動の様子などを取り上げたりはしているところでございますけれども、やはりこういった活動の様子を市報などでも取り上げて、こういったことで生きがいづくりしている方も

たくさんおられるということを広く知っていただきたいと思っております。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 社協だよりも掲載されておりますよね。そういうのも励みになると思うので、ぜひとも掲載のほうをよろしく願います。

奉仕の心は大事だと思います。そして、その奉仕の心を育てることもまた自治体の役割でもあると思うので、大人の姿を見て、子供たちもその大切さを知る機会になると思います。ぜひともそんな志のある方々の励みとなるような支援体制づくりをよろしく願い申し上げます。

スーパーボランティア大分の尾畠春夫さんに触発された方もたくさんいるのではないかと思います。あそこまでのすごさはなくても、何かよいことをしたいなと思っている方に情報提供をしてくださり、サポートしてもらいたいと心から思います。どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、今月末をもって市を退職されます職員の方々、今まで大変お世話になりました。市民のために尽力され、ありがとうございます。第2の人生が光り輝くものでありますようにお願い申し上げます。今後も市勢発展のために御指導、御鞭撻のほどいただければうれしいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**下山准一議長** 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議を、あす3月6日から3月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を3月6日から3月16日まで休会し、3月17日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時07分 散会

## 令和2年3月定例会会議録（第4号）

令和2年3月17日 火曜日 午前10時00分開議  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	山科雅寛	選挙管理委員	会長	矢作勝彦
選挙	管理	委員	会長	小関孝	農業委員	会長	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	津藤隆浩			

### 事務局出席者職氏名

局	長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦	
主	任	小松真子	主	任	小田桐まなみ

### 議事日程（第4号）

令和2年3月17日 火曜日 午前10時00分開議

#### （予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第10号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第11号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第12号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第13号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第14号令和2年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算

#### （総務文教常任委員長報告）

- 日程第 8 議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第21号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第23号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例について

#### （産業厚生常任委員長報告）

- 日程第13 議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第26号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第27号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第28号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第29号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 8 議案第 3 0 号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 3 1 号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 3 2 号新庄市都市下水路条例について
- 日程第 2 1 議案第 3 3 号新庄市下水道条例について
- 日程第 2 2 議案第 3 4 号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 3 請願第 1 号除雪受託業者に対する支援についての請願

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 4 議案第 3 5 号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 5 閉会中の継続調査申し出について

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 予算特別委員長報告

**下山准一議長** 日程第1議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算から日程第7議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算までの議案計7件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。  
予算特別委員長奥山省三君。

（奥山省三予算特別委員長登壇）

**奥山省三予算特別委員長** おはようございます。

それでは、私から予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算までの計7件であります。予算特別委員会は、3月10日、11日、12日の3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質

疑があり、活発な議論が交わされました。討論に入り、佐藤悦子委員より反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第12号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第14号令和2年度新庄市水道事業会計予算及び議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算の議案5件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託されました議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議長よりよろしく取り計らいいただきますようお願い申し上げます、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第9号令和2年度新庄市一般会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

表決の結果、賛成14票、反対1票、棄権1票で、賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第13号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

表決の結果は、賛成15票、反対1票であります。賛成多数であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第10号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号令和2年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第12号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第14号令和2年度新庄市水道事業会計予算及び議案第15号令和2年度新庄市下水道事業会計予算の議案5件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号及び議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 総務文教常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第8議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第12議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例についての議案5件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

**山科正仁総務文教常任委員長** おはようございます。私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。審査のため、3月6日午前10時より議員協議会室において委員7名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

総務課からは、固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するための組織であり、このたびの改正は、法令の名称変更や、委員長の任期を委員の任期に合わせて3年とするものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、固定資産評価審査委員会の開催数はどうかといった質疑があり、総務課からは、平成17年度に開催され、それ以降

の開催はないとの説明がありました。

その他委員より、任命している審査委員会委員について等の質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。総務課からは、このたびの改正は、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日に施行されることに伴い、フルタイム会計年度任用職員の補償に関わる改正を行うものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、短時間勤務の会計年度任用職員に補償はないのかといった質疑があり、総務課からは、短時間勤務の方もこの条例で補償されるとの説明がありました。

その他委員より質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員及び農業委員会事務局職員の出席を求め、農業委員会事務局より補足説明を受けた後、審査を行いました。

農業委員会事務局からは、農地利用最適化推進委員として平成29年7月から8名を委嘱し、担当地域における現場活動を通じた農地等の利用の最適化の推進のための業務をいただいている。このたびの改正は、農地利用最適化交付金を活用し、活動内容に応じた報酬月額とするため、月額報酬を増額するものとの説明がありました。

審査に入り、委員より、農地利用最適化推進委員は総会には参加しているのかといった質疑があり、農業委員会事務局からは、要請があれば総会に出席することもあるとの説明がありました。

また、別の委員からは、1人当たりの担当す

る農地面積が大きいということは、委員の数が少ないと言える。8人ではなくて、10人にする考えはどうかといった質疑があり、農業委員会事務局からは、人数が少ないということで、1人当たりの担当する面積は広い。今後、定員については、いろいろなところで検討しながら考えていきたいとの説明がありました。

その他委員より、新庄市は農業を基幹産業と言っている。また、推進委員は周辺農家の現状をわかっている方々であり、農業を下支えしている方たちであり、もう少し月額をアップしてもよかったのではないかと。今後上げるときは、県で一番に上げてほしいや、また、ほかの委員より、個人の負担が大きいと、なり手不足になる。負担をかけ過ぎないように額を決めてもよいのではないかなどの意見がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。総合政策課からは、このたびの改正は、満70歳以上の方及び高校生の使用料について200円から100円に引き下げられるものである。また、改正に伴う影響額、これは土内線、芦沢線合わせて約13万円弱となると説明がありました。

審査に入り、委員より、高校生の周知方法はどうかといった質疑があり、総合政策課からは、毎日使っただけで利用率が上がることとなる。高校には個別にお話をし、利用促進を図りたいとの説明がありました。

その他委員より、利用者アンケート等についての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例については、監査委員事務局職員の出席を求め、補足説明を受けた後に、審査

を行いました。

監査委員事務局からは、監査委員条例は、監査期日及び通知、例月出納検査の期日、監査結果の公表などの監査の事務手続について規定している。このたびの改正は、改正地方自治法の施行に伴う条例の地方自治法の条ずれを改めるもので、あわせて、国が示した標準例に倣い、健全化判断比率及び資金不足比率の審査についての規定の追加や、決算審査等の審査期限を40日以内から60日以内に見直しを図ったものと説明がありました。

審査に入り、委員より、審査期限が60日以内となるが、9月決算議会まで間に合うのかといった質疑があり、監査委員事務局からは、9月の決算議会に間に合うようにしたいとの説明がありました。

その他委員より、決算データ等の確認の時期等についての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。以上、よろしくお願ひいたします。

**下山准一議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号新庄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号新庄市監査委員条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

## 産業厚生常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第13議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第23請願第1号除雪受託業者に対する支援についての請願についてまでの議案10件及び請願1件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

**今田浩徳産業厚生常任委員長** おはようございます。私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案10件、請願1件です。審査のため、3月9日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例については、市民課の議案となりますので市民課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、意思能力を有するか有しないかの窓口での判断が対応した職員の判断に委ねられ、そごが起きる可能性もある。どのように対応していくのかとの質疑がありました。市民課からは、今までも意思能力を有しない者は印鑑登録はできない方だったが、本人が実印を持参して窓口に来て、本人を確認できる証明書があれば意思能力があると判断し、印鑑登録を受け付けていた。今まで以上に気をつけて対応していきたいとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第25号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例については、成人福祉課の議案となりますので成人福祉課の職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第26号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号から議案第28号までの議案2件は、子育て推進課の議案となりますので子育て推進課の職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第27号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について

補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、平成24年にこの条例を法律に従って制定した際、過料規定は山形県内では新庄市だけだったと思う。改正の方向性などについて12市から聞き取りを行ったのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、12市の方向性については調べてはいないが、全国的には、子供のための教育給付と子育てのための施設等利用給付の過料についてといった別の条件をつくっている自治体もあるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第27号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

審査に入り、委員からは、市内にある3カ所の児童館・児童センターはこの条例に該当しないのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、児童館・児童センターの保護者の方が、ファミリーサポートセンターや認可外保育施設などを使う場合には該当する。児童館・児童センターの連携施設などに関しては該当しないという考え方になるとの説明がありました。

その他、副食費の取り扱いについてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第28号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、商工観光課の議案となりますので商工観光課の職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、製造業の扱いについて確認したい、運送業などはどうなのかとの質疑がありました。商工観光課からは、助成対

象企業の業種は規則で定めており、製造業のほか、耕種農業、土木工業など全部で20種類ある。この業種に該当すれば補助の対象になるとの説明がありました。

平米単価についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第29号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号から議案第31号までの議案2件は都市整備課の議案となりますので、都市整備課の職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第30号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について補足説明を受けました。その後、審査を行いました。

審査に入り、委員会は、民間で宅地開発をする際に何か規制などが出てくるのかとの質疑がありました。都市整備課からは、現在、市道整備においても、道路構造的にそういったところまで設けようという考えはない。開発についても同様となると思うとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第30号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、今回の民法の改正は、公営住宅の入居に際して連帯保証人を不要とするという大きな改正だった。今回の市の条例を見ると、その部分は改正されていない。なぜ改正しなかったのかとの質疑がありました。都市整備課からは、公営住宅法の関係から連帯保証人の部分は選択できるような状況になっている部分もあり、連帯保証人をそのまま継続する場合は連帯保証人が負うべき保証金額を定めることになっている。今回の改正においては、入居者の緊急連絡先等の必要性があったり、生

活状況の指導も含めて保証人が不要になるということはまだ見込めず、必要な部分があったということで、現在の状態で継続させていただく方向で考えた。今後、改めて保証人の必要性も含めて、他の自治体等の例も参考にしながら検討していきたいとの説明がありました。

また、保証人を設けるのであれば、保証すべき限度額を一緒に定めるとというのが改正すべきことではないかとの質疑がありました。都市整備課からは、限度額については、規則の中で定めることになっている。現在は、市営住宅の限度額は家賃の6カ月分プラス退去費用程度を想定しており、規則の中で定める準備をしているところであるとの説明がありました。

また、別の委員からは、民営であれ公営であれ、サービスを受けたら対価を支払うのが常識だが、お金を支払わないケースが見受けられる。連帯保証人を置き、そういったバックグラウンドの安心感があれば、ほかの徴収されている方も安心感があるので、原案に賛成するといった意見も出ました。

そのほかパブリックコメントについてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第30号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただし、委員より少数意見の留保の申し出があり、賛成者もいることから、産業厚生常任委員長を経由し、少数意見報告書が議長宛てに提出されております。

続いて、議案第32号から議案第34号までの議案3件は、上下水道課の議案となりますので、上下水道課及び総務課の職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第32号新庄市都市下水路条例について審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第32号について全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号新庄市下水道条例について審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第33号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第34号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号除雪受託業者に対する支援についての請願については、請願の紹介議員と、説明員として都市整備課の職員の出席を求め、紹介議員からの趣旨説明を伺い、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、業者の数についてどう思っているのかとの確認があり、都市整備課からは、基本的に5時間、午前2時半から出勤し、午前7時半までに除雪を終わらせていただきたいと依頼しているが、路線により5時間では終わらせられない業者や、逆に二、三時間で終わる業者もある。そのため、業者に対しては、路線の組みかえや台数をふやすことが可能か調整しているが、オペレーターの確保が難しい状況がある。まずは、路線の組みかえや適正な路線の配分について、来年度に向けて見直しをしていきたいとの説明がありました。

また、別の委員からは、他市の動向はどうか、また、貸与した除雪機械の返却時の修理費についてはどうかとの確認がありました。都市整備課からは、県内12市で補償制度があり、最上郡内では4市町村で補償制度がある。また、機械損料は、一般土木と同様に時間当たり単価に計上されていると判断している。貸与機械の返却については、どうしても業者の過失で損傷した部分については業者負担だが、基本的に修繕全

ては市で行っているとの説明がありました。

委員からは、雪が少なくても、降ったときは困ることもある。やはり平均値をとって、なるべく業者に負担がかからないような形で、冬の大変さを乗り越えていきたいという市民の願いがある。お互いの立場で、意思疎通しながらやっていただきたいとの意見がありました。

また、別の委員からは、あくまで民間経営の支援拡充なので慎重であるべきとは思いますが、このたびのようなことで企業活動が小さくなってしまいますので、大雪に耐えられないとなると一番被害をこうむるのは市民である。農業では共済制度があり、ある程度の防波堤の役割があるが、建設業界にはない。機械は設備投資が可能なものの、除雪にかかわる人の手当て、人手不足という背景もあるので、請願を採択し、市に報告すべきであるとの意見がありました。

採決した結果、請願第1号については全員異議なく採択の上、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

**下山准一議長** 次に、議案第31号について、叶内恵子さんから、会議規則第108条第2項の規定による少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 少数意見報告をいたします。

令和2年3月9日開会の産業厚生常任委員会において留保した少数意見を、下記のとおり会議規則第108条第2項の規定により報告します。

- 1、議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例。
- 2、意見の要旨。

民法の債権関係の規定の改正を受けて、国の

公営住宅法の中でも改正があり、連帯保証人を不要とすべきことが可能となった。保証人を削除しないのであれば、その保証人が保証すべき限度額を定めることになっているが、新庄市の条例整備は不備である。公営住宅の入居に際して連帯保証人等を求めることは、公営住宅が入居者として想定している低額所得者の入居を妨げ、かえって公営住宅法の趣旨に反する結果を招くと考える。

新庄市においては、公営住宅が住宅セーフティネットの中核としてその役割が期待されていることを鑑み、公営住宅の入居に際しては連帯保証人等を不要とする条例改正を行うべきである。

また、当該条例改正は、市民生活に密接に関連する重要な制度の制定または改廃であるため、新庄市パブリックコメント手続を実施すべきである。

令和2年3月9日、新庄市議会議長下山准一殿宛てに提出させていただきました。

**下山准一議長** それでは、産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号新庄市印鑑条例の一部を改正する

条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号新庄市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号新庄市市道の構造の技術的基準等

を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。

本件に関しましては、少数意見の報告がありましたので、初めに産業厚生常任委員長の報告について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。

次に、少数意見の報告について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 先ほど少数意見の報告を承りました。主張する内容というのが、連帯保証人を不要にして条例を改正しようと、並びにパブリックコメントを開いて市民にも周知させろという内容かと思いました。

そこで質問ですが、現行制度、今、家賃滞納した場合ですけれども、その敷金を充当するというふうな今回の一部改正となっております。それでも払えない場合は、連帯保証人への請求というふうなスタイルでいくんだと思っておりますが、仮に今、修正動議提出者の主張どおり保証人なしの制度に移行した場合ですが、今度、敷金充当後に支払いがない、その場合において即座に明け渡しというふうなことが行われることとなります。これは、入居者の救済措置としては本来の目的を達していないのかというような疑問があるんですが、この点いかがでしょうか。

**3番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番(叶内恵子議員)** 緊急連絡先を設けることが条例の中でできます。緊急連絡先、緊急時の連絡先としては、できることというのが緊急連絡人に、連帯保証人を廃止して緊急連絡人を設置した場合ですが、緊急連絡人を届けるということを想定した場合、緊急連絡時の対応と使用料等の滞納発生時の納付指導、そして使用者が無断退去や死亡した際の廃止の手続などをその緊急連絡人に連絡をする。ただ、費用について、その緊急連絡人が払うものではないです。

連帯保証人の廃止に伴って、例えば退去時に未納使用料や修繕費が納付できない使用者に対応するためとしては、水準を設けるというふうになっている自治体が多いです。使用料滞納者に対する明け渡し請求の基準も、その規則の中で決めていくということになっていきます。そういった規則を本当に一から全て見直して、そして今回、債権関係の改正に伴って、令和2年4月1日から民法の改正に伴って施行されるわけなんですけど、その前にもっともっとあの条例の内容を、現状に合わせてどうなのかということ議論しなければいけないのではないかと、今回反対をいたしました。(「質問の答弁できていない」の声あり)

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 今の内容ですと、緊急連絡人という制度を使うというふうなことだと思われました。ただ、その責任転嫁というか、緊急連絡人の責任が非常に重いような内容だなと思えますが、そのまま残される債務をどのように処理していくのかという点1つと、先ほどパブリックコメントを行うということで、市民の理解を得るというふうな方向をとるという話ですが、それをどのようにしてパブリックコメント以外に、かなり市民負担が大きくなると、その滞納者の家賃を全て税金で対処していくと

いうふうなケースになるかと思えます。その点をどう考えているのかという点、その2つと。

国交省の今回の通達というか、前からあった通達ですけれども、これはあくまでも入居者を保護する趣旨です。今回の債権のほうの改正民法については、これはもう根保証の限度額を定めて、保証人の保護を図っているというような制度でありまして、根本的に目的が違うというような内容になっていると思えます。互いにこの目的の主眼が違っての中で、今、叶内議員もおっしゃいましたけれども、確かにもっともっと細かい内容でもっと入り込んだ協議をしていかないと、この少数意見の留保でもって持つていくにはちょっと、もっともっと重い場に持つていかなければいけないのかなと思うところでもあります。今回の事案にはなじまないで、しっかりした論争の場で行った上で、執行部とともに行政の取り組みを推進する、そういう必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 今回の民法改正というのが、やはり保証人の保護の強化というのがあります。これまで借りた方はこれまでの民法に従うんですけれども、新しく4月1日から改正される民法については、総務省の勧告あと国交省の通達含めて、もっと早い段階で見直しをきちっと話し合って議論して、そして今回の条例改正のところに持つてこなければいけなかったと私は思うんです。

いきなり例えば産業厚生常任委員会に、例えば全員協議会という形で、この条例について平成29年にもう既にわかっているわけです。平成29年の6月に民法というのは改正されますよ、改正されているんですね。施行がこの4月1日なわけですから、そして総務省の通達、勧告が平成30年1月、そして国交省が6月なわけです。その期間というのは2年あるわけですよ。そ

うした場合に、その去年1年間の中で新庄市の市営住宅の今後の運営のあり方が、例えば高齢化ということを書いていて、新庄市も高齢化になるよ、優しいまちづくりをしなくちゃいけないよ、障害者、高齢者に優しいまちづくりをしていかなければいけないよというふうに言っている中で、今後、保証人に対しての保護をどういうふうにして守り、そして今後高齢化する中で住居に困った際どういうふうにして入りやすくしていくのか、住宅のセーフティーネットというところをきちっともう一回見直し、公共住宅がセーフティーネットであるべきだ、住民のセーフティーネットであるべきだというところを見直して、今回の民法の改正にのっとり、それでは新庄市ではどういう方向で条例を整備していくのかというのを、もっと早い段階でしなければいけなかったと思えます。

その話し合いも何もなく、今後ではなくて、民法の改正はもう4月1日施行されるわけですので、される前に話し合いをきちっとすべきだったと思えます。ない中で、条例がこのように改正されますというふうに来ましても、納得できるものではないものですから、少数意見の留保はすべきことであると判断しまして、出させていただきます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 今までの取り組み自体、不備があったと言われればそれまでかという話になりますけれども、今後、民法の改正たしかなされたのでありますので、先ほども言いましたけれども、今後に向けてきちんとした、今の弱者の救済という方法はとっていかなければならないというのは皆さんの共通の意見ですので、ここであえて少数意見を否定するわけではないんです。ただ、こういうふうないい意見が出たのであれば、この場で細かく終わらせてしまうのではなくて、しっかりした協議の場に持つて

いった議論というのが今後必要かと思っております、その辺で検討をいただきたいと思っております。私からは以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** この議会の場というのは、出された条例であったり、可か否かということで決定しなければいけないわけです。そうしますと、今後どういうふうな議論をしていくのかということを含めて、こういう少数意見の留保というのを提出しておくということは非常に重要だと思えました。これがないままで、それでは条例を制定してしまった後に、それではいつ見直しをするんですかという話になるわけです。この少数意見の留保は、今後の本当に話し合いの担保にしていっていただければいいと思ひまして提出をいたしました。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで、議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について修正動議が提出されておりますので、直ちに事務局より写しを配付させます。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は、2人以上の発議者がおりますので動議は成立します。よって、修正動議を直ちに議題といたします。

修正動議の説明を求めます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 令和2年3月17日新庄

市議会議長下山准一様。新庄市議会議員佐藤悦子、叶内恵子議員の提出です。

議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び新庄市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。民法の債権関係の規定が、平成29年6月に改正され、令和2年4月1日に施行されます。

民法の改正を受けて、総務省評価局は、平成30年1月、「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果報告に基づく勧告」を出しました。この総務省勧告により、国土交通省は、平成31年4月、保証人の確保が一層困難となることが懸念され、保証人を確保できないために公営住宅に入居できない事態がないよう、公営住宅管理標準条例（案）を改正し、保証人を削除する旨の見解を示しました。

公営住宅入居に際して連帯保証人を求めることは、公営住宅が入居者として想定している低額所得者の入居を妨げ、かえって公営住宅法の趣旨に反する結果を招くものです。

新庄市においては、当該総務省勧告・国土交通省通知による条例案を踏まえ、公営住宅が住宅セーフティネットの中核として、その役割が期待されていることに鑑み、公営住宅の入居に際しては、連帯保証人を不要とする条例改正を行うべきです。

（別紙）議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正案を説明いたします。

議案第31号第1条関係では、原案は（入居の手続）第11条の（1）に、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人」と書いてありますが、これを修正案では「規則で定める緊急連絡人」と修正案を

出しました。

同じく、原案の第11条3項「市長は特別な事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人との連署を必要としないこととすることができる。」、これは修正案では削るといことです。

そして、議案第31号第2条関係では、(入居の手續)、原案では第10条の(1)に「山形県内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人」とあるのを、修正案では「規則に定める緊急連絡人」というふうに修正をさせてほしいという内容です。

以上です。

**下山准一議長** それでは、ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** 私のほうから質疑させていただきます。今回の関連では、入居者のほうと入居の手續の改正なんですけど、今回の条例改正については、正直第11条と第10条が入っていない、詳しく言えば第6条、第8条、第9条、第15条、第18条、第22条、第37条が入っていますので、第10条、第11条に関しては今回の条例改正には当たっておりません。当たっておらなければ、産業厚生常任委員会のほうでしっかり話し合ってください、わざわざ動議を出してするものではなく、しっかりと担当委員会で話し合ってくださいというのが筋だと思うんですけど、そこら辺の関連はどのようにして今回出されたのかお聞きしたいと思います。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番(佐藤悦子議員)** お答えいたします。

担当の常任委員会、産業厚生常任委員会で十分に話し合われたと認識しております。少数意見の留保も、この修正動議とほぼ同じ意見で修

正動議も出されました。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** 十分話されたということなんですけれども、今回の条例改正では、第10条、第11条は話されていないような形がします。今回は、こういう連帯保証人という非常に重要なときですので、しっかりと産業厚生常任委員会のほうで委員協議会なりしっかりと議論していただきたいんですけども、今回の動議では、ここは急に決めるような形ではないと思うので、もっともっと十分な、そして緊密な要は議論をしていただきたいと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番(佐藤悦子議員)** 私は、産業厚生常任委員会では十分な議論をされたと認識しております。先ほどの委員長の報告でも、かなり立ち入って議論されております。そして、市のほうからの第10条、第11条についての改正が入っていないという、私はそこが市の不足している部分だということだと思いますので、その不足している部分をこのたび修正案として、同じ条例ですので修正案として出したという次第です。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** 今の説明では、余り納得できないような形でした。委員長報告でもそのような報告はいただいておりますし、ここはしっかりと常任委員会としてもむべきであり、この動議はいささか早いような気がいたしますので、よろしく願います。以上です。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番(佐藤悦子議員)** 委員長報告の中で、少数意見の報告書が提出されたという報告が委員長からされました。また、委員長報告の中で、

連帯保証人を不要とできるのではないかという質問もあり、それに対して担当課のほうからは緊急連絡のため必要だと。生活状況改善のためとか、必要だというふうに考えているんだという話し合いがされたことが言われました。

また、質問の中で、報告の中で、限度額を定めるべきなんではないかという質問もございました。それに対する市の側の担当のお答えは、6カ月の滞納分、それから退去費用、これを根保証ではなく、保証の限度額として規則の中で定めたいという担当課長からの話がありました。しかし、これは、これを超えた部分は不納欠損などとなり、市の全額負担となるわけです。そういう意味では、先ほど少数意見の報告書に対する質問の中で、残された債務をどうするのかと、全て税金かという山科議員からの質問もございましたが、これはつまりは、これから市のほうで考えている規則の中身で見ても、残された債務は市で負担すると、あるいは不納欠損となる、市の負担となるということも含まれているように思います。

そういう意味でそういうふうになっているわけですが、このたびなぜ出したかという理由を述べさせていただければ、総務省の調査の中で、11の都道府県で合計65件のに入居辞退が生じているということが出されております。この中には、民間賃貸住宅への入居に困難を伴うとされる精神障害者である単身の生活保護受給者や単身で高齢の生活保護受給者、また身体障害がある単身高齢者などが見られたと報告されております。そういう意味で、もともとから公営住宅に入居される方は低額の所得者で、未納になる場合も大いに想定される、そういう方の連帯保証はできないという方が出てくるわけです。おられるんです。そういう場合、この公営住宅の趣旨であるから、そういうことも想定して、未納になる場合も想定して、それは市で話し合いをし、どうやったら未納をなくせるか、最悪は

生活保護、あるいは自己破産の手続もしたらどうだって、本人に手続のいろいろなことを指導したりできると思うんです。そういうことを市はやるべきだと思います。

**下山准一議長** もうちょっと簡潔な答弁をお願いします。

**1 番（佐藤悦子議員）** はい。そういう意味で、そういうことも含めまして、産業厚生常任委員会では十分な話し合いがされたと見ております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**1 4 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**1 4 番（石川正志議員）** 常任委員会における協議が十分に行われた認識をお持ちで、多少ありがたく思います。条例改正に伴う修正動議というところで、執行は来月1日からなんですよ。近々に迫っている中で、例えば修正案では、連帯保証人にかわり規則で定める緊急連絡人とありますが、まずその定義、それから常任委員会等でもお話出ていますが、単に県内13市の比較をするのははばかられますが、山形県13市の中で、今回の条例改正をやられている基礎自治体も多いと思いますが、その中で連帯保証を削除したというような事例があるのかどうかお伺いします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** お答えいたします。

連絡人というのはどういうふうに見るのかということでした。連帯保証人との決定的な違いは、未納など、あるいは退去費用など、本人が払えない場合、連帯保証人は全額見ることになります。しかし、連絡人というのは、そのお金の保証はしないと、しなくてもよいということです。それ以外、例えば未納が発生した、どうするというときに、市と一緒に本人に連絡をとってみるとか、こうやって払ったらどうだとか、そういう相談に乗る役ができます。ま

た、本人がいなくなったりか亡くなった場合に、本人の手續、市でできない部分とかできるかもしれません。そういうふうに市と連絡し合っ、本人を支える、保証人以外の、保証人というのはお金が一番負担になるわけですから、それ以外のお手伝いは、本人を支える友人的な立場で助言ができるというものです。それは非常に貴重なものだと思います。

また、13市の状況はどうかということですが、私がお聞きした話の中では、まだ県内では13市では行っていないと。条例改正、保証人を不要とするという内容の条例改正の情報は得ておりません。しかし、全国ではやっているところが出ております。例えば川崎市。川崎市が、インターネットで検索しますと先に出てまいります。それを参考にさせていただきまして、このたびの連帯保証人を不要とする修正案を出しました。

**1 4 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**1 4 番（石川正志議員）** 先ほど委員長報告の中にもありましたが、常任委員会で条例改正審査した際に、例えば新庄市の場合、連帯保証という制度を用いつつ、規則の中で最大6カ月、それから退去される場合の費用も連帯保証の方が面倒を見ると。直接入所者が支払いできればいいんでしょうけれども。

例えば、今、川崎市という例があるというお話でしたが、例えば大都市では、私も連帯保証という文言を削除している事例もあると伺っておりますが、例えば先ほど山科議員が少数意見の留保の意見に対して質問した答えが、なかなか的を射た答えがいただけないままでいたんですが、例えば3カ月ぐらいと私は聞いているんですが、3カ月家賃をお支払いいただけない場合は即座に退去させられる、しかも裁判になってしまう。ということは、結局、低所得者の方々の生活自体困窮してしまう原因の一つになるのではないかと私考えるんですが、その

辺、今回の修正動議の提出者はどういうふうに考えるんでしょうか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私は、こうなった場合の、市の、あるいは本人を囲むセーフティネットの囲みとか相談体制とか、それがまだ新庄市でおくれているがゆえに、おくれているというふうに私は見ておりますが、3カ月滞納、即退去し、裁判ということで生活困窮になった場合、私は生活保護申請をできると思いますし、さらに残った費用については自己破産の手續もできます。

これは、生活保護を担当なさっている市の職員は、生活保護申請を受け、そして、さらに残った借金については自己破産もしたらどうだという助言をし、手伝ってあげたりしております。それは、都市整備課だけで今やっているかもしれませんが、市の成人福祉課とか、それから社会福祉協議会とか、それから自立支援の事業所とか立場の職員もいますが、そういう方々と医師と、医療関係ですね、それからヘルパーなどもそうかもしれません、ケアマネジャーかもしれません、そういう生活に困っている本人を囲む方々で、どうやったらいいか支えていく、生活困窮になる方を支える、相談する、そして立て直す、そういう体制は市でつくっていくことができると思いますし、そうやってホームレスになつたりしないで暮らしていけるように、私は市で全力で応援できると思います。

**1 4 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**1 4 番（石川正志議員）** 随分お伺いしますと、私は、ほかの制度を使った救済措置もあるのではないかと。憶測だけで、来月4月1日から施行される条例、そんな甘い議論だけでは私はだめだと思うんですよね。先ほど冒頭の質問で申し上げたように、別な規則で設けてある緊急連

絡人、定義づけも曖昧と。

それから、例えば今未納、残念ながら未納、それから退去費用もどこから捻出するのかわからないということだと思ふんです。この条例改正案の中では、それであれば、課長も未来永劫、新庄市の公営住宅に関して連帯保証人の取り扱いをどうするんだと、今後とも関係機関と協議しながら条例改正に臨むといったほうが、私は極めて現実的な考えであるのかなというふうに思います。

最終的には、未納、それから退去費用と公営住宅にせっかく入所しながら住めなくなった場合の債務、債権は新庄市にあるので、ということは、最終的に広く薄く集めた市税から払わざるを得ない。私は、このような修正案を提出されるということは、新庄市の納税者の理解を得られないものと考えますが、いかがでしょうか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 債務は市税から払うのかということですが、そういうことも、不納欠損というのがありますが、そういう形でできるというふうに思います。なぜかといえば、本人の債務でどうしても取れないということであれば、連帯保証人から取るという今の制度であるがゆえに、全国では連帯保証人になる人がいない。結局入れない。これでは、公営住宅の公営住宅法第1条に「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」という、この公営住宅法第1条、これは住宅に困窮する低所得者であっても、民間賃貸住宅に入れないという方であっても、安い家賃が設定されて、そしていざとなったら公的なものでいろいろな立場から支援してもらいながら入居できるんだとなっている。これは、国土交通省が通知でも認めている公営住宅だから

こそできることとして、公の負担も考えながらあるんだということをごにうたっておりますが、その法律の大事な点に合致して、国土交通省もこういうふうにご保証人なしでいいんだという案を出しているわけです。（「新庄市の納税者のことを言っています」の声あり）

これは、不納欠損というのが最悪あります。例えば全く払えないという状態になれば、先ほど言ったように自己破産という手続がとれるわけです。これは、市民として国民として、そういう場合があるという立場がとれるわけです。そういうことを認めているのが公であると私は思います。（「新庄市民の納税者が納得するかどうかですよ」の声あり）

納得します、それは。市民は。低額の所得者の皆さんのために入りやすいように、入れなかったということがあってはならないのです。そのために、このたび法律改正があったんです。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより修正動議に対する討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより修正動議について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

修正動議に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

下山准一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

表決の結果は、賛成4票、反対12票、賛成少数であります。よって、修正動議は否決されました。

次に、原案について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

表決の結果は、賛成12票、反対4票、賛成多数であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号新庄市都市下水路条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号新庄市都市下水路条例については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号新庄市下水道条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号新庄市下水道条例については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号新庄市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号除雪受託業者に対する支援についての請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** ことしの少雪でいろいろな経済的問題が発生しておるわけでありますので、委員長報告によると、いろいろ審査の内容はわかりました。ただ、その中でお聞きしたいのは、これらのいろいろ見直しとか、負担軽減等発生した場合の大体の金額のお話はあったんでしょうか、なかったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 金額についての質疑はございませんでした。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 審査の内容で、なかつ

たとえばそれ以上お聞きするわけにいきませんけれども、一番市民の方々も我々も、どのぐらいの金額で請願に応えることができるかなというようなことも一番肝心ではないかなと私は思うんです。それ以上ここで委員長に求めなくても委員長答えられるわけでありませんので、そういったこともあればよかったかなというような思いで質問させていただきます。終わります。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号除雪受託業者に対する支援についての請願については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択とし、執行機関に送付し、その処理経過及び結果の報告を請求することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時54分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

**下山准一議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

**石川正志議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前11時40分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第35号令和元年度新庄市一般会計補正予算及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することになりました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました補正予算1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件及び閉会中の継続調査申し出につ

いてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時04分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第24議案第35号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第6号）

**下山准一議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第24議案第35号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第35号令和元年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第35号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、補正後の予算総額を190億4,252万6,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、ふるさと納税寄附金の増額補正と、それに伴う各種費用の補正を行うものであります。

加えて、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができるよう御提案するものでございます。

3ページ、第2表繰越明許費についてでございますが、2款総務費会議室棟建設事業や8款土木費道路長寿命化事業など計9事業について、

いずれも関係機関との協議に時間を要したことや、施工に当たり不測の日数、いわゆる工事途中における降雪予測を考慮したことなどにより、年度内の完成が見込めない状況となったため、繰り越しとするものでございます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、私のほうから、議案第35号一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、補正後の総額は190億4,252万6,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思えます。

次に、3ページの第2表繰越明許費について御説明いたします。繰り越し予定事業につきましては、全部で9事業でございます。

初めに、2款総務費会議室棟建設事業につきましては、計画内容について再考する必要が生じたことから、年度内の完成が見込めず繰り越しするものでございます。

8款土木費の道路長寿命化事業につきましては、萩野橋の改修事業になりますが、山形県の河川との調整が必要となったことから、年度内の調整及び工事の完成が困難となり繰り越しとするものでございます。

また、泉田二枚橋線整備事業など道路橋りょう費のその他の3事業につきましても、関係機関との協議に時間を要したことや、施工に当たり不測の日数を要したことなどによりまして、年度内の完成が見込めない状況となったため繰

り越しとするものでございます。

雪対策費の金沢地区外流雪溝用水導入事業につきましては、県が事業主体となり、その2分の1を負担金で支出するというものでございますが、地下埋設物が支障となり工程に大幅なおくれが生じたため、繰り越して実施するものでございます。

10款の図書館屋根改修事業につきましては、台風等の災害により事業者の確保が難しく、降雪期までの完成が見込めなくなった事由によりまして、また、ふるさと歴史センター空調設備改修事業につきましては、歴史センターの空調設備のふぐあいにより緊急的に改修が必要となったことから、このたびの3月補正で御可決いただいた設計業務委託について繰り越して実施するものでございます。

最後に、道路橋りょう災害復旧事業につきましては、市道上山屋萩野線の災害復旧工事中に新たな被災箇所が見つかったことから、年度内の完成が困難となり繰り越しとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

歳入及び歳出について御説明いたします。

歳入の17款1項2目ふるさと納税寄附金につきましては、当初予算を上回る増収の見込みとなったことから、8,000万円増額補正するものでございます。また、これにあわせ歳出につきましても、返礼品代となります報償費を初め各費用について補正するものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより議案第35号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 3ページの2の総務費の会議室棟建設事業で、計画内容に再考が必要となりということでしたが、どのような再考が必要となったのでしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 会議室棟の計画変更の内容でございます。繰り越し、今回エレベーターと多目的トイレ、それから階段を緩やかにするなどの利用者に優しい施設にするというふうな設計変更によりまして、工期内の完成が見込めなくなったということ、その分完成が出来るというふうなことで繰り越しとさせていただいているものでございます。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

## 日程第25閉会中の継続調査申し出について

**下山准一議長** 日程第25閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決しました。

## 挨拶

**下山准一議長** ここで、このたび勇退されます副市長伊藤元昭君並びに選挙管理委員会委員長矢作勝彦君より御挨拶をいただきたいと思っております。

私のほうから指名いたしますので、順に御挨拶をお願いします。

最初に、副市長伊藤元昭君。

（伊藤元昭副市長登壇）

**伊藤元昭副市長** 議場におきまして登壇の機会をいただきましたこと、改めて議長に配慮していただきましたことについて感謝を申し上げます。

今、世界中では、新型コロナウイルスの感染拡大を非常に心配している時期であります。我が新庄市では、ことしは暖冬の影響で、春に咲くそれぞれの植栽の芽吹きが始まっております。

新庄市民の皆さんが待ち焦がれている春爛漫、百花繚乱の時期がもうすぐやっ来てまいります。

この時期に、不肖私が、副市長職2期8年間の任期を全うして退職させていただくことになりました。浅学非才で至らない私でしたが、山尾市長初め議員の皆さん、そして職員の同僚の皆さんから大変温かく支えていただきました。まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

私、実は一般職を含めると通算で45年間新庄市に大変お世話になりました。この間いろいろなことがありました。今振り返りますと、いろいろな思い出がよみがえります。しかし、それぞれにそれぞれが充実した期間かなと思っております。自分なりに精いっぱいやってきたつもりでおります。

大変お世話になったこの新庄市をこれで離れることになるわけですが、これからも市制70周年という伝統のある新庄市を後方から、大変微力ですけれども後方支援をさせていただきたいと思っております。

新庄市政、本当に伝統あるこの新庄市が今後ますます発展することと、そして市民の皆さんがもう一段幸せになることを心から願ひまして、甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

**下山准一議長** 続きまして、選挙管理委員会委員長矢作勝彦君。

(矢作勝彦選挙管理委員会委員長登壇)

**矢作勝彦選挙管理委員会委員長** 私が選挙管理委員会の委員長に就任いたしましたのは、皆様の御推薦をいただき平成20年3月でございます。通算3期12年間務めました、その間、農業委員会の選挙、土地改良区の総代選挙、市会議員選挙、市長選挙と数々ありまして、合計しますと29回選挙の執行管理をしてきました。その間、大きな誤りもなく職務を全うすることができま

したことは、ひとえに議員の皆様初め多くの方々の御尽力、御協力、御指導のたまものと感謝申し上げます。

退任に当たりまして、皆様方の御健康と新庄市のますますの御発展を祈念しまして、甚だ簡単ですが退任の御挨拶といたします。大変長い間ありがとうございました。(拍手)

## 閉 会

**下山准一議長** ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、3月定例会終了に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

正月を迎えましたときには、穏やかな正月の始まりでというような言葉でありましたが、そのまま穏やか過ぎて、本当に関係業界の皆様が悲鳴を上げているというような状況が続きました。さらには、今回の新型コロナウイルス、自粛というふうな言葉のもとに、市内のさまざまな業種において窮しているという状況が続いている状況であります。

新庄にとって雪は大きな財産であり、経済の歯車の一つであったわけですが、そこの歯車が回らず、さらには縮減するような歓送迎会、あるいは謝恩会などを行う宴会場などが全てストップしているということには、本当に心痛むところであります。

こうした中で、3月定例議会、令和2年度の重要な予算審議、また、さまざまな条例等の審議に、慎重かつ本当に誠意をもって取り組んでいただいたことに心から感謝申し上げたいというふうに思います。

また、振り返ってみますと、この予算の始まりは実は11月から積み上げてくるというふうな

ことで、やはり12、1、2、3と4カ月過ぎている状況の中にあります。私としては、次の6月議会も3月議会並みの予算編成を考えなければならぬと、そういう時代に入っているんだろうなというふうに思っております。

今回の1月から出た新型コロナウイルス対策、それにおける経済対策などスピードを持って当たるには、やはり1期ごとの本会議をしっかりと皆さんと取り組んでいく必要があるんだろうなと。また、3月議会で議員の皆さんから提案されたことも、また年度内にそれが事業として成功するものであれば、6月議会に上げて皆さんと協議していく、スピード感のある行政にしていかなければいけないというふうに肝に銘じているところであります。このことについては、議員の皆様にもぜひ御理解賜りたくお願い申し上げます。

さて、先ほど、ここの議会を最後に3月で退職される副市長伊藤元昭氏、また選挙管理委員の矢作さんと退職されますが、特には、私にとっては伊藤副市長を、新庄市に採用されて以来45年間、同じ道を歩み苦楽をともにしたなど、最後の8年間私を本当に支えていただき、心から感謝申し上げます、第二の人生、第三の人生になるかもしれませんが、健康に留意して、今後とも新庄市の後方支援をしていただければなというふうに思っております。

また、選挙管理委員会、先ほど29度の選挙をしたと、私は29回も選挙できないなと思いながら聞いていたところではありますが、無事にそれもこなしていただいたことに心から感謝申し上げますというふうに思います。

また、新しくなる小松新副市長についても、議会の皆さんに認めていただき、今後とも温かく指導、御支援のほどをいただければと思っております。

最後に、また、今回の3月で退職する職員、本当に誠心誠意をもって市民生活のために御尽

力いただいた、本当に奉職いただいたことを心から感謝し、また、重ねて御礼を申し上げたいというふうに思います。

時節柄、本来は、きょうも議員の皆さんと夜久しく懇談をし、市民生活の情報交換をする場ではありましたが、自粛ということで取りやめになったわけでありませけれども、今後の小さな集まりまでも自粛を要請しているわけでありませぬので、ぜひその辺はお酌み取りいただきたいなというふうに思っています。個人的なそういうふうな情報交換は大いにいただければありがたいと思っております。

3月議会、本当に観光協会に行きましたら、4月のカド焼き大会も中止するというようなことで、非常に厳しい状況がありますけれども、市民の皆さんにとって必要な経済対策などもこれから打ち出さなくてはいけないというふうに思っているところであります。

本当に多難なスタートになるかもしれませんが、議員の皆さんのお力をいただきながら、市民生活の向上に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えています。3月議会の終わりに当たっての挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**下山准一議長** それでは、以上をもちまして、令和2年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時25分 閉会

新庄市議会議長 下山准一

会議録署名議員 押切明弘

〃 〃 奥山省三